一九年十二月フォール（Albert B. Fall）上院議員の提出した「墨西哥カランサ政府の承認取消を要求した」決議案に對し、ウィルソン大統領は次の様な意味の書簡をフォールに送つてゐる。(註六)

「余は斯くの如き決議案が萬一議會を通過するが如きことあれば、我が憲法上の慣習に對する變更を構成し、我が國の外交關係の指揮に關し極めて大なる混亂を生ずるものと信ずる。外國政府と我が國政府との關係を指導するものは、憲法に依り行政部、然して行政部のみであるといふ點に關し余はあらゆる憲法學の權威の支持を受けることを確信するものである。憲法の規定する上院の助言は大統領が外國政府と締結する明示的協約及び我が國を代表する外交使節任命の場合に限り、諸問的性質に於て大統領と關聯するものである。」

(註三) Ogg and Ray, op. cit., p. 403.
(註四) 松下正壽、前揭書、二四七頁。
(註五) 同　一九〇―一九三頁。
(註六) 同　二五二―二五三頁。

四、條約の締結

(イ) 上院の助言及び同意

現行憲法によれば條約は大統領が上院出席議員三分の二の助言及び同意を得て之を締結することになつてゐる。(憲法第二條第二款第二項) 最初米國の獨立を承認した一七八三年の巴里條約は、聯合規約に基いて設置された一院制の聯合議會によつて批准されたが、憲法會議に於ても、ピンクニイは條約締結權 (Treaty-Making Power) を上院の專權とすることを强硬に主張し、細目委員會も最初はこの說を採用した。然るにマヂソンは之に反對して「條約締結權は州を代表する上院よりも、國民を代表する大統領に附與すべきものである。」(註七)と主張し、幾多の討論の後、結局條約締結權は大統領の潛越と過誤を防止する爲めに、上院の助言及び同意を條件として大統領に附與されることになつたのである。ハミルトンは例の「フエデラリスト」の中で「條約締結は立法にも行政にも屬しないが、行政部がこれらの交涉に當るには最も適任である。同時に條約の責任と效果の重大性は、條約締結に當つて立法部の全部又は一部の參加を强調するものである。」と述べてゐる。(註八) 要するに憲法の立案者は大統領と上院とが協力して條約を締結することを期待して本項の規定を設けたもので、下院が除外されたのは條約の締結が「祕密と迅速」とを必要とするからであつた。(註九) 憲法會議に於てウイルソンは「條約は法律の作用を有するものであるから、立法的手段に依るべきである」とし、條約を上院のみならず、下院の承認をも必要條件とすべきことを主張したが容認されなかつた。「出席議員三分の二の同意」と定めたのは、從來の聯合規約が、三分の二の州の同意を條件とした規定を踏襲したもので、大統領の條約締結權に甚しい制限を加へたものであつた。マヂソンは大統領が統帥權を掌握してゐることを理

由に、特に媾和條約のみは上院にその締結權を附與することを主張し、バトラーの支持を得たが之も成立しなかつた。然し乍ら、媾和條約を他の條約の締結より一層容易ならしめるため、「上院三分の二の同意」といふ條件から除外するといふマヂソンの動議は滿場一致で採擇された。然るにゲリー等の反對に遭つて、この除外例も最後に至つて否決され、「上院三分の二の同意」は全條約に適用されることになつた。(註十)特に「出席議員」と規定したのは聯合規約の下に於て、州代表者の缺席のために經驗した困惑を避ける爲めであつた。(註十一)

憲法の規定は上院の助言及び同意を求める手續を明示してゐないから、初期の大統領が條約交涉中に數々上院に報告して、その意見を求めてゐた事實を除いては、條約締結は上院の意思を忖度することなく、換言すれば憲法に言ふところの「助言」を求めることなく締結されてゐる。蓋し上院の議員數は建國當初の二十六人より次第に增加して來たばかりでなく、祕密と外交技術とを要する條約本來の性質から見ても、上院の如き團體に豫め諮問することは不可能であつたからである。斯くて條約締結は憲法制定者の意に反して、條約案が上程される迄は、上院はそれに就いて何等の意見を發表する機會はなく、條約案の上院提出後之に對し同意を拒み、若くは修正を加へるのが多年の慣習となつてゐる。

條約締結に着手する場合は通常、先づ自國の大公使又は特別に派遣する使節をして之に當らしめるか、又は國務長官をしてワシントン駐劄の外國使臣と折衝せしめる。然して兩者の間に成立した條約案に對し、之をそのまゝ上院に提出して同意を求めるか、更に修正せしめるか、乃至はその交涉を打切るかは一切大統領の自由裁量に屬してゐる。大統領はその內容が不滿足であつたり、又は國際關係の急變の爲めに上院提出を好まない時は、提出を見合はせるか、若くは一旦提出後の條約案でも必要によつては撤回することが出來る。然し乍ら條約案は、前述の如く、大統領自身又は大統領の任命する國務長官又は大公使が交涉の任に當り、大統領は上院の反對に對してそれを辯護する立場に在る爲め、條約案が上院の同意を得た後に大統領がその批准を拒むことは稀であり、國際關係の急變等の突發的事故ある場合に二、三の例を見るのみである。(註十二)

この上院の助言及び同意といふ條件により、大統領は上院議員三分の一の反對を受ければ條約の締結を不可能とされるので、實際には大統領の上院操縱の手腕如何は條約成立に大きな關係を持つてゐる。殊に外交問題に關し、上院の實權を握つてゐる上院外交委員會 (Senate Committee on Foreign Relations) に對しては大統領の最も苦心するところであり、マッキンレイ及びローズヴェルト兩大統領の下に六年間國務長官を務めたジョン・ヘイ (John Hay) の評してゐる如く「上院に上程された條約案は鬪牛場に這入つた牛の樣なものである。(註十三) 何時如何なる最後の一擊が下されるかは何人も豫斷出來ないのである。

(註七) 藤原守胤、前揭書、下卷、五三八頁。
(註八) Norton, op. cit., p. 114.
(註九) Ogg and Ray, op. cit., p. 404.
(註十) 藤原守胤、前揭書、下卷、五四〇頁。
(註十一) 同　五三九頁。
(註十二) 松下正壽、前揭書、八九頁註十五。
(註十三) Ogg and Ray, op. cit., p. 405.

(四) 上院の助言及び同意を求める方法

大統領が上院議員個人ではなく、上院全體と交渉中の條約に就いて相談した例は僅々十回位に過ぎない。一七八九年南部インデイアンに關する條約締結に際し、ワシントンは八月二十二日陸軍長官ノックス將軍を帶同して上院に出席し、條約の案文を上院議長に提示して上院の助言を求めた。これに對しモーリス (Gouverneur Morris) はウイリアム・マックレイ (William Maclay) の發案に基き、大統領の提示した條約案を委員會に附託する動機を提出した。マックレイ上院議員は之を說明して、議案を委員會に附託することは討議團體としては普通の方法であると言つてゐる。然し乍ら實際は大統領が陸軍長官と一緒に出席してゐる間は、その問題に就いて自由な討論が出來ないといふのがその眞意であつた。ワシントンは不機嫌な面持で起ち立り「余のこゝに出席した目的は總てが破壞されてしまつた。余が陸軍長官を帶同したのは必要な報告をなさしめる爲めであつたがそれも徒勞に歸した。」と憤慨口調で述べたと言はれてゐる。結局大統領は討議延期に同意はしたが、委員會附託に就いては不滿の意を表して退席することゝなつた。(註十四) この煩雜にして無意義な手續に懲りたワシントンはその後遂に上院に出席して助言を求めることをしなかつたのである。

このやうに自ら上院に出席して上院全體の意見を求めることはウイルソン大統領の時代まで何人も行はなかつた。然るに一九一七年一月二十二日と一九一九年七月十日の兩度に亘つて、ウイルソンは親しく上院に出席して、前者の場合は彼の抱懷する平和聯盟案を說明し、後者の場合はヴエルサイユ條約の無條件承認を求めた。(註十五)

ポーク大統領は一八四六年六月十日、英米共同管理地域であつたオレゴン地方 (Territory of Oregon) の歸屬問題に關し英國大使から協定會議開催の提案があつたとき、交涉開始に先だつて次のやうな敎書を上院に送つた。

「建國初期の時代に於ては、外交政策の重要問題に就いて數々上院の意見と助言が豫め求められたものである。ワシントン大統領も外國と交涉中の協定に就いては度々上院と協議を重ね、前もつてその助言を求めた。この慣習は後年も稀には行はれたが、自分の考へるところでは非常に賢明な方法である。上院は條約締結權を有する一部門であり、外交政策に就いて豫め上院と協議することに

よつて、大統領は上院と大統領自身の間に調和を確保することが出來る。殊に大統領が戰爭か平和かといふ重大問題を決する際には、豫め上院の意見と助言とを求めるのは甚だ妥當な方法である。若し上院が條約批准に必要な憲法上の多數を以てこの提案の受諾を勸告するならば、自分はその勸告に從ふ。若し反對に上院が憲法上の多數を以て受諾を勸告せず、この問題に對する見解をも披瀝しない場合は、自分はこの提案を拒絶するのが自分の義務と考へる。」

この大統領の方針に對しダニエル・ウエブスター（Daniel Webster）は手嚴しい論評を加へて、「條約は一般に大統領が協定し上院が承認するものであるのに、こゝでは全く反對である。これではまるで上院が條約を協定し大統領が之を承認してゐるのと同じではないか。」と攻撃した。然し三日間の論戰の後、上院は三十七票對十二票で提案受諾を大統領に勸告し、條約案上程に際しては四十一票對十四票で之に承認を與へた。(註十六)

一九二二年二月十七日、ハーデイング大統領は議會に敎書を送つて、一九一七年宣戰布告と同時に停止された對獨特許權條約を復活させるか、或は全然新しい別個の條約を締結するかに就いて上院の助言を求めたことがある。之に對し上院は五日の後舊條約の復活を大統領に勸告した。(註十七)

前に述べたポーク大統領の交涉開始に先だつて上院の助言を求めた行爲は前例のない手續であつたが、反對にハーデイング大統領の執つた方法は、ワシントンからハーデイングに至る十二人の大統領が一世紀以上に亘つて、何十回となく繰返した愼重な行動の一例であるとヘインズは評してゐる。(註十八)

また全權委員の任命に對する上院の承認を求めること、並に全權派遣費の協贊を求めることは、その條約に對する上院の態度を知ることが出來るから、全權委員及びその費用の承認を得ることは上院の助言を求める一つの方法ともなる。更に積極的には上院議員を全權委員に任命し、或は個々の上院議員と面接し、乃至は外交委員會と協議する等上院操縱の爲め色々の方法がとられて來た。卽ち一八一四年十二月二十四日に成立したガン（Gand or Ghent）媾和會議には、マヂソン大統領によりデラウエア州選出上院議員ベヤード（James A. Bayard）が全權委員に任命されて、アダムス（John Q. Adams）ギャラテイン（Albert Gallatin）、クレイ（Henry Clay）、ラッセル（Jonathan Rassell）の各全權と共に對英交涉に當つたのを最初とし、一八九八年十月一日より巴里に於て開催された米西媾和會議に際しても、マッキンレイ大統領の任命した六人の全權委員の中には、上院外交委員長デヴイス（Cushman K. Davis）、上院臨時議長フライ（William P. Frye）、上院議員グレイ（George Gray）の三人を含んでゐた。(註十八B)

このやうに上院議員を全權委員に任命して上院の反對を封じやうとする方法に對し、矢張り當時の上院外交委員長を勤めたホーア（George F. Hoar）は常に反對して、「斯くの如きは上院議員をして、議員としての義務の履行を不可能ならしめるものである」と述べてゐる。然し乍ら米西媾和條約が全權委員の一人に、グレイの如き上院の有力議員がゐなかつたなら或は成立しなかつたかも知れないと

はホーア自身も認めるところである。(註十九)

ウイルソン大統領は巴里媾和會議に自ら米國主席代表として出席して會議をリードしたが、その他の全權委員にはランシング國務長官、ホワイト(Henry White)前駐佛大使、ハウス大佐、ブリス(Tasker Bliss)將軍を任命し、上院議員を帶同しなかつた爲めに上院の反感を招き、彼が心血を注いだ同條約は後に至り、大統領の外交委員や其他の上院の領袖達に對する個人的折衝も空しく遂に同意を拒まれるに至つた。ウイルソンの嘗めた此の苦がい經驗に鑑み、ハーディング大統領は一九二一年のワシントン會議には、マッキンレー大統領の先例を踏襲し、合衆國全權委員として國務長官ヒューズ、前國務長官ルートの外に、上院外交委員長ロッヂ(Henry Cabot Lodge)反對黨の領袖である外交委員アンダーウッド(Oscar W. Underwood)を之に任命し、大統領自身は商議に加はらなかつた。一九三〇年のロンドン海軍軍縮會議に於ても、フーヴア大統領はスチムソン國務長官、アダムス(Charles F. Adams)海軍長官、英、白、墨駐劄大使の外に共和黨のリード(Davad A. Reed)上院議員、並に民主黨のロビンソン(Joseph T. Robinson)上院議員を夫々全權委員に任命することを忘れなかつた。

(註十四) Fleming, The Treaty Veto of the American Senate, pp. 16-20.
(註十五) Haynes, op. cit., Vol. II, p. 584.
(註十六) Ibid. p. 587.

(註十七) Ibid. pp. 587-588.
(註十八) Ibid. p. 590.
(註十八A) マヂソン大統領の時代、ギヤラテイン財務長官を現職のまゝ對英媾和委員に任命したところ、上院の反對を受けて困惑した經驗により、それ以後の大統領は多くの場合、媾和委員の任命には、上院の同意を求めない方針を採るに至つた。米墨戰爭、米西戰爭、第一次歐洲大戰の場合、何れもこの方法によつたが、之は大統領が憲法により條約締結權を附與されてゐる以上、條約締結に必要な全權委員の任命は、その權限内に包含せられてゐると解したものであらうが(木村惇、前揭書、上卷三一四頁)條約締結權は大統領單獨の權限でないばかりでなく、外交使節任命に對し上院の同意を必要とした憲法の趣旨より見ても、斯くの如き解釋は疑問とするところである。
(註十八B) 他の三人の全權委員は首席全權、國務長官デイ(William R. Day)、ニユー・ヨーク・トリビユーン紙(New York Tribune)主筆レイド(Whitelaw Reid)、國務次官(Under Secretary of State)ムーア(John Bassett Moore)であつた。
(註十九) Haynes, op. cit., pp. 596-598.

(ハ) 上院の同意權に對する修正論

一七八九年から一九三四年までの間に上院に提出された條約の結末に就いて、一九三五年に國務省が發表した分類表によると次のやうになつてゐる。(註二十)

㈠	上院によつて承認されたもの	六八二
㈡	上院によつて修正されたもの（A）	一七三
㈢	上院によつて否決されたもの（B）	一五
㈣	大統領によつて撤回されたもの	二一
㈤	最後の決定を見なかつたもの（C）	七一
㈥	單に報告の爲めに送達されたもの（D）	七
	合計	九六九

（註）（A）こゝに言ふ修正（Amendment）とは Reservation, Condition, Qualification を含む。

（B）之は「大統領に返付された」（returned to the President）ところの「否決された條約」（rejected treaties）のみを指す。

（C）この中一九二三年以前に提出されたものは本表作成當時既に全部廢棄され未決のものは僅かに十二である。

（D）本表の各條約の實數は九百二十八である。合計數九百六十九より四十一餘いのは一つの條約で二つ以上の項目に跨つてゐるものがあるからである。

この內憲法の規定する上院三分の二の投票を獲得出來なかつた爲めに否決された條約は、一八六〇年までは一つもなく、一八六〇年から一九三五年までの間に十二あつた。(註二十一) それにはテキサス併合條約（一八八四年）、タフト・ノックス仲裁條約（一九一一年）、ヴェルサイユ條約（一九二〇年）、セント・ローレンス（St. Lawrence）河航路條約（一九三四年）、常設國際司法裁判所加入條約（一九二六、一九三五年）などの比較的重要な諸條約が含まれてゐた。

憲法がこの條項を設けた目的は、大統領が民意に反して國家又は國民に不利益な條約を締結するのを防ぐためであつたが、國家の聲威も上り、民主主義も發達した現在では、寧ろ不適當な規定となつた。之に對する改正案として、㈠上下兩院過半數の承認を以つて可とする說、㈡上院の單なる過半數にて足るとする說、㈢特別の外交會議（Foreign Relations Cabinet）にかけるを可とする說などがある。第一說は憲法會議でウイルソンが主唱したが、ペンシルヴアニア一州より贊成がなかつた。然し最近ではデヴイス（John W. Davis）、ブライアン（Willian J. Bryan）、ハウス大佐などの贊成者が出てゐる。第二說はマッコール（S. W. McCall）下院議員の主張であり、第三說はライト（Quincy Wright）教授の創案である。第三說に對してはデンヂャーフイールド（Rayden J. Dangerfield）教授も之を支持してゐる。(註二十二) ラスキ教授は第一說を以て、理論上最も妥當なりとして次の如く述べてゐる。(註二十三)

「この方法は條約實施に必要な支出を協贊する立法部の一院を條約締結に結合せしめる。現在の下院が膨大な團體であるといふことは、重大な反對の論據となるものではないと思ふ。上院でも大統領の諸問機關としては大き過ぎたのだ。……兩院とも外交に關聯を持つてゐる以上、兩院に平等な關聯を持たせるのが妥當である。人民投票による兩院制度の行はれてゐる國に於て、一院を重要な政策部門から除外して、直接の關聯を持たせないのは適當でない。然も下院は頻繁に選擧が行はれ

て輿論の動向に接近することが出來るのである。」

然しまた之と反對にハーヴアード大學のムンロー教授(William B. Munro)の如く現行制度の維持を主張してゐる學者もある。ムンローは Current Problems in Citizenship (1924) に於て、

「條約締結に對する上院三分の二の同意を單なる過半數に引き下げよといふ說がある。然し斯くの如き變更論は認められてゐない。余は現在の方法でも惡くはないと思ふ。上院は少くとも幾多の重大な過誤から大統領を救つた。例へばサント・ドミンゴ(Santo Domingo)を併合して、國民の負擔を增大したと思はれる一八六九年の同國との條約を拒否した如きはその一例である。」(註二十四)

と論じてゐる。然し乍ら米國の上院議員は各州均等の二名である爲め、人口稠密で殷賑な諸州を代表する議員よりも數の上で優勢を占め、數々重要條約案を葬つてゐる。その外、下院が條約に對して何等の發言權を持つてゐない爲めに、條約執行に必要な立法の制定若くは經費の支出に對し下院は常に之が同意を餘儀なくされてゐるのである。(註二十五)

(註二十)　Haynes, op. cit., Vol. II, p. 603.

(註二十一)　Ibid. p. 659.

(註二十二)　Laski, op. cit., p. 197.

(註二十三)　Ibid. pp. 202-203.

(註二十四)　Fleming, op. cit., p. 284, note 14.

(註二十五)　Ogg and Ray, op. cit., p. 406. 一七九四年のジェイ(Jay)條約實施に必要な經費支出案の審議に際し、下院は獨自の見解に基いて、條約の內容を審査する權能ありとし、大統領に對し參考資料の提出を求めたが、ワシントンは下院が條約に參加する權限を有しないことを理由に、之を拒絕した。下院は投票の結果、贊否同數となり、僅かに議長の一票に依り、本條約を認めることになつたのであるが、下院が條約締結權に容喙することを許さないといふ憲法解釋上の慣例はこゝに確立されたのである。(木村惇、前揭書、上卷二〇三頁、四三四頁)

五、行政協約 (Executive Agreement)

條約は上院出席議員三分の二の同意といふ條件がある爲め、近代に至り、大統領は手續上若くは政治上の理由から條約締結を避けて、上院の同意を必要とせず、然も實質的に條約と何等異る處のない行政協約を締結することが數々行はれるやうになつた。この行政協約は大統領が議會より一定事項に關する授權を受けて、それに基いて外國との協定を締結したものである。(註二十六) 例へば郵便、版權、通商航海等の經濟的內容を有するものなどは前以つて議會に依り、總括的にその權限を附與される場合が多い。一九三四年ローズヴェルト大統領は三箇年を限り、現行關稅を五十%の範圍內で變更する協定を、上院の同意なくして締結する權限を附與されたが、一九三七年この權限は更に三ケ年延長された。(註二十七) 一九四〇年までにこの種の協定で成立したもの四十に上つた。

行政協約は形式上條約 (Treaty) と稱さないが、米國を拘束することは條約と何等異る處がない。

この中には北清事變議定書（一九〇一年）、移民問題に關する日米紳士協定（一九〇七年）、高平・ルート覺書（一九〇八年）、パナマ運河の獨立を定めたパナマ協定（一九一四年）、石井・ランシング協定（一九一七年）、對獨休戰協定（一九一八年）、等の重要法案を含んで居り、政治的勢力の强大な大統領はこの方法により、益々その外交權を擴大してゐる。一九〇五年セオドア・ローズヴェルトはサント・ドミンゴとの關稅條約が上院で否決されるや、その政府と假條約（Modus Vivendi）を締結したが、一九一一年にはタフトもニカラグア（Nicaragua）と同樣の條約を結んだ。これらの假條約又は暫定條約と稱するものは、一定期間を限り本條約と同樣の效力を有するものであるが、前者は一九〇七年に至り、後者は一九一六年に至つて初めて本條約として上院の承認を受けたのである。

ローズヴェルトは一九〇五年のサント・ドミンゴとの假條約に就いて、その自傳に於て次の如く述懷してゐる。（註二十八）

「憲法は斯くの如き權限を余に附與してゐるものではない。然し憲法の規定も之を禁止してはゐないのである。余はこの協定を實施したが、上院の承認はそれから二年後であつた。余は必要の場合には上院の承認なくとも、余の任期中實施を繼續する積りであつた。」

レイナー（Rayner）上院議員はこのローズヴェルトの假條約締結に際し、一九〇六年一月二十三日の議會で、「大統領が行政協約締結といふ疑問の餘地のない權限に基き、餘りに極端に走つて、正式の條約よりも性質上、遙かに重大な協約を外國と締結する惧れがある」ことを警告してゐる。（註二十九）然し大統領が行政協約締結權を如何なる範圍まで擴大し得るかは、全く政治的考慮によつて決定せらるゝ問題であつて、法律上條約と行政協約との限界は全くないのである。（註三十）

（註二十六）松下正壽、前揭書、七九頁。
（註二十七）Ogg and Ray, op. cit. p. 196.
（註二十八）（註二十九）Laski, op. cit., p. 196.
（註三十）松下正壽、前揭書、八〇頁。

六、外交政策の發議

以上の如く米國の外交政策に對し、イニシアテイヴをとるものは多くの場合大統領であり、大統領はその外交政策を世界に宣言し、それを遂行するに必要な手段をとることが出來る。米國民が歐洲の政治問題に關與することを警しめたワシントンの孤立政策、歐洲諸國の米大陸に對する干涉を排擊したモンロー主義（Monroe Doctorine）、一八九九年のマッキンレイ大統領が國務長官ジョン・ヘイを通じて宣言した支那に關する「門戶開放政策」（Open Door Policy）などは何れも米國外交政策の傳統となつてゐるものである。（註三十一）ウイルソンは幾多のカリビア海（Caribbean Sea）沿岸の弱小共和國を米國の屬國化することに努め、フランクリン・ローズヴェルトはその善隣政策（Good Neighbor Policy）

と米洲共同防衛（Inter-American Defense）の名の下に南米諸國を米國の勢力圏内に抱擁することに腐心した。一九三二年フーヴア大統領はスチムソン國務長官をして、滿洲國不承認を宣言せしめ、一九三九年ローズヴエルト大統領は議會をして交戰國に對する武器禁輸に關する法律を制定せしめた。斯くして世界情勢の變轉に伴ひ、大統領は米國の執るべき外交政策を決定する。然るに往時大統領に對する議會の壓力の大であつた時代には、議會が外交政策を發議し、大統領が之に追隨してゐたやうな場合もあつた。一八一二年の米英戰爭、一八九八年の米西戰爭などは、宣戰布告の權限を有する議會が、大統領の欲しない戰爭を積極的に勃發せしめたものであつた。また議會が大統領の外交政策に反對して之を挫折せしめた例は、ジョン・Q・アダムスの汎米政策（Pan American Policy）ヒアースのキューバ政策、グラントのドミニカ政策、クリーヴランドのハワイ政策、ウィルソンの國際聯盟案等に於て之を見ることが出來る。(註三十二)

然し乍ら大統領の聲望大にして輿論を指導し、議會に優勢な與黨を有する場合は、大統領はその外交政策遂行に當つて殆ど獨裁的地位に立つ。マサチユセツツ州共和黨下院外交委員會委員ジョージ・H・チンカム（George H. Tinkham）が一九四〇年七月十二日發表した聲明書に依ると、(註三十三) ローズヴエルト大統領はその强大な政治的勢力を利用して、

(一) エチオピア（Ethiopia）戰爭に於ける伊太利經濟封鎖
(二) 一九三七年の侵略國隔離を主張した市俄古演說
(三) 一九三八年以來の蔣政權の援助
(四) 一九三八年のミュンヘン（München）會議を誘致した米國外交官の活躍
(五) 一九三九年一月大統領教書に於て示された歐羅巴及び亞細亞の紛爭に介入する言辭
(六) その數週間後に爲された米國國防の第一線は佛蘭西に在りといふ言辭
(七) 芬蘭に對する財政的援助
(八) 歐羅巴戰爭開始前より現在迄の英國に對する公然且大膽な援助

等の對外干渉政策を續けて來たが、一九四〇年十月には先づ議會をして、選抜徵兵法（Selective Training and Service Act of 1940）を制定せしめると共に、翌年三月十一日には七十億弗の支出權限を大統領に附與する合衆國國防促進法（An Act to Promote the Defense of the United States. 俗に武器貸與法 Lease-Lend Act と稱せられる）を制定せしめた。之は戰債不拂國に對する借款を禁止したジョンソン法（Johnson Act）並に交戰國に對するクレヂット供與を禁止した中立法（Neutrality Act）等の既存法の規定を事實上無效たらしめる廣汎な權限を大統領に附與した點で劃期的なものであり、議會の之に對する討議と修正の經過は議會が自己の權能を擁護せんとする努力の發現でもあつた。(註三十四) 次いで四月二十五日には中立哨戒水域の擴大が宣言されたが、五月二十七日には、「事實上の戰爭又は戰爭

の脅威若くは暴動、侵略又は合衆國の國際關係の攪亂」を理由として「無制限國家非常時狀態」(a state of unlimited national emergency)の宣言を公布し、六月十四日には獨伊兩國の在米資產の凍結、同十六日には在米獨逸領事館の閉鎖が強行された。更に進んで七月七日にはデンマーク領アイスランド進駐が行はれ、七月二十五日には遂に我國に對し在米資產凍結の擧にさへ出たのである。然るに國民の大部分が參戰反對（ギャラップ博士の輿論調査によると當時米國民の八割以上は參戰反對であつた）であつたにも拘らず、上院議員ホイーラー(Burton K. Wheeler)、ナイ(Gerald P. Nye)、下院議員フィッシュ(Hamilton Fish)、米國第一委員會（America First Commitee）のリンドバーク大佐（Charles A. Lindburgh）等の唱導する孤立主義(Isolationism)は一向に振はず、ローズヴェルトの「非交戰國としての戰爭」(Non-Belligerent-War)政策は米國民の所謂「外國間の戰爭に捲き込まれる危險」を伴ひつゝ、着々實行されて行つたのである。大東亞戰爭勃發の直接の原因が、ローズヴェルト大統領の指導する㈠日本の敵、蔣政權に對する軍事的及び財政的援助、㈡日米通商條約の廢棄、㈢對日輸出禁止、㈣世界的日本品ボイコットの使嗾、㈤在米日本資產の凍結、㈥國家存立に關する日本の最小限度の主張に對する考慮の拒否、㈦對日戰備の進捗にあつたことは既に衆知の事實である。(註三十五)この外大統領が陸海軍の總司令官として兵力を行使し、開戰の契機を作つた實例も數々あるが、之に就いては別に次の章で述べる。

（註三十一）米國外交上の傳統政策に就いては立博士の「米國外交上の諸主義」（昭和十七年）に詳しい。簡單には Bailey, Diplomatic History of American People 1940. pp. 757-759. 參照。

（註三十二）Ogg and Ray, op. cit., p. 409.

（註三十三）昭和十五年七月十四日所載、東京朝日新聞ワシントン特電に據る。

（註三十四）高木八尺、米國政治の動向、國家學會雜誌第五六卷第一號、一五九頁。

（註三十五）堀內閣情報局第三部長談。（東京朝日新聞、昭和十七年六月四日所載）

第四章　大統領の軍事權

一、軍事權の分割

米國政治組織の特色をなすところの牽制均衡の思想は、國家の權力が一機關に集中せられて人民を壓迫することを極度に避けてゐる。隨つて戰爭といふ國家の運命を決し、人民の生命財産を危殆ならしめるやうな重大事項を遂行する權能を行政部及び立法部に分散せしめたのは當然である。斯くて宣戰布告權並に軍の編制及び維持權は大統領に、媾和條約締結權は大統領並に議會に夫々附與されたのである。

二、大統領の統帥權

憲法第二條第二款第一項の規定によると、合衆國大統領は合衆國の陸海軍及び合衆國の勤務の爲めに召集中の各州民兵（Militia）の總司令官（Commander-in-Chief）となることになつてゐる。隨つて米國の統帥權は名實共に大統領一人に專屬してゐるが、この制度が文政權による統帥權の干犯を防止する意圖を持つてゐるに反し、米國のそれは武官に依る兵權の亂用を防ぐ爲め、民主的に選擧された大統領に統帥權を附與し、文政權による統帥權の統制を目的としてゐる點で正反對である。（註一）英國等では統帥權は國家の元首に與へられてはゐるが、その行使に當つては國務大臣の副署を必要とするので、司令官の任命其の他の最高軍事政策は內閣の同意なくしては決定されず、統帥權の實權は內閣に歸屬し、君主は單に形式上の統帥權を擁してゐるに過ぎない。（註二）之に反し米國の大統領が指揮官の任命並に軍事行動の決定に際し、獨自の見解を以て之を遂行することの出來るのは、大統領の統帥權の完全なる獨立性を示すものと言へる。

大統領の統帥權には憲法上何等の制限がないが、憲法會議に於ては、大統領が戰場に於て實際に軍隊を指揮することは禁止すべきであると主張する者があつた。之は大統領が兵力によつて米國の政體を變更することを危惧した爲めであつたが、大統領の統帥權にこのやうな制限を加へる時は、その限界が明瞭を缺くばかりでなく、指揮官が實力を握つて大統領の命を奉じないといふ場合を生ずる爲めに採用されなかつた。（註三）然し乍ら實際には大統領が直接出征軍を指揮したことはなく、大統領が軍人出身の場合でも統帥權の行使は陸海軍長官を經て實施され、出征軍には別に司令官が任命される慣習になつてゐる。第一次世界大戰ではパーシング將軍（John J. Pershing）が歐洲派遣軍司令官に任命されてゐる。之は大統領が元首として、他の重要な任務を有し、直接に軍を指揮することが不可能であるといふ運用上の便宜から來たものである。（註四）

然し乍ら統帥權が英國の如く內閣といふ集合體に附與されず、大統領たゞ一人に附與されてゐるので、指揮官の任命、軍事行動の決定に當つては、大統領は獨裁的地位に立つて戰略的に有利な敏速果斷な處置を執り得るのであるが、大統領が政黨を背景としてゐる關係上、實際には種々の障礙に逢着する場合がある。米墨戰爭の際、民主黨出身の大統領ポークは、民主黨員に適任者が無かつた爲め、已むなくホイッグ黨(Whigs)のテイラー(Zachary Tayler)將軍を司令官に任命した。然るにテイラーの軍隊が連戰連勝して、敵の首都メキシコ市の陷落も間近に迫つた頃、大統領はテイラーがその戰勝により、國民的英雄となつて次期大統領戰に必勝するを畏れ、同じホイッグ黨からスコット(Winfield Scott)將軍を新に司令官に任命して民主黨の安全を保持しやうとした。この爲めに軍の再編成が行はれて戰機を逸すること大であつたと言はれてゐる。(註五)

聯邦政府の基礎が鞏固となり、大統領の權限も擴大した現代に於ては、以上の場合とは著しい相違がある。前大戰に於てウイルソン大統領は反對黨のパーシング將軍を出征軍司令官に任命して、政黨の干渉を排除し、よく統帥權の獨立を確保した。一九四一年七月二十六日ローズヴエルト大統領は比律賓マニラに設置された極東軍司令官に前陸軍參謀總長(Chief of Staff)ダクラス・マックアーサー(Douglas MacArthur)を任命したが、開戰後の三月九日には、海軍作戰部長(Chief of Naval Operations)ハロルド・スターク(Harold Stark)を歐洲方面米國艦隊司令長官に轉出せしめ、聯合艦隊司令長官アーネスト・キング(Arnest J. King)を現職のまゝ作戰部長に任命し、參謀總長ジョージ・マーシャル(George C. Marshall)と共に陸海軍の指揮に當らしめてゐる。(註五A)

指揮官任命の外、最高軍事政策を決定し、之を實行することに於ても、大統領は何等制約を受けてゐないなら。南北戰爭に於て、最初リンカーンは、戰爭の目的は、米國の統一にあつて、奴隸廢止でないことを明示してゐた。然るに北軍の不振の爲めに、政府が苦境に陷るに及び、リンカーンは南部聯邦(Confederate States of America)の抗戰力を弱める爲めには、奴隸制度の廢止が軍事上必要であると認め、一八六二年九月二十二日總司令官の權限に於て、獨斷を以て脫退諸州に對し、翌年一月一日までに合衆國に復歸しなければ奴隸を解放する旨通告した。然し之に應ずる州が一州もなかつたので、奴隸解放令(Emancipation Proclamation)(註五B)は指定の日に公布され、ために北軍の作戰は次第に有利に進展するやうになつたのである。

然し乍ら大統領の軍事行動が國內の政治的理由により、制約される場合のあることは、先に述べた指揮官任命の場合と同樣である。曾つて作戰部長プラット(William V. Pratt)提督の言つた樣に「米海軍の弱點である政治が戰略を動かす」ことは數々ある。國民の選擧によつて當選した大統領が、輿論に動かされて不利な用兵作戰を行ふことは、實際上有り得ることで、然もこの場合、大統領とその直屬長官である陸海軍長官とは、通常文官出身者であるからその弊害の甚しいことは想像出來る。蓋

し米國に於ては參謀總長及び作戰部長は個人的に大統領の諮問にも應じ、最高軍事會議にも常に出席はしてゐるが、官制上では何れも陸海軍省に附屬し、大統領に直屬するものではないのである。然し最近の外電（昭和十七年七月二十日）は、前作戰部長、駐佛大使リーイ（William D. Leahy）提督を大統領直屬の總參謀長に任命し、陸海軍統帥部との連絡に當らしめることゝなつたと報じてゐる。之は總司令官である大統領の下で事實上の副總司令官（Assistant Commander-in-Chief）の地位に立つものであらうと想像される。米西戰爭に於ても、マッキンレイ大統領はその軍事行動が常に國內の政治問題に禍されて困惑したと言はれてゐる。

大統領の統帥權に對する別の大きな缺點は、大統領に任期のある爲めに、戰爭中に任期滿了して選擧の爲めの政爭を惹き起す惧のあることである。之は現代の如く戰爭が長期化する場合は必然的に起る問題であるが、南北戰爭に於ても、リンカーンの率ゆる共和黨では、總司令官のリンカーンと、その部下である北軍の指揮官グラント（Ulysses S. Grant）將軍とが黨內で公認候補の指名を爭つたばかりでなく、リンカーンは更に自分の任命した民主黨のマクレラン（George B. McClellan）將軍とも選擧場裡に角逐しなければならなかつた。（註六）ウイルソン大統領が再選の翌年（一九一七年）參戰したのはこのリンカーンの嘗めた經驗に鑑み、參戰中に大統領選擧の行はれるのを避けたものであるとも言はれてゐる。（註七）また大統領は死亡又は彈劾による免職の外、任期中その地位を動かすことが出來ない。隨つて英國などの內閣制度と異り、大統領の用兵作戰が不適當であるといふ理由で大統領を變更することは出來ない。ローズヴェルト大統領の現在の任期は、一九四四年十一月の選擧を以て事實上終了するので、既にその前年頃より、政府も野黨も選擧對策に奔走し初め、大統領の敗戰の責任は糾彈され、米國の輿論の統一は益々失はれるであらうと思はれる。

統帥權の範圍は明瞭でないが、治安維持の必要あるときは、平時と雖も、兵力を以て之に當ることが出來る。一八九四年クリーヴランド大統領は有名なシカゴのプルマン寢臺車會社（Pullman Palace Car Co.）の勞働爭議に軍隊を出動して治安維持に當らせたが、近くは一九四一年六月九日、カリフォルニア州イングルウッド（Inglewood）の北米航空會社（North American Aviation Co.）の爭議にも、ローズヴェルト大統領は軍隊に命じて工場接收を行はしめてゐる。

また大統領は海外に於ける米國の權益を保護する必要あるときは、海外に兵力派遣を行ふことが出來る。在外權益保護の爲めに、出兵する慣習が確立されたのはモンロー大統領第二期執政時代（一八二一年―一八二五年）で、カリビア海の西班牙領諸島に對して實力を行使したのに始まる。（註八）然し乍ら米國の中米諸國、就中キューバ、ハイチ、サント・ドミンゴ、メキシコに對する數度に亘る出兵は、多くは必要の度を越してその國の內政に干涉したものであつた。更に甚しいのは一九〇三年の支那に於ける鄱陽湖航行權の獲得で、之は米國には何等實在の權益なきに拘らず、軍艦を派遣することによ

つて新な權益を創設したものであつた。(註九)但し現地保護は相手が弱小國に限られることは當然のことである。

占領した敵國の領土、若くは叛亂を起した自國の一部に對しては、大統領は戰爭中之を軍の統制下に置くことが出來るが、平和克復後は一般法律の手續きに依つて統治しなければならないことは勿論である。ポート・リコは一八九八年から一九〇〇年まで、フイリッピンは一八九八年から一九〇二年まで、何れも法律に基く政府の樹立されるまで大統領單獨の權限下に置かれてゐた。(註十)南北戰爭の當時リンカーン大統領は大統領令を以て人身保護令狀(Writ of Habeas Corpus)の特權を停止する旨宣言した。この特權は逮捕せられた者が直ちに裁判所に於て引續き拘置せられるか否かの決定を受ける權利を指すものである。然るに「人身保護令狀ノ特權ハ叛亂又ハ侵略ニ際シ、公共ノ安寧ニ必要ナル場合ノ外停止セラルヽコトナシ」といふ憲法第一條第九款第一項の規定は議會に對する規定である爲めに、この特權を停止することは議會の權限に屬するものであるといふ說がある。當時の大審院長タニー(Roger B. Taney)もリンカーンの行動を以て憲法違反であると主張してゐる。

(註一)　松下正壽、前揭書、四四六頁。
(註二)　同　四四五頁。
(註三)　同　四四三頁。
(註四)　同　二六二頁。
(註五)　同　二六二—二六三頁。
(註五A)　從來同格の地位にあつた作戰部長と艦隊長官との兼任により、海軍の指揮の單一化が實施されることになつた。現在の海軍作戰部(Naval Operations)の任務は沿岸軍事施設(Shore Establishments)軍需資材(Material)部內行政(Administration)のみに限られ、艦隊の指揮運用には關與しないとされる。(New York Times, May 15, 1942)陸軍では參謀總長の下に陸上軍(Ground Forces)、空軍(Air Forces)、兵站軍(Services of Supply)を設け、各々司令官を任命し、別に外國派遣軍、基地守備軍を置くことになつた。(一九四二年三月二日附大統領令)
(註五B)　松下正壽、前揭書、四六〇—四六一頁。
(註六)　Minor, The Story of the Democratic Party, pp. 288-291.
この選擧はリンカーン二、二一三、六六五票、マクレラン一、八〇二、二三七票でリンカーンが再選された。
(註七)　松下正壽、前揭書、四六四—四六五頁。
(註八)　同　二五四頁。
(註九)　同　二五六—二五七頁。
(註十)　Ogg and Ray, op. cit., p. 415; Orth and Cushman, op. cit., pp. 291-292.

三、統帥權と戰爭の開始

憲法の規定は宣戰布告權を議會に附與して、大統領の統帥權亂用を防止してゐるが、この宣戰布告

權を議會に與へるに就いては憲法會議に於ても種々の論爭があつた。「戰爭を爲す權限」(the power to make war)を立法部全體に附與するといふ委員會の決定に對し、ピンクニイは「立法部は年一回しか開會されず、且議事緩慢にして、斯る審議に對しては餘りに多數である」ことを理由に之に反對し「條約の締結に參加し、外交問題に通曉し、且適當な決定を行ふ充分の能力を有する」上院を以て最適任であると主張した。これは米國が十三州より成る聯邦國であるから、各州二名の代表者を以て構成される上院こそ、宣戰媾和の權を有すべきであるといふハミルトンの主張とも一致するものであつた。之に對しバトラーは大統領に宣戰布告權を附與する事を提議し、「外國の事情に精通し、民意を代表する大統領は、國民の支持ある場合の外は戰爭を起さぬであらう」と論じた。然し乍らピンクニイの主張は「共和國に於て宣戰權を行政官に單獨に與へんとするが如きは矛盾も甚しきものである」といふグリーや、「戰爭を容易にするよりも、寧ろ之を拘束することに贊成である」といふメーソンの支持を受けたので、宣戰布告權の立法部附與はこゝに確定することになつた。隨つて「戰爭を爲す權限」は「戰爭を宣言する權限」(the power to declare war)に修正されたのである。(註十一)

統帥權を附與されてゐる大統領が受動的立場に於て、外國の侵略に對し兵力を動員して防衞の任に當るのは當然であるが、この統帥權の發動は外交政策上數々積極的に開始されて戰爭の原因となつてゐる。憲法の規定は宣戰布告、戰時立法の權限を議會に附與して大統領の統帥權亂用を防止してはゐるが、統帥權の全部と外交權の大部分を保有してゐる大統領は、外交交涉によつて或國と接近又は阻隔し、乃至は統帥權の發動による兵力派遣によつて戰爭を挑發し、開戰の時期を決定することが出來る。議會はこの大統領の外交政策に防害を加へることは出來るが、自ら之を指導することは出來ない。(註十二)

一八四六年ポーク大統領は、墨西哥政府が國境であると主張してゐたニューセス(Nueces)河を渡河して、リオ・グランデ(Rio Grande)河の對岸迄軍隊を進駐せしめた爲めに米西間に戰爭を惹起せしめた。一八九八年にはマッキンレイ大統領の派遣した米國軍艦メイン號(The Maine)がハヴアナ(Havana)に於て爆破されたのを契機に米西戰爭が勃發した。一九一四年ウイルソン大統領は墨西哥のヴェラ・クルス(Vera Cruz)に於て米國水兵侮辱事件の發生するや、メイヨー(Mayo)提督麾下の艦隊を同市に派遣して之を占領せしめた爲めに、米墨開戰を見やうとしたが、南米三國公使の調停により危く戰爭は回避された。

一九〇七年の夏、移民問題の惡化から日米間の空氣が極めて險惡となつたことがある。之に對する爲めにセオドア・ローズヴェルトの取つた方策は世界巡航途上にある米國艦隊をして日本を訪問威嚇せしめることであつた。その間の事情はグリスウォルド(A. Whitney Griswold)の「米國極東政策史」によると、

「一九〇七年の三月十六日から一九〇九年の二月二十二日迄續いた米國艦隊の世界巡航は、明瞭な

示威であつた。ローズヴエルトは、『日本人の文書や結論の中には、極めて輕微ではあるが不愉快至極な意識が明らかになつて來た。日本人は余が恐れを抱いてゐると思つてゐるので、余は實力を示す時が來た』と考へたのである。彼は更に後になつて、この巡航を『平和を招來するのに最も重要な役割を果した』と述べてゐる。(註十三)」

と記述されてゐる。米國の日本蔑視は實にこの時に端を發してゐると言へやう。一九四〇年の春に於けるフランクリン・ローズヴエルトの米國主力艦隊のハワイ集結はこの故事を眞似たのであるかどうかは知らない。然しローズヴエルトの眞意がそれによつて日本を威嚇讓歩せしめるか、或は最惡の事態に立ち到つても自國に勝算ありと信じたか、其の何れかにあつたことは間違ひない事實である。その外アイスランド進駐、大西洋に於ける防衛水域（Defensive Waters）設定の宣言等は、米國の安全が脅威されてゐるといふ理由に基く大統領の統帥權發動であつたが、この兵力行使だけでも米國の對獨開戰の契機を爲す惧れは充分にあつたのである。

斯くて議會の宣戰布告權は野望を逞しくする大統領の前には何等の權威をも發揮することが出來なかつた。議會は常に大統領の政策に引き曳られて、戰爭勃發後に僅かに形式的に宣戰布告を決議して之に追從したに過ぎなかつたのである。蓋し武力の衝突が行はれて、事實上の戰爭が既に開始された場合、議會による宣戰布告は單に形式に過ぎず、議會は最早參戰を阻止する力を失つてしまふからである。隨つて實際問題としては、議會の宣戰布告は戰爭狀態の存在を公に法的に認定するに過ぎないものであると言つてよい。(註十四)

(註十一) 藤原守胤、前揭書、下卷、四七九頁。松下正壽、前揭書、四五四頁、一八五頁註五、クリーヴランド大統領に對し、キューバとの開戰を要求した議會代表者の一人は、大統領がキューバと開戰する意志のないのを見て「大統領は米國の憲法が宣戰布告の權限を議會に附與してゐることをお忘れのやうである」と詰問した。クリーヴランドは之に答へて「然し憲法は同時に余を大元帥たらしめてゐる。余は軍隊を動員することを欲しないのである」と應酬した。(R. M. McElroy, Grover Cleveland. (1923) Vol. II, pp. 249-250.)

(註十二) 松下正壽、前揭書、四七七—四七八頁。

(註十三) グリスウオルド・柴田賢一譯、米國極東政策史、一三八—一三九頁。

(註十四) 乾精末、米國大統領の外交權限、外交時報第九十九卷第二號一六頁。

四、大統領の戰時立法政策

米國に於ては大統領は陸海軍の總司令官として總帥權を掌握してゐるが、戰時政策遂行上不可缺の國內機構の戰時編成に就いては、憲法上議會の權限に屬してゐるのである。然し乍ら戰爭の規模擴大に伴ひ、單に兵馬の權を大統領に附與したのみでは、國家の綜合的戰力を充分發揮せしめることが出來なくなつたので、從來議會の權限と認められてゐた戰時立法政策の實權も次第に大統領に移讓されるやうになつた。南北戰爭に於けるリンカーンは、それ以前の總ての大統領よりも强大な權限を行使

したが、戰時に於ける大統領の權限を最も大規模に擴大したのは、第一次世界大戰に於けるウィルソンであつた。之はウィルソンの偉大な聲望にもよるが、同時に近代戰爭の必然的結果でもあつた。即ち大統領の軍事上の權限を理解する爲めには、憲法並に平和時の必要により制定された法律のみによつては到底理解することは出來ないのである。第一次世界大戰では從來の戰爭と全く異り、全國民、全經濟資源が動員され、之を行ふに必要な手段はすべて議會によつて大統領に委任された。(註十五) 當時の戰時立法の手續きは、一九一六年の國防法 (National Defense Act) に基いて、大統領及び議會の諸問機關として設立された國防會議 (Council of National Defense) に於て立案し、國防會議から議會に提案したものであつた。議會は國防會議の立案をそのまゝ通過することが多かつたが、然もこれらの法案の大部分は、その大綱を規定するに止まり、細目は大統領の命令權に委任されてゐた。斯くて徵兵法 (Selective Service Act) 燃料保存法 (Conservation of Fuel Act) 食糧保存法 (Conservation of Food Act) 戰時金融會社法 (War Finance Corporation Act) 對敵通商法 (Trading with Enemy Act) 等の重要法案が相次いで可決された。それと共に戰時產業局 (War Industries Board) を中心として、合衆國鐵道管理局 (U. S. Railway Administration)、緊急船隊會社 (Emergency Fleet Coporation)、食料管理局 (Food Administration)、燃料管理局 (Fuel Administration)、戰時勞働局 (War Labor Board)、戰時貿易局 (War Trade Board)、戰時金融會社 (War Finance Corporation)、資本發行委員會 (Capital

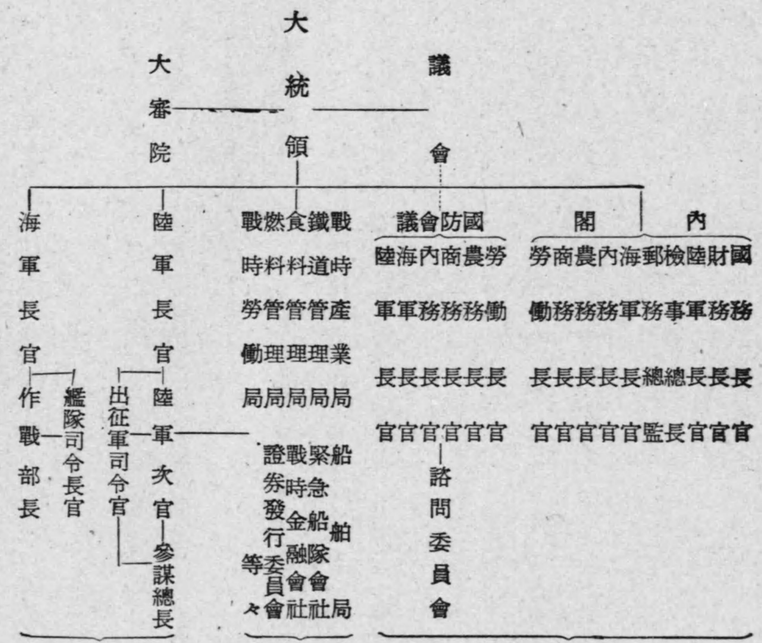

Issues Committee)、航空機局 (Aircraft Board)、情報委員會 (Committee on Public Information)、戰時勞働政策局 (War Labor Policy Board)、合衆國職業紹介所 (U. S. Employment Service)、敵產管理局 (Alien Property Custodian) 等の戰時政策實行機關（全部が獨立行政官廳ではない）が續々設置されたが、特に一九一八年のオーヴァマン法 (Overman Act) は行政機構再編成を大統領の自由裁量に一任してウィルソン大統領をして、近代戰に必要な國家總動員を實施せしめるに充分な強大な權力を與へた。當時の米國に於ける戰時國家中央機關の概觀は前圖の如くであつた。

大東亞戰爭勃發前後に於けるローズヴェルト大統領の權限擴大の傾向も當然の歸結であつて、今後戰爭遂行の爲めに、國家の權力を發動する必要が多くなればなる程、その傾向は增大するばかりである。ローズヴェルトの戰時政策はウィルソンの戰時政策の模倣から初まり、それを更に强化擴大したものであつた。ローズヴェルトは先に行政機構改革法 (Reorganization Act of 1939) に於て、行政官廳再編制案を議會に提出する權限（提出後六十日以內に議會が之を否決しない場合は有效となる）を附與されたが、一九三九年九月九日先づ大統領事務局の組織を擴大して、これに次の五局を設置した。

(イ) 白堊館事務局 (White House Office)

(ロ) 豫算局 (Bureau of Budget)

(ハ) 國家資源企畫局 (National Sources Planning Board)

(ニ) 人事連絡局 (Liaison Office for Personal Management)

(ホ) 情報局 (Office of Government Reports)

（一九四一年十月二十五日更に資料統計局 Office of Facts and Figures を增設）

歐洲戰局の進展と大東亞戰爭の勃發、軍備大擴張計畫の實施に伴ひ、ローズヴェルト大統領の國防關係行政官廳並に統制會社の設立は主要なものゝみでも次の如く多數に上つた。

(一) 緊急事務管理局 (Office for Emergency Management, OEM) 一九三九年九月八日——一九四〇年五月二十五日實際の事務を開始

(二) 大統領官房 (Executive Office of the President) 一九三九年九月九日

(三) 國防會議 (Council of National Defense) 及び國防諮問委員會 (National Defense Advisory Commission, NDAC) 一九四〇年五月二十八日

(四) 國防調査委員會 (National Defense Research Committee, NDRC) 一九四〇年六月二十七日——OEM內に設置

(五) 金屬貯藏會社 (Metals Reserve Company) 一九四〇年六月二十八日

(六) 護謨貯藏會社 (Rubber Reserve Company) 一九四〇年七月一日

(七) 米洲通商文化調整局 (Office for Coordination of Commercial and Cultural Relations between the American Republics) 一九四〇年八月十六日——NDACに設置、後OEMに移轉

(八) 國防住宅會社 (Defense Homes Corporation)) 一九四〇年八月十八日

(九) 米加共同防衛委員會 (Parmanent Joint Board on Defense, United States and Canada) 一九四〇年八月十八日

(十) 國防工場會社 (Defense Plant Corporation)――一九四〇年八月二十二日

(十一) 國防資材供給會社 (Defense Supplies Corporation)――一九四〇年八月二十九日

(十二) 國防通信委員會 (Defense Communications Board) 一九四〇年九月二十四日

(十三) 國防生産管理局 (Office of Production Management for Defense, OPM) 一九四一年一月七日――一九四二年一月戰時生産局に發展解消

(十四) 國防住宅部 (Division of Defense Housing Coordination) 一九四一年一月十一日――OEMに設置

(十五) 國防調停局 (National Defense Mediation Board, NDMB) 一九四一年三月九日――一九四二年一月戰時勞働局に發展解消

(十六) 武器貸與計畫局 (Lease-Lend Planning Board or Lease-Lend Administration) 一九四一年三月十一日

(十七) 物價統制民需局 (Office of Price Administration and Civil Supply, OPACS) 一九四一年四月十一日――國防諮問委員會の物價安定部の獨立したもので、後に民需部をOPMに移し、單に物價統制局（OPA）と改稱

(十八) 市民防衛局 (Office of Civilian Defense, OCD) 一九四一年五月二十日――一九四二年四月十六日OCDに市民防衛委員會 (Civilian Defense Committee) を設置

(十九) 國防石油調整局 (Office of Petroleum Coordinator for National Defense) 一九四一年五月三十一日――調整官は內務長官の兼任

(二十) 經濟國防局 (Economic Defense Board, EDB.) 一九四一年七月三十一日――開戰後、經濟戰爭局（BEW）と改稱

(廿一) 國防資材優先配給委員會 (Supply Priorities and Allocation Board, SPAB) 一九四一年八月二十八日――一九四二年一月戰時生産局に吸收

(廿二) 米墨共同防衛委員會 (United States-Mexico Joint Defense Committee) 一九四二年一月十二日

(廿三) 戰時生産局 (War Production Board, WPB) 一九四二年一月十三日――OPM及びSPABを改組して設置

(廿四) 戰時勞働局 (National War Labor Board, NWLB) 一九四二年一月十三日――NDBを改組して設置

(廿五) 外油管理局 (Office for the Operation of Foreign Oil) 一九四二年七月十四日

(廿六) 戰時海運局 (War Shipping Administration Board, WSAB) 一九四二年二月九日――長官は海事委員會議長の兼任

(廿七) 外國資産管理局 (Alien Property Custodian) 一九四二年三月十一日

(廿八) 戰時人的資源委員會 (War Man-Power Commission, WMPC) 一九四二年四月二十七日

(廿九) 食料供給委員會 (Food Supply Board,) 一九四二年六月八日――戰時生産局に附屬、初代委員長は農務長官

(三十) 戰時情報局 (Office of War Information, OWI) 一九四二年六月十四日

(卅一) 英米勞働組合共同委員會 (Anglo-American Joint Committee of Trade Union) 一九四二年七月二十三日

(卅二) 五人委員會 (Committee of Five-man Committee) 一九四二年九月十八日――戰時生産局長官ネルソンに直屬

これ等は順次改組若くは廢合せられて、機構の重複を來たしてゐるものも少くない。その命令系統は明確を缺くが大要次表の如くである。

（本表は昭和十七年七月四日發行の國際經濟週報、第二十三卷第二十七號三十一頁所載の圖表に若干の相足變更を加へて轉載したものである。但し目下戰時中で、資料の入手困難の爲め、正確を期することは出來なかつた。）

（月四年二四九一）關機央中家國時戰國米

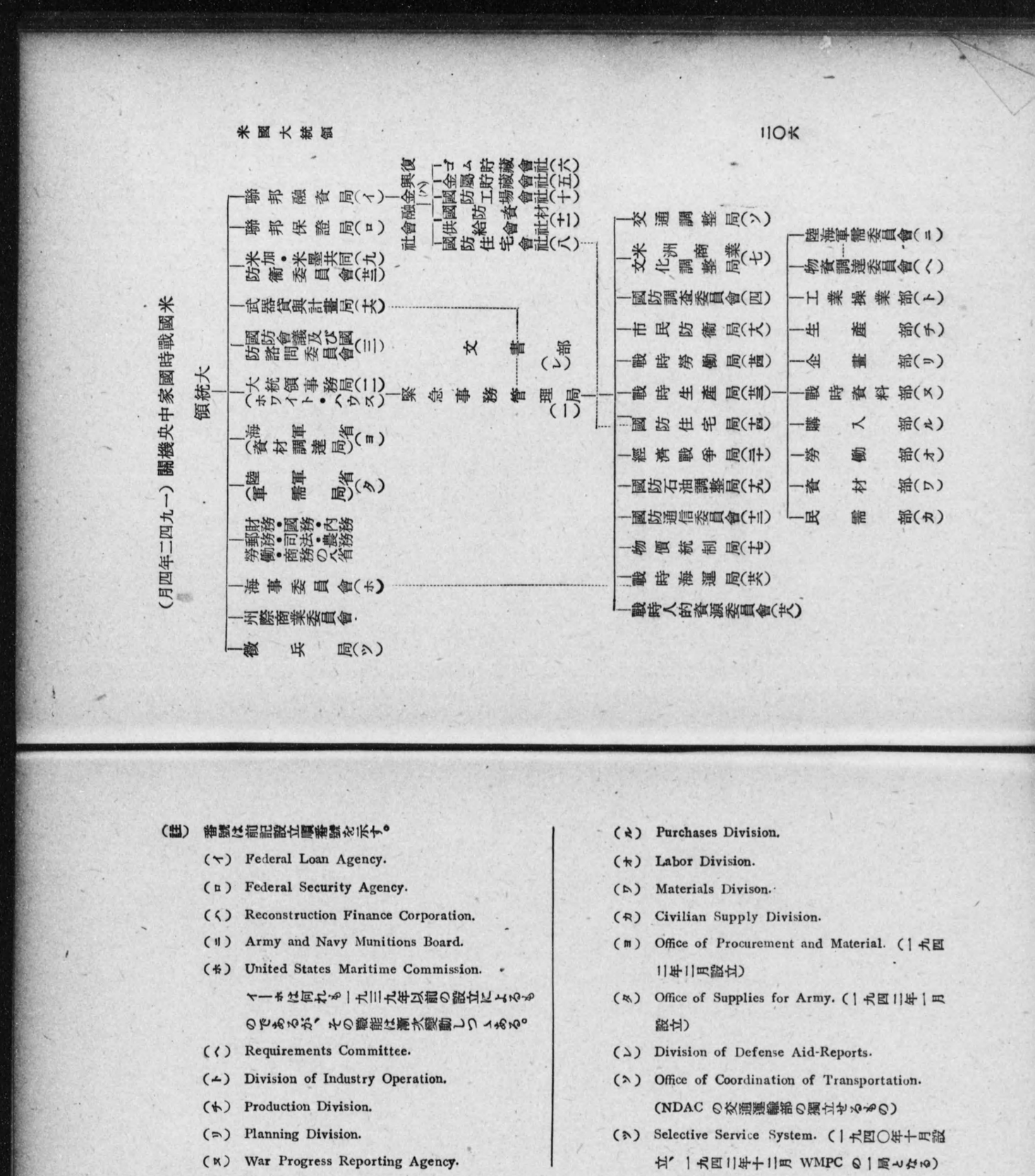

（註）番號は前記設立順番號を示す。

（イ）Federal Loan Agency.

（ロ）Federal Security Agency.

（ハ）Reconstruction Finance Corporation.

（ニ）Army and Navy Munitions Board.

（ホ）United States Maritime Commission.
イーホは何れも一九三九年以前の設立によるものであるが、その職能は漸次變動しつゝある。

（ヘ）Requirements Committee.

（ト）Division of Industry Operation.

（チ）Production Division.

（リ）Planning Division.

（ヌ）War Progress Reporting Agency.

（ル）Purchases Division.

（ヲ）Labor Division.

（ワ）Materials Divison.

（カ）Civilian Supply Division.

（ヨ）Office of Procurement and Material.（一九四二年二月設立）

（タ）Office of Supplies for Army.（一九四二年一月設立）

（レ）Division of Defense Aid-Reports.

（ソ）Office of Coordination of Transportation.
（NDAC の交通運輸部の獨立せるもの）

（ツ）Selective Service System.（一九四〇年十月設立、一九四二年十二月 WMPC の一局となる）

こゝに示したやうに、米國の戰時行政機構は英國の如く行政省の增設に依らず、專ら大統領の緊急權限に基き、獨立部局の增設という形式をとつてゐることは注意を要する。（註十六）隨つて一九四二年春には米國戰時政策の實權はローズヴェルト大統領を中心として、それに直屬する戰時生産局長官ドナルド・ネルソン（Donald M. Nelson）、物價統制局長官レオン・ヘンダーソン（Leon Henderson）、經濟戰爭局長官ヘンリー・ウォーレス（Henry A. Wallace 現副大統領）、同理事ミロ・パーキンス（Milo R.

Perkins)、戰時人的資源委員會議長ポール・マクナット(Paul V. McNutt)の五人と陸海軍長官とに歸し、(註十七)各省長官を以て組織する從來の內閣は全く影をひそめてしまつたのである。之に對し共和黨出身の前大統領フーヴアも一九四二年五月二十日の全米製造業者協會の席上、戰爭に勝つ爲めには、大統領に經濟的獨裁權を附與すべきことを提唱して次の如く演說してゐる。(註十八)

「米國が戰爭に勝たねばならぬと言ふならば、ローズヴエルトはどうしても經濟獨裁權を持たなければならぬ。なんとなれば總力戰に於て勝利を確保する爲めにはファッショ的經濟が必要な事は自明の理であるからである。隨つて彼に經濟獨裁權を與へることに躊躇してはならない。更に我々は戰爭の進展に從つて經濟的自由が漸時失はれてゆくことを覺悟しなければならぬ。戰時に於ける自由の制限は蓋し當然である。」

斯くて現在の戰爭は米國民の好むと好まないとに拘らず、從來の民主主義政治組織を益々變形せしめ、大統領に獨裁權に近い廣汎な行政權を附與せざるを得なくなるであらう。

(註十五) Beard, op. cit., p. 767.
(註十六) 國際經濟週報、第二十三卷第二十七號、三三頁。
(註十七) 東京朝日新聞、昭和十七年五月四日所載ブエノスアイレス特電。
(註十八) 同　昭和十七年五月二十二日所載リスボン發同盟電報。

第五章　大統領の特赦權

一、特赦權の範圍

大統領は議會で彈劾を受けた者を除き、憲法又は聯邦の法律に違反した者並に准州及びコロンビア區の法律に違反した者を赦免し、或は減刑若しくは刑の執行を延期させることが出來る。(憲法第二條第二款第一項)議會はこの大統領の特赦權(Pardoning Power)の行使に對しては、制限を加へる權限がないといふのが裁判所側の見解であるが、特赦權そのものは大統領專屬の權限ではなく、議會もまた大赦に關する立法を制定することによつて赦免權を行使することが出來るのである。例へば一八九六年のブラウン對ウォーカー事件(Brown v. Walker)(註一)の判決は議會の制定した大赦法を以て大統領の特赦權を侵害するものでないといふ理由で有效と認めてゐる。また議會は他の官吏例へば財務長官に科料や罰金の輕減を行ふ權限を附與することも出來る。(註二)

大統領の特赦權の對象となるものは、合衆國の憲法及び法律に違反したものに限り、州又は地方政府の法律、命令に違反した者には及ばないことに就いては異論はない。刑事事件に關しては大統領に特赦權がないといふ說があつたが、一九二五年フーヴア大統領がヴオルステッド法(Volstead Act)

の規定に反し酒の密賣を行つた廉で、禁錮一年の宣告を受けたシカゴのフイリップ・グロスマン(Philip Grossman)を赦免した際、大審院は之を支持して有效であると判決した。(註三)議會の彈劾を受けた者を大統領の特赦權の範圍から除外した理由は、彈劾が職務に適しない官吏を罷免するのが目的で、赦免すべき性質のものでないからである。(註四)

(註一) Rottschaefer, American Constitutional Law. (1939) p. 67; p. 803.
(註二) Johnson, op. cit., pp. 266-267.
(註三) Orth and Cushman, op. cit., p. 296.
(註四) 大山卯次郎、前揭書、一三一頁。

二、特赦權の行使

大統領が特赦權を行使する場合は、通常檢事總長に移牒し、司法省の官吏から關係書類並に意見書の提出を受け、大統領は之に對する法律顧問(Legal Adviser)の意見を徵して後その可否を決定するのである。大統領の法律顧問はその犯罪者が公正に裁判されたもので、その判決も正當であり、その後に犯罪者に有利な新しい證據も提出されないときは、當然其の判決の不當でないことを進言する。大統領はそれに對し自由に裁斷を下して差支へないのであるが、大抵の場合は法律顧問の進言に從つて行動してゐるやうである。(註五)

特赦權には完全に犯罪者を刑罰から赦免する場合と、刑を輕減する場合と、刑の執行を猶豫する場合とがある。特赦は裁判の前或は進行中にも行はれるが、斷罪の後に發せられるのが普通である。一八六八年のクリスマスの日に、ジョンソン大統領は南北戰爭の際、南部聯邦に屬して叛逆罪に問はれた人達を無條件で赦免したが、このやうに個々の犯罪者に限らず、一括して大赦令(Proclamation of Amnesty)を發することもある。完全な特赦を行ふときは犯罪者は刑罰から解除放免されるが、既に納付濟の罰金や裁判費用の返付を求めたり、刑罰に對する賠償を要求したりすることは出來ない。刑を輕減する場合は刑罰を變更することもあるが、(註六)普通は服役期間を短縮するのである。また大統領は條件付の特赦を行ふことも出來る。

古くは大審院は大統領の特赦は赦免せられる人の受諾を必要とするといふ見解を採つてゐたが、最近は犯罪者の同意は必要でないといふ意見を支持するやうになつた。一九二五年チャップマン(Chapman)と稱する男が郵便物窃取の罪で服役中聯邦刑務所から脫走し、コネチカット州で殺人罪を犯し、その地の裁判所で死刑の宣告を受けた。然るに彼は法律上自分は未だ聯邦政府の犯罪者であり、聯邦裁判所の宣告した二十五年の刑期の殘餘の期間を服役すべきものであると主張し、州の裁判を拒んだので、クーリッヂ大統領はチャップマンの刑期を輕減して、聯邦の法律上の義務から彼を解除することにしたのである。彼はこの減刑の受諾を肯んぜず、本人の受諾がなくては大統領の特赦は無效であ

ると主張したが、聯邦地方裁判所並に巡回控訴院は何れも犯人の主張を認めず、コネチカット州の判決に從つて死刑が執行された。この事件は大審院を經なかつたが、一九二七年大審院は犯罪者の同意は刑の減輕を行ふ場合必要でないことを認めてゐる。(註七)但し犯罪者自身から大統領に赦免を訴願する場合のあることも數々ある。またすべて大統領の特赦權行使は之によつて第三者に損害を與へることは出來ない。隨つて他人の財産を横領したものに對し、特赦によつてその財産を附與するが如きことは許されないのである。

(註五) Johnson, op. cit., p. 267.

(註六) Orth and Cushman, op. cit., p. 296.

(註七) Ibid. p. 297.

第六章　大統領の立法關係の權限

大統領は他の聯邦官吏と同樣、國會議員となることが出來ないばかりでなく、法律案を議會に提出したり、議會に出席して討論に參加したりする權限を持つてゐないので、大統領は直接立法に參與することは出來ないが、憲法は大統領に立法權に影響を及ぼすやうな各種の權限を附與してゐる。その主なるものは議會に對し合衆國に必要な法律案を推薦する教書權と、議會の通過した法律案を拒否する拒否權の二つであるが、その他緊急の場合臨時議會を召集し、或は閉會期日に關し兩院の意見不一致の場合、その閉會期日を決定する權限を持つてゐる。

以上の大統領の立法參與權は憲法の明文に規定されてゐるものであるが、その外大統領は政黨の首領としての地位を利用し、與黨の議員をして各種の法案を提出せしめ、或は任命權を代償として反對黨議員を切崩し、或は國民に呼び掛けて輿論の喚起に努める等、直接間接に立法に關與してゐる。

第一節　大統領教書 (Presidential Message)

一、教書の性質

合衆國の憲法は大統領に對し隨時議會に合衆國の情況を報告し、適宜の法律案を推薦することを命じてゐる。（憲法第二條第三款）この大統領の任務は教書（Message）の形式で議會に送られて居り、毎年一月議會開會と同時に發表せられる年次教書（Annual Message）は一般政治上の廣汎に亘る問題に觸れてゐるのが普通である。別に必要に應じて議會に通達せられる特別教書は國防教書、拒否（否認）教書、豫算教書などの名稱で呼ばれる如く、或る特定の事項に關して議會に大統領の意見を通告するものである。

二、教書發表の方法

ワシントン、アダムスの初代の兩大統領は自ら議會に出席し、兩院議員を一堂に集めて、口頭で教書を發表したものであるが、演説下手の第三代ジェファーソン大統領は口頭による教書の發表を不適當と認めて文書による慣習を確立した。(註一)その後永い間、この教書は書記官が大統領に代つて上院と下院で別々に朗讀してゐたが、(註二)一九一三年に至りウイルソン大統領は再び昔の制度を復活し、親しく議會に赴いて演説したので、次のハーディング大統領もウイルソンの先例をそのまゝ踏襲した。クーリッヂ大統領は議會に於て、教書の發表と同時に、初めて之をラヂオで全國民に放送したが、口頭によつたものは僅か二回に過ぎず、一九二四年十二月の議會に對する教書發表後再び文書による方法に還元したのでフーヴア大統領も之に倣つて文書によつたものである。(註三)ローズヴエルト大統領は最初は口頭と文書とを併用してゐたが、後にラヂオが一般に普及するやうになつてからは、總べて口頭によるやうになつた。(註四)

（註一）Orth and Cushman, op. cit., p. 288.
（註二）Mcgruder, op. cit., p. 187.
（註三）Orth and Cushman, op. cit., p. 288.
（註四）Johnson, op. cit., p. 272.

三、教書の内容及び效果

大統領教書の内容に就いては、大統領獨自の判斷に任せられてゐるが、その中でも大統領が推薦する立法に關する事項は既に一般に論議されてゐるもの、例へば選擧運動で公約した立法、若くは與黨の希望する立法等を推薦する場合が多いやうである。(註五)議會に於ける與黨の勢力が多數であるとき、又は大統領の聲望が偉大であるときは、教書に述べられた政策は比較的よく議會によつて實現せられる。

議會の方から大統領に對し重要問題、特に外交問題につき報告を求めたことはあるが、大統領が之を應諾するかどうかは大統領の自由裁量に屬する。(註六)曾つて第一議會の下院が一七九一年セント・クレーア將軍（General St. Clair）がマイアミ・インディアン（Miami Indians）に敗北した事件につき、ワシントンに報告を求めたことがある。政府は重大な先例をつくるものとして、三日に亘つて愼重な考

慮を加へた後、下院に關係書類の寫しを與へたが、セオドア・ローズヴエルト大統領は一九〇九年シヤーマン・トラスト禁止法（Sherman Anti-Trust Act）違反の一會社に法律上の手續を取らなかつた理由の說明を求める上院の決議案に對し、檢事總長が答辯に出ることを許さなかつたことがある。(註七)

敎書が大統領の宣傳の手段として利用される場合も勿論あるが、大統領敎書は之によつて重要な國內政策及び外交政策に對する大統領の見解を表明するものとして單に米國民に限らず、廣く全世界の注視するところとなつてゐる。彼の有名なモンロー主義も一八二三年十二月二日の議會に於けるモンロー大統領の敎書によつて發表されたものであるが(註八)、近時は戰爭開始に當り、特に大統領が敎書によつて、外國と戰爭狀態にあることを議會に報告し之が承認を求めるのが普通になつてゐる。(註九) ポーク大統領の一八四六年五月十一日の敎書、ウイルソン大統領の一九一七年四月二日の敎書は何れも對墨、對獨開戰を慫慂する意味のものであつた。また高級官吏の任命に際し上院の同意を求める場合、或は法案の署名を拒否して之を議會に返還する場合、國防計畫の立案若くは豫算支出の要請を行ふ場合等にも常に議會に對し、大統領敎書が送達せられてゐる。國防敎書、豫算敎書は特に重要性がある。(註十)

(註五) Orth and Cushman, op. cit., p. 288.

(註六) Ibid. p. 239.

(註七) Norton, op. cit., p. 122.

(註八) Ewing and Dangerfield, op. cit., pp. 209-211. 參照。

(註九) 松下正壽、前揭書、二三七—二四〇頁。

(註十) 一九二一年議會を通過し、ハーデイング大統領の承認を得て成立した「豫算及び會計法」(Budget and Accounting Act of 1921) により、大統領は每年通常議會の開會に際し、㈠ 次の會計年度に於ける政府の歲出豫算、㈡ 現行稅法の下に於ける次の會計年度の歲入豫算、㈢ 現會計年度に於ける歲入及び歲出豫算、㈣ 前會計年度に於ける歲入及び歲出表、㈤ 前會計年度に於ける國庫の狀態を示す報告書及び今年度並に來年度の國庫の推算、㈥ 國債明細表、㈦ 其の他政府の財政狀態を知るに必要な報告書類を議會に提出することになつてゐる。(Johnson, op. cit., p. 553.) 之は議會が以上のやうな事務は之を行政部に委任する方が便宜であると認めた結果で、この法律に依り財務省に豫算局 (Bureau of Budget) が設けられ、初代局長には戰債問題で有名なドーズ (Charles G. Dawes) が任命された。現在この豫算局は財務省から大統領事務局 (The Office of the President) 內に移管され、大統領に直屬してゐる。

第二節　臨時議會の召集及び閉會期日の決定

一、臨時議會の召集

聯邦議會は每年一回は必ず開會することになつてゐるが(註一)、緊急の場合、大統領は議會の兩院又は一院を召集することが出來る。(憲法第二條第三款) 勿論議會領袖の進言等も考慮されるが、臨時議會

(Special Session of Congress) を召集するか否かは大統領の責任に於て決定するので、議會から大統領に對し臨時議會の召集を求めることは出來ない。最初の特別議會は一七九七年佛蘭西によつて米國の中立が侵害されたといふ理由で、ジョン・アダムス大統領によつて召集されたが、其の後の臨時議會の多くは、何れも外交上の問題を理由に召集されてゐる。(註二) ウイルソン大統領は參戰中殆ど連續して議會を開會してゐたが、最近では一九三九年ローズヴエルト大統領が中立法審議の爲め臨時議會を召集した例がある。

臨時議會の召集は大統領の召集宣言によつて行ふ。この場合の開會期日は大統領が決定する。上院のみを臨時に召集した例は、條約の批准、官吏の任命に對する上院の同意を得る爲めに數々行はれたが、下院は上院と同時に召集しなければ法律上の效果を生ぜしめることが出來ないので、下院だけ召集された實例はない。(註三) 兩院が同時に召集されたこともその回數に於ては餘り多くはない。一九三一年六月フーヴア大統領が、戰債に對するモラトリウムを施行した際、議會閉會中であつたが、別に臨時議會を召集せず、議會の各議員に電話又は電信によつて、數時間の中に支拂猶豫令に對する非公式の承認を求めたといふ特異の例もある。(註四)

臨時議會は召集に際して提示された事項のみを討議するものではない。この點知事によつて召集された州議會の多くが、知事の召集に際して指示した特殊問題以外の議案を上程する事を禁ぜられてゐるのと非常に違ふところである。(註五)

(註一) 聯邦議會の開會期日は法律に別段の規定のない限り、毎年一月三日の正午と定められてゐる。(憲法修正第二十條第二款)

(註二) Norton, op. cit., pp. 123-124.

(註三) Orth and Cushman, op. cit., p. 290.

(註四) Johnson, op. cit., p. 270.

(註五) Orth and Cushman. op. cit., pp. 289-290.

二、議會閉會期日の決定

大統領は議會の會期を定め、停會、解散を命ずる權限は無いが、議會の閉會期日に就き兩院が不一致の場合に限り、大統領がその期日を決定する。(憲法第二條第三款) 之は臨時議會でも同樣であるから、例へば農業救濟の爲めに召集された臨時議會が、その問題を採決した後、なほ餘り重要でない問題に就いて、何時までも論爭を續けてゐても、大統領はその議會に閉會を命ずることが出來ないのである。(註六) 實際には議會の兩院が閉會期日に就いて、妥協の成立しなかつたことは無く、隨つて大統領がこの權限を發動したことは一回もないと言はれてゐる。(註七)

(註六) Johnson, op. cit., p. 270.

(註七) Anderson, op. cit., p. 160.

第三節　拒否權（若くは否認權 Veto Power）

議會を通過した總ての命令（Order）、決議（Resolution）、表決（Vote）は大統領に提出して其の署名を得なければ法律としての效力を生じない。この場合大統領がその法案に署名することを欲しないならば、拒絶の理由書を添付して最初提案した議院に返付する。若し規定の日數を經過しても大統領から返付されなければ、その法案は大統領の署名が無くとも法律としての效力を發生する。またこの返付された法律案を再審に附した結果、三分の二の多數決で兩院を通過すれば、大統領の拒否にも拘らず法律となすことが出來るのである。（憲法第一條第七款第三項）

一、拒否權の目的及び範圍

大統領に拒否權を附與した目的は、行政權が議會によつて侵害されることを防止したのと、大統領に立法政策に對する發言權を與へることにあつた。（註一）マヂソンは拒否權を以て、立法の不安定性を抑制するものであると言ひ、ジェファーソンは行政權、司法權及び州の權利を聯邦議會の侵害から保護するものであると言つてゐる。（註二）

如何なる場合に大統領は拒否權を行使すべきであるかに就いては、色々の議論があり、大統領の拒否權行使は議會を通過した法律案が憲法の規定に反した場合に限るといふもの（ジェファーソン）、健全なる財政政策に反し、若くは自黨の政策又は誓約に反する場合には差支なしとするもの（グラント）等、（註三）これまでの大統領も多くは自己の見解に從つて行動した。然し乍ら大統領に法案の提出及び議會解散の權限がなく、重要法案の否決によつて任期中に辭任する慣習もないのであるから、大統領は自己の意に反した法案は自由に之を拒否して差支へないものと解される。（註四）

然し乍ら大統領の拒否權行使には次の四つの制限がある。即ち、㈠議會の休會若くは閉會の決議、㈡憲法改正に關する決議、㈢所謂同時決議（Concurrent Resolution）の三つの決議案は大統領の同意を要しない。また、㈣法律案の一部分に就いてのみ拒否權を行使することは出來ない。

第一の議會の休會若くは閉會の決議に就いては、憲法第一條第七款第一項中に明白に規定されてゐるが、第二の憲法修正案に關しては、憲法第五條は單に兩院の三分の二の同意を必要とする旨規定してゐるだけであつて、大統領の承認を要求してゐないので、最初の十一箇條の憲法修正案は大統領に提示されなかつたのである。然るに大統領の選擧に關する憲法修正第十二條が一八〇三年第八議會の上院を通過したとき、この手續に疑義を生じたが、上院は憲法修正案に大統領の署名は必要でないといふ決議案を採擇した。同時に聯邦大審院も憲法修正案を署名の爲に大統領に提示する事は必要でないと判決した。次の憲法修正第十三條は大統領に提示されたが、上院はその直後に「これは手落ちの爲めになされたもので、大統領の承認は必要でなく、隨つて先例となるものではない」といふ意味の

決議案を再び採擇したのである。憲法修正第十四條は大統領に提示されなかつたので、ジョンソン大統領は議會に教書を送つてこの手續に反對の意を表明したが顧みられなかつたばかりでなく、その後五箇條の憲法修正案も同樣に大統領に提出されなかつたのである。斯くてこの問題に關する論爭は一回の大審院の判決と、二回に亘る上院の決議と、十九箇條の憲法修正案に對して行はれて來た慣習とによつて、大統領の拒否權は憲法修正案には及ばないといふ說が正當と認められるやうになつた。(註五)

第三に同時決議は共同決議（Joint Resolution）が純然たる立法の一形式であつて大統領の署名を必要としてゐるのに反し、之は兩院委員會（Joint Committee）の任命、体會の動議、文書の刊行、其他法律によつて既に協贊を經てゐる豫算で賄ふ議會の事業費の支出等を決定するものであつて、その本質は議會の意見の表明に止まり、法的性質を有しない。(註六)隨つて大統領に提示する必要がないのである。から拒否權の範圍外に屬することは當然である。約四十年前、上院司法委員會が一時、同時決議案も大統領の拒否權の範圍内に含まれるものであるといふ解釋を採つたことがあるが、從來から議會單獨で之を行ひ、且つ立法事項にも包含せられてゐないものは、永年の慣習を尊重して行政權の影響から除外しなければならないといふのが通說である。(註七)

第四に大統領が拒否權を行使する場合は該法案の全部を拒否するものであつて、一部を承認し、或は一部分のみを拒否することは出來ないのである。議會は數々この事實を利用し、國政の運行に必要な一般歲出法案の中に、議員の個人的利益に關係のある河川、港灣、郵便局等の支出案を挿入して大統領に提出したものである。大統領はこれらの不必要な支出項目を拒否したいと思つても一部の拒否が許されない爲めに已むを得ずこの法案全部を承認するといふ場合が度々あつた。また之と類似の方法で一般歲出案に對し何の關係もないやうな追加條項（Rider）を附けて、大統領に一般歲出案と同時にこの追加條項を承認させやうとする方法が從來から行はれて來た。一、二の例を擧げれば一九一三年の歲出法案にはトラスト禁止法から勞働組合を除外するといふ追加條項が便乘してゐたので、タフト大統領によつて拒否された。同じく一九一九年の農業支出法は日光節約を廢止する條項を含んでゐたので、ウイルソン大統領によつて否認された。(註八)

然し乍ら各州の知事は九州を除いて全部、法案の部分的拒否權を附與されてゐる。大統領の項目拒否權（Item Veto）も六十年以上論爭されて來たが、一八七三年十一月一日グラント大統領は法案の一部を拒否することが出來るやうに、憲法改正を行ひ度い旨の教書を議會に送つたが、議會は之に耳を藉さなかつた。(註九)然るに一九三八年に至り、下院はローズヴェルトの切なる要求によつて、この權利を大統領に附與する案を通過したところ、上院はこれを以て議會の權限を侵害するものであつて、憲法の修正が必要であるといふ見地から同意を拒否した爲めに、問題はなほ未解決のまゝ將來に殘されることになつた。(註十)

（註一）Anderson, op. cit., p. 162.

（註二）Norton, op. cit., p. 39.

（註三）Ibid.

（註四）大山卯次郎、前揭書、二二九頁―二三〇頁。

（註五）Orth and Cushman, op. cit., p. 287.

（註六）第七十三議會（一九三三年―一九三四年）を通過した Public Laws 八百六十九件の中、大部分は Act と稱するものであつて、Joint Resolution は約五十餘に過ぎない。然しその重要性に於ては後者は決して前者に劣るものではなく、法律上も全く同樣の効果を有する。その外大統領の署名を要する八百七十の Private Act と三十二の Concurrent Resolution とがあつた。形式上から見ると Bill は "Be it enacted……" Joint Resolution は "Resolved by the Senate and House of Representatives of the United States of America in Congress assembled……" Concurrent Resolution は "Resolved by the House of Representatives, the Senate concurring therein……" という形式をとつてゐる。（Anderson, op. cit., pp. 569-570; Orth and Cushman, op. cit., p. 288.）

（註七）Johnson, op. cit., pp. 272-273.

（註八）Orth and Cushman, op. cit., p. 285.

（註九）松下正壽、前揭書、二〇二頁、註一一。一九二四年排日條項を含む移民法案の議會上程に際し、クーリヂ大統領は排日法の實施を一九二六年まで延期することを提議し、其の期間中に日本と交渉して新條約を締結しやうとしたが拒絶された。斯くて該法案は五月十五日遂に上下兩院を通過し排日移民法の實施を不必要ならしめやうとしたのである。（松下正壽、同上、グリスウオルド・柴田賢一譯、米國極東政策史、三八五―三八六頁）

（註十）Ogg and Ray, op. cit., p. 287.

二、拒否權の行使

議會を通過した法案が大統領の署名を得る爲めに廻付されて來たときは、大統領は通常檢事總長若くは當該行政長官と協議の上承認するか否かを決定する。若し大統領が署名を欲しない場合は法案受理後、日曜日を除いた十日以內に否認の理由書を附して最初提案された議院に返付しなければ、拒否權行使の期間は滿了して、大統領の署名は法律成立の必要條件ではなくなるのである。ウィルソン大統領は媾和會議の爲め佛蘭西に滯在中「自分の机の上に到達してから十日間」という慣例を作つた。（註十一）大統領の署名拒絕の理由書は拒否敎書（Veto Message）の形式で議會に送達される。

以上の所謂「直接拒否」（Direct Veto）若くは「敎書による拒否」（Messaged Veto）は議會が開會中に行はれるものであるが、大統領の法案受理後十日以內に議會が閉會することが確定してゐるときは、大統領はその拒否したいと思ふ法案を單に机の上に放置するだけでよいのである。この方法は丁度ポケットの中に入れて握り潰すのと同じなので之をポケット・ヴイトー（Pocket Veto）と言つてゐ

る。一九二九年の大審院の判例によると、大統領のポケット・ヴイトーは議會の最終の閉會の場合は勿論、會期の中間の休會の場合でも有效であると認められてゐる。この場合の閉會（Adjournment）といふ語は、すべて發議された議院に該法案の返附を不可能ならしめる場合を指すものである。(註十二)但し、ポケット・ヴイトーの場合は拒否の理由は發表されない。(註十三)實際に於ても議會は會期末に近づいてから多數の法案を通過し、大統領も大急ぎで之に署名するといふ場合が多かつたが、一九二〇年ウイルソン大統領は議會の閉會は大統領の有する十日間の法案審理期間を奪ふものではないといふ檢事總長の意見に從ひ、會期終了後に八箇の法案に署名したことがあつた。(註十四)隨つてその後の大統領もこの前例を踏襲し、フーヴア大統領の如きは第七十一議會最終會期の閉會當日、二十六の法案に署名し約四百の議案を熟考を加へる爲めに保留した程であつた。(註十五)この議會閉會後の大統領の署名が、果して憲法上有效であるかどうかは論議の焦點となつたが、一九三二年大審院は大統領のこの新しい慣例を憲法上合法的と認めた。

歷代大統領の拒否權行使の記錄を見るに、ジョン・アダムス、ヴアン・ビューレン、ウイリアム・H・ハリソン、テイラー、フイルモア、ガーフイールドの八人の大統領（この中ガーフイールドの他は全部南北戰爭以前の大統領であり、ガーフイールドも在職六箇月で暗殺された大統領である）は議會を通過した法案を拒否したことは一回も無かつたが、其他の大統領はオース、カッシュマン兩氏によると次の如くであるといふ。(註十六)

ワシントン(イ)	二	マヂソン	六
モンロー	一	ジヤクソン	一二
タイラー	九	ポーク	三
ピーアス	九	ブキヤナン	七
リンカーン	三	ジョンソン(ロ)	二一
グラント(ハ)	四三	ヘイス	一二
アーサー	四	クリーヴランド(ニ)	三五八
ベンジヤミン・ハリソン(ホ)	一七	マツキンレイ	五
ローズヴエルト	四〇	タフト	三〇
ウイルソン	二六	クーリツヂ(ヘ)	四九
フーヴア	三一	ローズヴエルト(ト)	二二一

(イ) 第二期執政時代のもの。(ロ) 南北戰爭後の再建問題に關聯してゐた爲めに多い。(ハ) 個人的年金法案が大部分を占めてゐるがその中の大半は一期時代のものである。(ニ) クーリツヂ、フーヴア、ローズヴエルト三代の數字は Johnson, op. cit., p. 275. に依る。(ホ) 議會との不和による。(ヘ) クーリツヂ一九三七年一月一日迄のもので、その中一一八はポケット・ヴイトーである。(Johnson, Ibid. p. 273.) 第七十五議會（一九三七―一九三九年）中のローズヴエルトの記錄は、ダイレクト・ヴイトー二九、ポケット・ヴイトー八四、第七十六議會第一會期（一九三九年）中は、ダイレクト・ヴイトー一八、ポケット・ヴイトー四〇であるから(Ogg and Cushman, op. cit., pp. 286-287. note t.)その總計はクリーヴランドのそれを凌駕するであらう。

またアンダーソン教授によると一七八九年から一八八八年までの間は、拒否敎書と共に大統領によつて議會に返戻されたもの、卽ちダイレクト・ヴイトーによるものが四百三十五件であつたのに對し、ポケット・ヴイトーは僅か十六件に過ぎなかつたが、一八八九年から一九三四年までの間では、ダイレクト・ヴイトーの二百三十五件に對し、ポケット・ヴイトーは二百九十二件に上つた。換言すれば一九三四年までの總計はダイレクト・ヴイトー六百七十件、ポケット・ヴイトー三百八件であるから、建國以來の平均數は年に七件弱（但し一八八九年以後の平均數は十一件強）であると言へる。(註十七)

ヴイトー數の大小は、大統領に提示された法案數の多少に關係あるものであるから、絶對數だけで判斷することは穩當ではないが、その比例は七十年前と現在とで大差がないと謂はれてゐる。然し乍ら大統領の拒否權が國家的利害や、憲法上の論爭等の重大問題以外の極めて小さい事項にも行使されるやうになつた結果、大統領の立法權關與は甚しく積極的になつたといふことは斷定出來る。(註十八)

大統領はまた議會に上程中の法律案に對し、議會若くは其の委員會に反對意見を通告することにより、卽ち拒否を暗示することにより議會側に讓歩を强要し、法律案の修正を實行させることも實際には數々見られるところである。一九三一年二月、在鄕軍人給付增額案が上院財務委員會で審議中、フーヴア大統領はスムート（Reed Smoot）委員長に書翰を送り、本法が國家の財政的負擔を重くするものであるといふ理由で反對を表明した。會期は既に切迫してゐたので、大統領は多分ポケット・ヴイトーを行ふであらうと一般に豫想されてゐた。ところがフーヴアはリード（David A. Reed）上院議員と電話で談話中、ダイレクト・ヴイトーによつて本法案を拒否したいといふ意嚮を洩らしたので、之を傳へ聞いた米國在鄕軍人團（アメリカン・リジョン）等のロビイストが裏面に策動して議會を壓迫し、議會は遂に大統領の拒否にも拘らず、再通過によつて休會前に本法を成立せしめたのである。(註十九) これは大統領の拒否權行使の豫告による威嚇が全く効を奏せずに終つた極端な實例である。然し乍ら大統領が拒否權を行使した場合民衆の意見は大體大統領を支持してゐることが多いと言はれてゐる。(註二十)

(註十一) 齋藤敏「北米合衆國憲法政治要說」三八頁。Ogg and Ray, op. cit., p. 258. n.

(註十二) Rottschaefer, American Constitutional Law. p. 159.

(註十三) Orth and Cushman, op. cit., p. 283. 然し乍らローズヴエルト現大統領はポケット・ヴイトーの法案に理由を說明したメモを添付することにしてゐるといふ。(Ogg and Ray, op. cit., p. 286. n.)

(註十四) Johnson, op. cit., pp. 273-274.「閉會後の署名」の先例を開いたのはリンカーンであつた。リンカーンは議會閉會後八日目に法案に署名したところ、議會は之を無效と認め、同一法案を再通過して大統領の署名を求めたことがある。モンロー大統領の內閣も、大統領が議會閉會前に署名を行ふことが出來なかつた法案は、議會の再通過を待つて署名すべきことを進言してゐる。(Orth and Cushman, op. cit., p. 282. n.)

(註十五) Ibid. p. 274; Time, March 16, 1931. p. 15.

(註十六) Orth and Cushman, op. cit., p. 286. n.

(註十七) Anderson, op. cit., p. 163.
(註十八) Ogg and Ray, op. cit., p. 286.
(註十九) Johnson, op. cit., p. 274.
(註二十) Ibid. p. 275.

三、議會の拒否權排除

大統領の拒否により返付された法案に對し、兩院の各々が大統領の拒否理由書を討議の上、三分の二の多數決で再び原案を通過させる時は、大統領の拒否にも拘らず法律となるのである。之は佛蘭西議會の兩院が單に過半數を以て大統領の拒否した法案を復活させることの出來るのと相似た制度であつて、大統領の拒否權行使によつて法案が全然消滅する制度とは著しく異るわけである。

實際には大統領の拒否は議會で三分の二の多數を得ることが困難な爲め、殆ど絶對的のものであるといつていゝ。今までの前例を見ると、民主黨のジョンソン大統領は當時の議會が共和黨優勢であつた爲めに、彼が拒否した十五に及ぶ多數の法律案に對し、再通過によつて復活を受けるといふ苦杯を嘗めたが、三百五十八件の法案を拒否したクリーヴランドは五回、比較的多數の法案を拒否したタフトは一回、ウイルソンは六回、セオドア・ローズヴエルトは一回といふ記錄を殘してゐる。其他ハーデイングは零、クーリッヂは四回、フーヴアは三回、フランクリン・ローズヴエルトは一九三八年末までに七回といふ數字である。(註二十一)

(註二十一) Ogg and Ray, op. cit., pp. 286-287. 但しジョンソンによるとこの數字は多少異つてゐる。(Johnson, op. cit., pp. 274-275)

第四節　憲法外の權能

以上に述べた議會の會期に關する權限、法案拒否の權限は憲法の明文が大統領に許容してゐる立法上の權限であるが、大統領はこの外その政治的勢力を利用して色々の方法で立法に影響を及ぼしてゐる。

大統領は同時に政黨の領袖であるから、彼の屬する政黨の政策、殊に選擧戰に於て大統領候補者として彼が發表した諸政策は當然大統領が實行するものであると一般に期待されてゐるが、大統領は直接立法に參與することが出來ない爲めに、國民に對する公約は無責任なものとなり勝ちである。然し乍ら大統領が自己の欲する立法を制定しやうと思ふ時は、議會に教書を送る外に、政黨の統率者としての地位を利用し、腹心の與黨議員をして法律案を議會に提案せしめることが出來る。實際にも議員よりも大統領や各省長官の方が、行政上必要な法律案を制定するのに適當な場合が多いので、行政部で立案し、大統領が推薦した法律案が與黨議員の手によつて議會に提出されることは稀ではない。現

大統領ローズヴエルトの如く、聲望のある大統領の執政下では、重要法案の大部分はこの種の所謂政府案（Administration Measures）である。(註一)最近の例を見ても一九四一年一月十日武器貸與法案として有名な合衆國國防促進法案が民主黨のバークレー（Allen W. Barkley）上院議員、並びにマッコーマック（J. W. McCormack）下院議員によつて議會に提出されたが、ローズヴエルト大統領は議會提案前數々民主黨領袖とこの問題に就いて協議を重ねてゐたのである。事實議會兩院の政府系議員を統率することの出來る立場にあるものは大統領一人であり、殊に與黨が多數を占めてゐる場合の大統領の議會に對する指導力は偉大なものがある。

また前に述べたやうに議會に上程中の法案に對し反對意見を表示し、或は進んで拒否を仄めかして議會に法案の修正又は撤回を求め、或は委員長、與黨若くは反對黨の領袖等と數々會談して立法事項に關し協議を行ひ、或は任命權を利用して反對議員の協力を求め、或はまた輿論の支持によつて議會の反對を緩和する爲め國民に呼び掛けたりする。ローズヴエルト大統領は議會に送る敎書の外に、數々其の得意とする爐邊談話（Fire-side chat）の形式で、全國民にラヂオ演說を行ひ、內外の重要問題に對する自己の見解を披瀝し、國民の協力を要請してゐる。

（註一）Johnson, op. cit., p. 278.

附錄

第一　米國歷代大統領及び副大統領
第二　米國歷代內閣一覽表
第三　米國歷代大審院長
第四　大統領選擧各候補者得點表
第五　聯邦議會に於ける多數黨
第六　米國憲法

附錄第一　米國歷代大統領及副大統領

大統領	氏名	生年月日	就任年齡	就任年月日	在任年限	死亡年月日	死亡年齡	生れた州	當選當時居住せる州	祖先の血統	所屬政黨	副大統領	氏名
1. ジョージ・ワシントン	(George Washington)	1732・2・22	57	1789・4・30	8年	1799・12・14	67	ウアジニア	ヴアジニア	英蘭人	聯邦黨	ジョン・アダムス	(John
2. ジョン・アダムス	(John Adams)	1735・10・30	61	1797・3・4	4年	1826・7・4	90	マサチユセツツ	マサチユセツツ	英蘭人	聯邦黨	トーマス・ジエフアーソン	(Thou
3. トーマス・ジエフアーソン	(Thomas Jefferson)	1743・4・13	57	1801・3・4	8年	1826・7・4	83	ヴアジニア	ヴアジニア	ウエールス人(家族的慣習)	民主共和黨***	アーロン・バー	(Aaro
												ジョージ・クリントン	(Geor
4. ジエームス・マヂソン	(James Madison)	1751・3・16	57	1809・3・4	8年	1836・6・28	85	ヴアジニア	ヴアジニア	英蘭人	民主共和黨***	ジョージ・クリントン	
												エルブリツヂ・ゲリー	(Elbr
5. ジエームス・モンロー	(James Monroe)	1758・4・28	58	1817・3・4	8年	1831・7・4	73	ヴアジニア	ヴアジニア	蘇格蘭人	民主共和黨***	ダニエル・トムプキンス	(Dani
6. ジョン・クインシイ・アダムス	(John Quincy Adams)	1767・7・11	57	1825・3・4	4年	1848・2・23	80	マサチユセツツ	マサチユセツツ	英蘭人	民主共和黨***	ジョン・カルフーン	(John
7. アンドリユー・ジヤクソン	(Andrew Jackson)	1767・3・15	61	1829・3・4	8年	1845・6・8	78	サウス・カロライナ	テネツシー	愛蘭人	民主黨	ジョン・カルフーン	
												マーチン・ヴアンヴユーレン	(Mart
8. マーチン・ヴアンビユーレン	(Martin Van Buren)	1782・12・5	54	1837・3・4	4年	1862・7・24	79	ニユー・ヨーク	ニユー・ヨーク	和蘭人	民主黨	リチヤード・ジョンソン	(Rich
9. ウイリアム・ヘンリー・ハリソン	(William Henry Harrison)	1773・2・9	68	1841・3・4	1月	1841・4・4	68	ヴアジニア	オハイオ	英蘭人	ホイツグ黨	ジョン・タイラー	(John

附錄第一　米國歷代大統領及副大統領

就任年月日	在任年限	死亡年月日	死亡年齡	生れた州	當選當時居住せる州	祖先の血統	所屬政黨	副大統領氏名	在世期間	在任期間	當選當時居住せる州
1789・4・30	8年	1799・12・14	67	ウアジニア	ヴアジニア	英蘭人	聯邦黨	ジョン・アダムス (John Adams)	1735-1826	1789-1797	マサチユセツツ
1797・3・4	4年	1826・7・4	90	マサチユセツツ	マサチユセツツ	英蘭人	聯邦黨	トーマス・ジエフアーソン (Thomas Jefferson)	1743-1826	1797-1801	ヴアジニア
1801・3・4	8年	1826・7・4	83	ヴアジニア	ヴアジニア	ウエールス人（家族的慣習）	民主共和黨***	アーロン・バー (Aaron Burr)	1756-1836	1801-1805	ニユー・ヨーク
								ジョージ・クリントン (George Clinton)	1739-1812	1805-1812	ニユー・ヨーク
1809・3・4	8年	1836・6・28	85	ヴアジニア	ヴアジニア	英蘭人	民主共和黨***	ジョージ・クリントン			
								エルブリツヂ・ゲリー (Elbridge Gerry)	1744-1814	1813-1814	マサチユセツツ
1817・3・4	8年	1831・7・4	73	ヴアジニア	ヴアジニア	蘇格蘭人	民主共和黨***	ダニエル・トムプキンス (Daniel D. Tompkins)	1774-1825	1817-1825	ニユー・ヨーク
1825・3・4	4年	1848・2・23	80	マサチユセツツ	マサチユセツツ	英蘭人	民主共和黨***	ジョン・カルフーン (John C. Calhoun)	1782-1850	1825-1832	サウス・カロライナ
1829・3・4	8年	1845・6・8	78	サウス・カロライナ	テネツシー	愛蘭人	民主黨	ジョン・カルフーン			
								マーチン・ヴアンヴユーレン (Martin Van Buren)	1782-1862	1833-1837	ニユー・ヨーク
1837・3・4	4年	1862・7・24	79	ニユー・ヨーク	ニユー・ヨーク	和蘭人	民主黨	リチヤード・ジョンソン (Richard M. Johnson)	1780-1850	1837-1841	ケンタツキー
1841・3・4	1月	1841・4・4	68	ヴアジニア	オハイオ	英蘭人	ホイツグ黨	ジョン・タイラー (John Tyler)	1790-1862	1841(3月-4月)	ヴアジニア
1841・4・6	3年11ヶ月	1862・1・17	71	ヴアジニア	ヴアジニア	英蘭人	ホイツグ黨				

7.	アンドリユー・ジヤクソン	(Andrew Jackson)	1767・ 3・15	61	1829・ 3・ 4	8年	1845・ 6・ 8	78	サウス・カロライナ	テネツシー	愛蘭人	民主黨	ジョン・カルフーン	マーチン・ヴアンヴユーレン
8.	マーチン・ヴアンビユーレン	(Martin Van Buren)	1782・12・ 5	54	1837・ 3・ 4	4年	1862・ 7・24	79	ニユー・ヨーク	ニユー・ヨーク	和蘭人	民主黨	リチヤード・ジヨンソン	
9.	ウイリアム・ヘンリー・ハリソン	(William Henry Harrison)	1773・ 2・ 9	68	1841・ 3・ 4	1月	1841・ 4・ 4	68	ヴアジニア	オハイオ	英蘭人	ホイツグ黨	ジヨン・タイラー	
10.	ジヨン・タイラー	*(John Tyler)	1790・ 3・29	51	1841・ 4・ 6	3年11ケ月	1862・ 1・17	71	ヴアジニア	ヴアジニア	英蘭人	ホイツグ黨		
11.	ジエームス・ノツクス・ポーク	(James Knox Polk)	1795・11・ 2	49	1845・ 3・ 4	4年	1849・ 6・15	53	ノース・カロライナ	テネツシー	蘇格蘭系愛蘭人	民主黨	ジヨージ・ダラス	
12.	ザカリー・テイラー	(Zachary Tayler)	1784・11・24	64	1849・ 3・ 4	1年 4ケ月	1850・ 7・ 9	65	ウアジニア	ルイジアナ	英蘭人	ホイツグ黨	ミラード・フイルモア	
13.	ミラアード・フイルモーア	*(Millard Fillmore)	1800・ 1・ 7	50	1850・ 7・ 9	2年 8ケ月	1874・ 3・ 8	74	ニユー・ヨーク	ニユー・ヨーク	英蘭人	ホイツグ黨		
14.	フランクリン・ピアース	(Franklin Pierce)	1804・11・23	48	1853・ 3・ 4	4年	1869・10・ 8	64	ニユー・ハムプシヤー	ニユー・ハムプシヤー	英蘭人	民主黨	ウイリアム・キング	
15.	ジエームス・ブユキヤナン	(James Buchanan)	1791・ 4・23	65	1857・ 3・ 4	4年	1868・ 6・ 1	77	ペンシルヴアニア	ペンシルヴアニア	蘇格蘭系愛蘭人	民主黨	ジヨン・ブレキンリツヂ	
16.	エズラハム・リンカン	(Abraham Lincoln)	1809・ 2・12	52	1861・ 3・ 4	4年 1ケ月半	1865・ 4・15	56	ケンタツキー	イリノイ	英蘭人	共和黨	ハンニバル・ハムリン	アンドリユー・ジヨンソン
17.	アンドリユー・ジヨンソン	*(Andrew Johnson)	1808・12・29	56	1865・ 4・15	3年10ケ月半	1875・ 7・31	66	ノーズ・カロライナ	テネツシー	英蘭人	共和黨		
18.	ユリシス・シムプソン・グラント	(Ulysses Simpson Grant)	1822・ 4・27	46	1869・ 3・ 4	8年	1885・ 7・23	63	オハイオ	イリノイ	英蘭人	共和黨	スカイラー・コルフアツクス	ヘンリー・ウイルソン
19.	ラザーフオード・バアチヤード・ヘイズ	(Rutherford Birchard Hayes)	1822・10・ 4	54	1877・ 3・ 5	4年	1893・ 1・17	70	オハイオ	オハイオ	蘇格蘭人	共和黨	ウイリアム・ホイーラー	
20.	ジエームス・アブラム・ガアフイールド	(James Abram Garfield)	1831・11・19	49	1881・ 3・ 4	6ケ月半	1881・ 9・19	49	オハイオ	オハイオ	英蘭人	共和黨	チエスター・アーサー	
21.	チエスター・アラン・アーサー	*(Chester Alan Arthur)	1830・10・ 5	50	1881・ 9・20	3年5ケ月半	1886・11・18	56	ヴアモント	ニユー・ヨーク	蘇格蘭系愛蘭人	共和黨		
22.	グローヴア・クリーヴランド	(Grover Cleveland)	1837・ 3・18	47	1885・ 3・ 4	4年	1908・ 6・24	71	ニユー・ジヤーシー	ニユー・ヨーク	英蘭人	民主黨	トーマス・ヘンドリツクス	
23.	ベンジヤミン・ハリソン	(Benjamin Harrison)	1833・ 8・20	55	1889・ 3・ 4	4年	1901・ 3・13	67	オハイオ	インデイアナ	英蘭人	共和黨	レヴイ・モートン	
24.	グローヴア・クリーヴランド	(Grover Cleveland)	1837・ 3・18	55	1893・ 3・ 4	4年	1908・ 6・24	71	ニユー・ジヤーシー	ニユー・ヨーク	英蘭人	民主黨	アドレイ・ステイヴンソン	
25.	ウイリアム・マツキンレイ	(William McKinley)	1843・ 1・29	54	1897・ 3・ 4	4年6ケ月	1901・ 9・14	58	オハイオ	オハイオ	蘇格蘭系愛蘭人	共和黨	ガレツト・ホバート	セオドア・ローズヴエルト
26.	セオドア・ローズヴエルト	*(Theodore Roosevelt)	1858・10・27	42	1901・ 9・14	7年6ケ月	1919・ 1・ 6	61	ニユー・ヨーク	ニユー・ヨーク	和蘭人	共和黨	チヤールス・フエアバンクス	
27.	ウイリアム・ハワード・タフト	(William Howard Taft)	1857・ 9・15	51	1909・ 3・ 4	4年	1930・ 3・ 8	72	オハイオ	オハイオ	英蘭人	共和黨	ジエームス・シヤーマン	
28.	ウツドロウ・ウイルソン	(Woodrow Wilson)	1856・12・28	56	1913・ 3・ 4	8年	1924・ 2・ 3	67	ヴアジニア	ニユー・ジヤーシー	蘇格蘭系愛蘭人	民主黨	トーマス・マーシヤル	
29.	ウオーレン・ガマリエル・ハーデイング	(Warren Gamaliel Harding)	1865・11・ 2	55	1921・ 3・ 4	2年5ケ月	1923・ 8・ 2	58	オハイオ	オハイオ	英蘭人	共和黨	カルヴイン・クーリツヂ	
30.	カルヴイン・クーリツヂ	*(Calvin Coolidge)	1872・ 7・ 4	51	1923・ 8・ 3	5年7ケ月	1933・ 1・ 5	60	ヴアモント	マサチユセツツ	英蘭人	共和黨	チヤールス・ドーズ	
31.	ハーヴアート・クラーク・フーヴア	(Herbert Clark Hoover)	1874・ 8・10	54	1929・ 3・ 4	4年			アイオワ	カリフオルニア	瑞西人	共和黨	チヤールス・カーテイス	
32.	フランクリン・デラノ・ローズヴエルト	(Franklin Delano Roosevelt)	1882・ 1・30	51	1933・ 3・ 4**	12年の豫定			ニユー・ヨーク	ニユー・ヨーク	和蘭人	民主黨	ジヨン・ガーナー	ヘンリー・ウオーレス

〔註〕本表は Page, Platforms of the Two Great Political Parties, 1856–1928. pp. 344–345; Steinberg and Lamm, Our Changing Government, Appendix III; Statesmans' Year Book, 1941. pp. 488–489. World Almanac, 1941, p. 326, p. 384.
* 前任者の死亡により副大統領より昇任したものである。**ローズヴエルト大統領の第二期就任年月日は 1937 年 1 月 20 日，第三期のそれは 1941 年 1 月 20 日である。
*** 民主共和黨（Democratic-Republican）は現在の民主黨の前身を爲すもので，1854 年に創立された現在の共和黨と混同してはならない。（六六頁の政黨變遷圖表參照）

	4年	1845・2・25	66	マサチユセツツ	マサチユセツツ	英蘭人	民主共和黨	ジョン・カルフーン	(John C. Calhoun)	1782-1850	1825-1832	サウス・カロライナ		
3・4	8年	1845・6・8	78	サウス・カロライナ	テネツシー	愛蘭人	民主黨	ジョン・カルフーン						
								マーチン・ヴアンヴユーレン	(Martin Van Buren)	1782-1862	1833-1837	ニユー・ヨーク		
3・4	4年	1862・7・24	79	ニユー・ヨーク	ニユー・ヨーク	和蘭人	民主黨	リチヤード・ジョンソン	(Richard M. Johnson)	1780-1850	1837-1841	ケンタツキー		
3・4	1月	1841・4・4	68	ヴアジニア	オハイオ	英蘭人	ホイツグ黨	ジョン・タイラー	(John Tyler)	1790-1862	1841(3月-4月)	ヴアジニア		
・6	3年11ヶ月	1862・1・17	71	ヴアジニア	ヴアジニア	英蘭人	ホイツグ黨							
3・4	4年	1849・6・15	53	ノース・カロライナ	テネツシー	蘇格蘭系愛蘭人	民主黨	ジョージ・ダラス	(George M. Dallas)	1792-1864	1845-1849	ペンシルヴアニア		
3・4	1年 4ケ月	1850・7・9	65	ウアジニア	ルイジアナ	英蘭人	ホイヅグ黨	ミラード・フイルモア	(Millard Fillmore)	1800-1874	1849-1856	ニユー・ヨーク		
7・9	2年 8ケ月	1874・3・8	74	ニユー・ヨーク	ニユー・ヨーク	英蘭人	ホイツグ黨							
3・4	4年	1869・10・8	64	ニユー・ハムプシヤー	ニユー・ハムプシヤー	英蘭人	民主黨	ウイリアム・キング	(William R. King)	1786-1853	1853	アラバマ		
3・4	4年	1868・6・1	77	ペンシルヴアニア	ペンシルヴアニア	蘇格蘭系愛蘭人	民主黨	ジョン・ブレキンリツヂ	(John C. Breckinridge)	1821-1875	1857-1861	ケンタツキー		
・4	4年 1ケ月半	1865・4・15	56	ケンタツキー	イリノイ	英蘭人	共和黨	ハンニバル・ハムリン	(Hannibal Hamlin)	1809-1891	1861-1865	メイン		
								アンドリユー・ジョンソン	(Andrew Johnson)	1808-1875	1865(3月-4月)	テネツシー		
4・15	3年10ケ月半	1875・7・31	66	ノーズ・カロライナ	テネツシー	英蘭人	共和黨							
3・4	8年	1885・7・23	63	オハイオ	イリノイ	英蘭人	共和黨	スカイラー・コルフアツクス	(Schuyler Colfax)	1823-1885	1869-1873	インデイアナ		
								ヘンリー・ウイルソン	(Henry Wilson)	1812-1875	1873-1875	マサチユセツツ		
・5	4年	1893・1・17	70	オハイオ	オハイオ	蘇格蘭人	共和黨	ウイリアム・ホイーラー	(William A. Wheeler)	1819-1887	1877-1881	ニユー・ヨーク		
・4	6ケ月半	1881・9・19	49	オハイオ	オハイオ	英蘭人	共和黨	チエスター・アーサー	(Chester A. Arthur)	1830-1886	1881(3月-9月)	ニユー・ヨーク		
・20	3年5ケ月半	1886・11・18	56	ヴアモント	ニユー・ヨーク	蘇格蘭系愛蘭人	共和黨							
・4	4年	1908・6・24	71	ニユー・ジヤーシー	ニユー・ヨーク	英蘭人	民主黨	トーマス・ヘンドリツクス	(Thomas A. Hendricks)	1819-1885	1885(3月-11月)	インデイアナ		
・4	4年	1901・3・13	67	オハイオ	インデイアナ	英蘭人	共和黨	レヴイ・モートン	(Levi P. Morton)	1824-1920	1889-1893	ニユー・ヨーク		
・4	4年	1908・6・24	71	ニユー・ジヤーシー	ニユー・ヨーク	英蘭人	民主黨	アドレイ・ステイヴンソン	(Adlai E. Stevenson)	1835-1914	1893-1897	イリノイ		
・4	4年6ケ月	1901・9・14	58	オハイオ	オハイオ	蘇格蘭系愛蘭人	共和黨	ガレツト・ホバート	(Garret A. Hobart)	1844-1899	1897-1899	ニユー・ジヤーシー		
								セオドア・ローズヴエルト	(Theodore Roosevelt)	1858-1919	1901(3月-9月)	ニユー・ヨーク		
・14	7年6ケ月	1919・1・6	61	ニユー・ヨーク	ニユー・ヨーク	和蘭人	共和黨	チヤールス・フエアバンクス	(Charles W. Fairbanks)	1855-1920	1905-1909	インデイアナ		
・4	4年	1930・3・8	72	オハイオ	オハイオ	英蘭人	共和黨	ジエームス・シヤーマン	(James S. Sherman)	1855-1912	1909-1912	ニユー・ヨーク		
・4	8年	1924・2・3	67	ヴアジニア	ニユー・ジヤーシー	蘇格蘭系愛蘭人	民主黨	トーマス・マーシヤル	(Thomas R. Marshall)	1854-1925	1913-1921	インデイアナ		
・4	2年5ケ月	1923・8・2	58	オハイオ	オハイオ	英蘭人	共和黨	カルヴイン・クーリツヂ	(Colvin Coolidge)	1872-1933	1921・8・2-1923	マサチユセツツ		
・3	5年7ケ月	1933・1・5	60	ヴアモント	マサチユセツツ	英蘭人	共和黨	チヤールス・ドーズ	(Charles G. Dawes)	1865-	1925-1929	イリノイ		
・4	4年			アイオワ	カリフオルニア	瑞西人	共和黨	チヤールス・カーテイス	(Charles Curtis)	1860-1935	1929-1933	カンサス		
・4**	12年の豫定			ニユー・ヨーク	ニユー・ヨーク	和蘭人	民主黨	ジョン・ガーナー	(John Nance Garner)	1869-	1933 1941	テキサス		
								ヘンリー・ウオーレス	(Henry A. Wallace)	1888-	1941-1945(豫定)	アイオワ		

5; Steinberg and Lamm, Our Changing Government, Appendix III; Statesmans' Year Book, 1941. pp. 438–489. World Almanac, 1941, p. 326, p. 384. に據つて作成した。
領の第二期就任年月日は 1937 年 1 月 20 日，第三期のそれは 1941 年 1 月 20 日である。
854 年に創立された現在の共和黨と混同してはならない。(六六頁の政黨變遷圖表參照)

大統領及副大統領	國務長官	財務長官	陸軍長官	海軍長官	検
George Washington—John Adams 1789	T. Jefferson ..... 1789 E. Randolph ..... 1794 T. Pickering 1795	Alex. Hamilton ..... 1789 Oliver Wolcott 1795	Henry Knox ..... 1789 T. Pickering ..... 1795 Jas. McHenry 1796		E. Rando Wm. Bra Charles
John Adams—Thomas Jefferson 1797	T. Pickering ..... 1797 John Marshal 1800	Oliver Wolcott ..... 1797 Samuel Dexter 1801	Jas. McHenry ..... 1797 John Marshall ..... 1800 Sam'l Dexter ..... 1800 R. Griswold 1801	Benj. Stoddert 1798	Charles Theo. Pa
Thomas Jefferson—Aaron Burr ..... 1801 —George Clinton 1805	James Madison 1801	Samuel Dexter ..... 1801 Albert Gallatin 1801	H. Dearborn 1801	Benj. Stoddert ..... 1801 Robert Smith ..... 1801 J. Crowninshield 1805	Levi Lin Robert S J. Brecki C. A. Rc
James Madison—George Clinton ..... 1809 —Elbridge Gerry 1813	Robert Smith ..... 1809 James Monroe 1811	Albert Gallatin ..... 1809 G. W. Campbell ..... 1814 A. J. Dallas ..... 1814 W. H. Crawford 1816	Wm. Eustis ..... 1809 J. Armstrong ..... 1813 James Monroe ..... 1814 W. H. Crawford 1815	Paul Hamilton ..... 1809 William Jones ..... 1813 B. W. Crowninshield.. 1814	C. A. Rc Wm. Pin Richard
James Monroe—D. D. Tompkins 1817	J. Q. Adams 1817	W. H. Crowford 1817	Isaac Shelby ..... 1817 Geo. Graham ..... 1817 J. C. Calhoun 1817	B. W. Crowninshield. 1817 Smith Thompson .... 1818 S. L. Southard 1823	Richard William
John Q. Adams—John C. Calhoun 1825	Henry Clay 1825	Richard Rush 1825	Jas. Barbour ..... 1825 Peter B. Porter 1828	S. L. Southard 1825	William
Andrew Jackson—John C. Calhoun ..... 1829 —Martin Van Buren 1833	M. Van Buren ..... 1829 E. Livingston ..... 1831 Louis McLane ..... 1833 John Forsyth 1834	Sam. D. Ingham .... 1829 Louis McLane ..... 1831 W. J. Duane ..... 1833 Roger B. Taney ..... 1833 Levi Woodbury 1834	John H. Eaton ..... 1829 Lewis Cass ..... 1831 B. F. Butler 1837	John Branch ..... 1829 Levi Woodbury ..... 1831 Mahlon Dickerson ... 1834	John M. Roger B B. F. Bu
Martin Van Buren—R. M. Johnson 1837	John Forsyth 1837	Levi Woodbury 1837	Joel R. Poinsett 1837	Mahlon Dickerson ... 1837 Jas. K. Paulding 1838	B. F. Bu Felix Gr H. D. G
Wm. H. Harrison—John Tyler 1841	Daniel Webster 1841	Thos. Ewing 1841	John Bell 1841	George E. Badger ... 1841	J. J. Cri

歷代內閣一覽表

檢事總長	郵務總監	內務長官	農務長官	商務長官	勞働長官
E. Randolph 1789	Samuel Osgood 1789				
Wm. Bradford 1794	Tim. Pickering 1791				
Charles Lee 1795	Jos. Habersham 1795				
Charles Lee 1797	Jos. Harbersham 1797				
Theo. Parsons 1801					
Levi Lincoln 1801	Jos. Habersham 1801				
Robert Smith 1805	Gideon Granger 1801				
J. Breckinridge 1805					
C. A. Rodney 1807					
C. A. Rodney 1809	Gideon Granger 1809				
Wm. Pinkney 1811	R. J. Meigs, Jr. 1814				
Richard Rush 1814					
Richard Rush 1817	R. J. Meigs, Jr. 1817				
William Wirt 1817	John McLean 1823				
William Wirt 1825	John McLean 1825				
John M. Berrien 1829	Wm. T. Barry 1829				
Roger B. Taney 1831	Amos Kendall 1835				
B. F. Butler 1833					
B. F. Butler 1837	Amos Kendall 1837				
Felix Grundy 1838	John M. Niles 1840				
H. D. Gilpin 1840					
J. J. Crittenden 1841	Francis Granger 1841				

		Levi Woodbury 1834			
Martin Van Buren—R. M. Johnson 1837	John Forsyth 1837	Levi Woodbury 1837	Joel R. Poinsett 1837	Mahlon Dickerson ... 1837 Jas. K. Paulding 1838	B. F. Butler Felix Grundy H. D. Gilpin
Wm. H. Harrison—John Tyler 1841	Daniel Webster 1841	Thos. Ewing 1841	John Bell 1841	George E. Badger ... 1841	J. J. Crittend
John Tyler 1841	Daniel Webster ..... 1841 Hugh S. Legare ..... 1843 Abel. P. Upshur ..... 1843 John C. Calhoun 1844	Thos. Ewing ..... 1841 Walter Forward ..... 1841 John C. Spencer .... 1843 Geo. M. Bibb 1844	John Bell ..... 1841 John McLean ..... 1841 J. C. Spencer ..... 1841 Jas. W. Porter ..... 1843 Wm. Wilkins 1844	George E. Badger ... 1841 Abel P. Upshur ..... 1841 David Henshaw ..... 1843 Thomas W. Gilmer .. 1844 John Y. Mason 1844	J. J. Crittend Hugh S. Leg John Nelson
James K. Polk—George M. Dallas 1845	James Buchanan 1845	Robt. J. Walker 1845	Wm. L. Marcy 1845	George Bancroft .... 1845 John Y. Mason 1846	John Y. Mas Nathan Cliff Isaac Toucey
Zachary Taylor—Millard Fillmore 1849	John M. Clayton 1849	Wm. M. Meredith 1849	G. W. Crawford 1849	Wm. B. Preston 1849	Reverdy John
Millard Fillmore 1850	Daniel Webster ..... 1850 Edward Everett 1852	Thomas Corwin 1850	C. M. Conrad 1850	Wm. A. Graham .... 1850 John P. Kennedy 1852	J. J. Crittend
Franklin Pierce—William R. King 1853	W. L. Marcy 1853	James Guthrie 1853	Jefferson Davis 1853	James C. Dobbin 1853	Caleb Cushin
James Buchanan—J. C. Breckwridge 1857	Lewis Cass ..... 1857 J. S. Black 1860	Howell Cobb ..... 1857 Philip F. Thomas .... 1860 John A. Dix 1861	John B. Floyd ..... 1857 Joseph Holt 1861	Isaac Toucey 1857	J. S. Black Edw. M. Stan
Abraham Lincoln—Hannibal Hamlin .... 1861 —Andrew Johnson 1865	W. H. Seward 1861	Salmon P. Chase .... 1861 W. P. Fessenden .... 1864 Hugh McCulloch 1865	S. Cameron ..... 1861 E. M. Stanton 1862	Gideon Welles 1861	Edward Bate Titian J. Coff James Speed
Andrew Johnson 1865	W. H. Seward 1865	Hugh McCulloch 1865	E. M. Stanton ..... 1865 U. S. Grant ..... 1867 L. Thomas ..... 1868 J. M. Schofield 1868	Gideon Welles 1865	James Speed Henry Stanbe Wm. M. Evar
Ulysses S. Grant—Schuyler Colfax ..... 1869 —Henry Wilson 1873	E. B. Washburne .... 1869 Hamilton Fish 1869	Geo. S. Boutwell .... 1869 W. A. Richardson ... 1873 Benj. H. Bristow .... 1874 Lot M. Morrill 1876	J. A. Rawlins ..... 1869 W. T. Sherman ..... 1869 W. W. Belknap ..... 1869 Alphonso Taft ..... 1876 J. D. Cameron 1876	Adolph E. Borie ..... 1869 Geo. M. Robeson 1869	E. R. Hoar A. T. Ackerm Geo. H. Willia Edw. Pierrep Alphonso Taf
Rutherf'd B. Hayes—Wm. A. Wheeler 1877	W. M. Evarts 1877	John Sherman 1877	G. W. McCarry ..... 1877 Alex. Ramsey 1879	R. W. Thompson .... 1877 Nathan Goff, Jr. 1881	Chas. Devens
Jas. A. Garfield—Chester A. Arthur 1881	James G. Blain 1881	Wm. Windom 1881	R. T. Lincoln 1881	W. H. Hunt 1881	W. MacVeagh
Chester A. Arthur 1881	F. T. Frelinghuysen .. 1881	Chas. J. Folger ..... 1881 W. Q. Gresham ..... 1884 Hugh McCulloch 1884	R. T. Lincoln 1881	W. E. Chandler 1881	B. H. Brewste
Grover Cleveland—T. A. Hendricks 1885	Thos. F. Bayard 1885	Daniel Manning 1885	W. C. Endicott 1885	W. C. Whitney 1885	A. H. Garland

B. F. Butler 1837	Amos Kendall 1837		
Felix Grundy 1838	John M. Niles 1840		
H. D. Gilpin 1840			
J. J. Crittenden 1841	Francis Granger 1841		
J. J. Crittenden 1841	Francis Granger 1841		
Hugh S. Legare 1841	C. A. Wickliffe 1841		
John Nelson 1843			
John Y. Mason 1845	Cave Johnson 1845		
Nathan Clifford 1846			
Isaac Toucey 1848			
Reverdy Johnson 1849	Jacob Collamer 1849	Thomas Ewing 1849	
J. J. Crittenden 1850	Nathan K. Hall 1850	A. H. H. Stuart 1850	
	Sam D. Hubbard 1852		
Caleb Cushing 1853	James Campbell 1853	R'bt. McClelland 1853	
J. S. Black 1857	Aaron V. Brown 1857	Jacob Thompson 1857	
Edw. M. Stanton 1860	Joseph Holt 1859		
Edward Bates 1861	Horatio King 1861	Cleb B. Smith 1861	
Titian J. Coffey 1863	M'tgomery Blair 1861	John P. Usher 1863	
James Speed 1864	Wm. Dennison 1864		
James Speed 1865	Wm. Dennison 1865	John P. Usher 1865	
Henry Stanbery 1866	A. W. Randall 1866	James Harlan 1865	
Wm. M. Evarts 1868		O. H. Browning 1866	
E. R. Hoar 1869	J. A. J. Creswell 1869	Jacob D. Cox 1869	
A. T. Ackerman 1870	Jas. W. Marshall 1874	C. Delano 1870	
Geo. H. Williams 1871	Marshall Jewell 1874	Zach. Chandler 1875	
Edw. Pierrepont 1875	James N. Tyner 1876		
Alphonso Taft 1876			
Chas. Devens 1877	David M. Key 1877	Carl Schurz 1877	
	Horace Maynard 1880		
W. MacVeagh 1881	T. L. James 1881	S. J. Kirkwood 1881	
B. H. Brewster 1881	T. O. Howe 1881	Henry M. Teller 1881	
	W. Q. Gresham 1883		
	Frank Hatton 1884		
A. H. Garland 1885	Wm. F. Vilas 1885	L. Q. C. Lamar 1885	

Jas. A. Garfield—Chester A. Arthur 1881	James G. Blain 1881	Wm. Windom 1881	R. T. Lincoln 1881	W. H. Hunt 1881	W. MacVeagh	
Chester A. Arthur 1881	F. T. Frelinghuysen .. 1881	Chas. J. Folger ..... 1881 W. Q. Gresham ..... 1884 Hugh McCulloch 1884	R. T. Lincoln 1881	W. E. Chandler 1881	B. H. Brewste	
Grover Cleveland—T. A. Hendricks 1885	Thos. F. Bayard 1885	Daniel Manning ..... 1885 Chas. S. Fairchild ... 1887	W. C. Endicott 1885	W. C. Whitney 1885	A. H. Garland	
Benjamin Harrison—Levi P. Morton 1889	James G. Blain ..... 1889 John W. Foster 1892	Wm. Windom ..... 1889 Charles Foster 1891	R. Proctor ..... 1889 S. B. Elkins 1891	Benj. F. Tracy 1889	W. H. H. Mill	
Grover Cleveland—Adlai E. Stevenson 1893	W. Q. Gresham ..... 1893 Richard Olney 1895	John G. Carlisle 1893	D. S. Lamont 1893	Hilary A. Herbert ... 1893	R. Olney ... J. Harmon ...	
Wm. McKinley—Garret A. Hobart ..... 1897 —Theodore Roosevelt 1901	John Sherman ..... 1897 Wm. R. Day ..... 1898 John Hay 1898	Lyman J. Gage 1897	R. A. Alger ..... 1897 Elihu Root 1899	John D. Long 1897	J. McKenna .. J. W. Griggs P. C. Knox ..	
Theodore Roosevelt ..... 1901 —Chas. W. Fairbanks 1905	John Hay ..... 1901 Elihu Root ..... 1905 Robert Bacon 1909	Lyman J. Gage ..... 1901 Leslie M. Shaw ..... 1902 G. B. Cortelyou 1907	Elihu Root ..... 1901 Wm. H. Taft ..... 1904 Luke E. Wright 1908	John D. Long ..... 1901 Wm. H. Moody ..... 1902 Paul Morton ..... 1904 C. J. Bonaparte ..... 1905 Victor H. Metcalf ... 1907 T. H. Newberry 1908	P. C. Knox .. W. H. Moody C. J. Bonapar	
William H. Taft—James S. Sherman 1909	P. C. Knox 1909	F. MacVeagh 1909	J. M. Dickinson ..... 1909 H. L. Stimson 1911	G. von L. Meyer 1909	G. W. Wicker	
Woodrow Wilson—Thos. R. Marshall 1913	Wm. J. Bryan ..... 1913 Robert Lansing ..... 1915 Bainbridge Colby 1920	W. G. McAdoo ..... 1913 Carter Glass ..... 1918 D. F. Houston 1920	L. M. Garrison ..... 1913 N. D. Baker 1916	Josephus Daniels 1913	J. C. McReyn Thos. W. Greg A. M. Palmer	
Warren G. Harding—Calvin Coolidge 1921	Chas. E. Hughes 1921	Andrew W. Mellon .. 1921	John W. Weeks 1921	Edwin Denby 1921	H. M. Daughe	
Calvin Coolidge—Charles G. Dawes 1925	Chas. E. Hughes .... 1923 Frank B. Kellogg 1925	Andrew W. Mellon .. 1923	John W. Weeks ..... 1923 Dwight F. Davis 1925	Edwin Denby ..... 1923 Curtis D. Wilbur 1924	H. M. Daughe Harlan F. Sto John G. Sarge	
Herbert C. Hoover—Charles Curtis 1929	Henry L. Stimson ... 1929	Andrew W. Mellon .. 1929 Ogden L. Mills 1932	James W. Good ..... 1929 Pat. J. Hurley 1929	Chas. F. Adams 1929	Wm. D. Mitch	
Franklin D. Roosevelt—John N. Garner .. 1933 —Henry A. Wallace 1941	Cordell Hull 1933	Wm. H. Woodin ..... 1933 Henry Morgenthau, Jr. 1934	Geo. H. Dern ..... 1933 Harry A. Woodring . 1936 Henry L. Stimson ... 1940	Claude A. Swanson .. 1933 Charles Edison ..... 1940 Frank Knox 1940	H. S. Cummin Frank Murphy Robert H. Jac Francis Biddle	

【註】 本表は Morrison and Commager, The Growth of the American Republic. (1940) pp. 666-669 の附表を若干變更補足したものである。

* 印のものは商務及勞働長官 (Secretary of Commerce and Labor) である。 商務及勞働長官は 1903 年に創設せられ、1913 年に商務長官, 勞働長官に分離せられた

MacVeagh 1881	T. L. James 1881	S. J. Kirkwood 1881				
H. Brewster 1881	T. O. Howe ..... 1881 W. Q. Gresham ..... 1883 Frank Hatton 1884	Henry M. Teller 1881				
H. Garland 1885	Wm. F. Vilas ..... 1885 D. M. Dickinson 1888	L. Q. C. Lamar ..... 1885 Wm. F. Vilas 1888				
H. H. Miller 1889	J. Wanamaker 1889	John W. Noble 1889	N. J. Colman ..... 1889 J. M. Rusk 1889			
Olney ..... 1893 Harmon 1895	W. S. Bissell ..... 1893 W. L. Wilson 1895	Hoke Smith ..... 1893 D. R. Francis 1896	J. S. Marton 1893			
McKenna ..... 1897 W. Griggs ..... 1897 C. Knox 1901	James A. Gary ..... 1897 Chas. E. Smith 1898	C. N. Bliss ..... 1897 E. A. Hitchcock 1899	J. Wilson 1897			
C. Knox ..... 1901 H. Moody ..... 1904 J. Bonaparte 1907	Chas. E. Smith ..... 1901 Henry C. Payne ..... 1902 Robert J. Wynne ..... 1904 G. B. Cortelyou ..... 1905 G. von L. Meyer 1907	E. A. Hitchcock ..... 1901 J. R. Garfield 1907	J. Wilson 1901	*George B. Cortelyou 1903 *Victor H. Metcalf .. 1904 *O. S. Straus 1906		
W. Wickersham .. 1909	F. H. Hitchcock 1909	R. A. Ballinger ..... 1909 W. L. Fisher 1911	J. Wilson 1909	*Chas. Nagel 1909		
C. McReynolds ... 1913 os. W. Gregory ... 1914 M. Palmer 1919	A. S. Burleson 1913	F. K. Lane ..... 1913 J. B. Payne 1920	D. F. Houston ..... 1913 E. T. Meredith 1920	William C. Redfield .. 1913 Joshua W. Alexander. 1919	William B. Wilson ... 1913	
M. Daugherty 1921	Will H. Hays ..... 1921 Hubert Work ..... 1922 Harry S. New 1923	Albert B. Fall ..... 1921 Hubert Work 1923	H. C. Wallace 1921	Herbert C. Hoover ... 1921	J. J Davis 1921	
M. Daugherty .... 1923 rlan F. Stone .... 1924 hn G. Sargent 1925	Harry S. New 1923	Hubert Work ..... 1923 Roy O. West 1928	H. M. Gore ..... 1924 W. M. Jardine 1925	H. C. Hoover ..... 1923 W. F. Whiting 1928	J. J. Davis 1923	
n. D. Mitchell 1929	Walter F. Brown 1929	Ray L. Wilbur 1929	A. M. Hyde 1929	R. P. Lamont ..... 1929 R. D. Chapin 1932	J. J. Davis ..... 1929 Wm. N. Doak 1930	
S. Cummings .... 1933 ank Murphy ..... 1939 bert H. Jackson .. 1940 ancis Biddle 1941	James A. Farley .... 1933 Frank C. Walker 1940	Harold L. Ickes 1933	Henry A. Wallace ... 1933 Claude R. Wickard .. 1940	D. C. Roper ..... 1933 Harry Hopkins ..... 1939 Josse Jones 1940	Frances Perkins 1933	

附錄第三　米國歷代大審院長

	氏名		出身州	在職期間
一、	ジェイ (John Jay)		ニューヨーク	一七八九年―一七九五年
二、	ラトレッヂ (John Rutledge)		サウス・カロライナ	一七九五年―一七九五年
三、	エルズワース (Oliver Ellsworth)		コネチカット	一七九六年―一八〇〇年
四、	マーシャル (John Marshall)		ヴァージニア	一八〇一年―一八三五年
五、	タニー (Roger B. Taney)		メリーランド	一八三六年―一八六四年
六、	チェース (Salmon P. Chase)		オハイオ	一八六四年―一八七三年
七、	ウェイト (Morrison R. Waite)		オハイオ	一八七四年―一八八八年
八、	フューラー (Melville W. Fuller)		イリノイ	一八八八年―一九一〇年
九、	ホワイト (Edward D. White)		ルイジアナ	一九一〇年―一九二一年
一〇、	タフト (Willian H. Taft)		コネチカット	一九二一年―一九三〇年
一一、	ヒューズ (Charles E. Hughes)		ニューヨーク	一九三〇年―一九四一年
一二、	ストーン (Harlan F. Stone)		ニューヨーク	一九四一年―

（註）本表は Steinberg and Lamm, Our Changing Government, Appendix IV, Morrison and Commager, Growth of The American Republic, p. 660. に據る。

年	候補者	政黨	一般投票	百分比	當選選舉人
1860	Douglas	Democrat	1,375,157	29.4	12
	Breckinridge	,,	845,763	18.1	72
	Lincoln	Republican	1,866,352	39.9	180
	Bell	Union	589,581	12.6	39
1864	McClellan	Democrat	1,808,725	44.9	21
	Lincoln	Republican	2,216,067	55.1	216
				47.3	
1868	Seymour	Democrat	2,709,613		216
	Grant	Republican	3,015,071	52.7	80
1872	Greeley	Democrat	2,834,079	43.8	66
	O'Conor	Ind. Democrat	29,408	0.5	0
	Grant	Republican	3,597,070	55.6	292
	Black	Temperance		0.1	0
1876	Tilden	Democrat	4,284,885	50.9	184
	Hayes	Republican	4,033,950	48.0	185
	Cooper	Greenback	81,740	1.0	0
	Smith	Prohibition	9,522	0.1	0
	Walker	American	2,636	0.0	0
1880	Hancock	Democrat	4,442,035	48.2	155
	Garfield	Republican	4,449,053	48.3	214
	Weaver	Greenback	307,306	3.4	0
	Dow	Prohibition	10,487	0.1	0
	Phelps	American	707	0.0	0
1884	**Cleveland**	Democrat	4,911,017	48.9	219
	Blaine	Republican	4,848,334	48.3	182
	Butler	Greenback	133,825	1.3	0
	St. John	Prohibition	151,809	1.5	0
1888	Cleveland	Democrat	5,540,050	48.7	168
	Harrison	Republican	5,444,337	47.8	233
	Streeter	Union Labor	146,897	1.3	0
	Fisk	Prohibition	250,125	2.2	0
	Cowdrey	United Labor	2,808	0.0	0
1892	**Cleveland**	Democrat	5,554,414	46.0	277
	Harrison	Republican	5,190.802	43.0	145

附錄第四　大統領選舉各候補者得點表

(1928 - 1940)

年	候補者	政黨	一般投票	百分比	當選選舉人
1828	**Jackson**	Democrat	647,231	56.0	178
	Adams	Federal	509,097	44.0	83
1832	**Jackson**	Democrat	687,502	55.0	219
	Clay	Whig	530,189	42.4	49
	Floyd	,,	33,108	2.6	11
	Wirt	Anti-Mason			7
1836	**Van Buren**	Democrat	761,549	50.8	170
	Harrison	Whig			73
	White	,,	736,656	49.2	26
	Webster	,,			14
	Mangun	,,			11
1840	Van Buren	Democrat	1,128,702	46.8	60
	Harrison	Whig	1,275,017	52.9	234
	Birney	Liberty	7,059	0.3	0
1844	**Polk**	Democrat	1,337,243	49.6	170
	Clay	Whig	1,299,068	48.1	105
	Birney	Liberty	62,300	2.3	0
1848	**Taylor**	Whig	1,360,101	47.4	163
	Cass	Democrat	1,220,544	42.5	107
	Van Buren	Free Soil	291,263	10.1	0
1852	**Pierce**	Democrat	1,601,474	51.0	254
	Scott	Whig	1,380,678	44.0	42
	Hale	Free Soil	156,149	5.0	0
1856	**Buchanan**	Democrat	1,838,169	45.3	174
	Frémont	Republican	1,341,264	33.1	114
	Fillmore	American	874,534	21.6	8

年	候補者	政黨	一般投票	百分比	當選擧人
	Taft	Republican	3,483,922	23.2	8
	Debs	Socialist	897,011	6.0	0
	Chafin	Prohibition	208,923	1.4	0
	Reimer	Socialist Labor	29,079	0.2	0
1916	**Wilson**	Democrat	9,129,606	49.3	277
	Hughes	Republican	8,538,221	46.1	254
	Hanly	Prohibition	220,506	1.2	9
	Benson	Socialist	585,113	3.1	0
	Reimer	Socialist Labor	13,403	0.1	0
		Misc.	41,894	0.2	0
1920	**Harding**	Republican	16,152,200	61.0	404
	Cox	Democrat	9,147,353	34.6	127
	Debs	Socialist	919,799	3.5	0
	Christensen	Farmer Labor	26,541	0.1	0
	Watkins	Prohibition	189,408	0.7	0
	Cox	Socialist Labor	31,175	0.1	0
	Macauley	Single Tax	5,837	0.0	0
1924	**Coolidge**	Republican	15,725,016	54.1	382
	Davis	Democrat	8,385,586	28.8	136
	Le Follette	Independent, Progressive and Socialist	4,822,856	16.6	13
	Faris	Prohibition	57,551	0.5	0
	Nations	American	23,867		0
	Wallace	Com. Land	2,778		0
	Johns	Socialist Labor	38,958		0
	Foster	Workers'	33,361		0
1928	**Hoover**	Republican	21.392,190	58.2	444
	Smith	Democrat	15,016,443	40.8	87
	Thomas	Socialist	267,420	1.0	0
	Foster	Workers'	48,770		0
	Raynolds	Socialist Labor	21,603		0
	Varney	Prohibitionist	20,106		0
	Webb	Farmer Labor	6,390		0
1932	**Roosevelt**	Democrat	22,821,857	57.3	472
	Hoover	Republican	15,761,841	39.6	59

年	候補者	政黨	一般投票	百分比	當選擧人
	Bidwell	Prohibition	271,058	2.3	0
	Weaver	People's	1,027,329	8.5	22
	Wing	Socialist	21,164	0.2	0
1896	**McKinley**	Republican	7,035,638	50.9	271
	Bryan	Democrat	6,467,946	46.8	176
	Levering	Prohibition	141,676	1.0	0
	Bentley	National	13,969	0.1	0
	Matchett	Socialist Labor	36,454	0.3	0
	Palmer	Nat. Democrat	131,529	0,9	0
1900	**McKinley**	Republican	7,219,530	51.7	292
	Bryan	Democrat	6,358,071	45.5	155
	Woolley	Prohibition	209,166	1,5	0
	Barker	People's	50,232	0.4	0
	Debs	Socialist Dem.	94,768	0.7	0
	Malloney	Socialist Labor	32,751	0.2	0
	Leonard	United Christian	518	0.0	0
	Ellis	Union Reform	5,098	0.0	0
1904	**Roosevelt**	Republican	7,628,834	56.4	336
	Parker	Democrat	5,084,401	37.6	140
	Swallow	Prohibition	259,257	1.9	0
	Debs	Socialist	402,460	3.0	0
	Watson	People's	114,753	0.9	0
	Corregan	Socialist Labor	33,724	0.2	0
	Holcomb	Continental	830	0.0	0
1908	**Taft**	Republican	7,679,006	51.6	321
	Bryan	Democrat	6,409,106	43.0	162
	Chafin	Prohibition	252,683	1.7	0
	Debs	Socialist	420,820	2.8	0
	Watson	People's	28,131	0.2	0
	Hisgen	Independence	83,562	0.6	0
	Gillhaus	Socialist Labor	13,825	0.1	0
	Turney	United Christian	461	0.0	0
1912	**Wilson**	Democrat	6,286,214	41.8	435
	Roosevelt	Progressive	4,126,020	27.4	88

年	候補者	政黨	一般投票	百分比	選人當選擧
	Thomas	Socialist	884,781		0
	Reynolds	Socialist Labor	33,276		0
	Foster	Communist	102,991	3.1	0
	Upsaw	Prohibition	81,869		0
	Harvey	Liberty	53,425		0
	Coxey	Farm-Labor	7,309		0
1936	**Roosevelt**	Democrat	27,751,612	60.7	523
	Landon	Republican	16,681,913	36.4	8
	Lemke	Union	891,858		0
	Thomas	Socialist	187,342		0
	Browder	Communist	80,181	2.9	0
	Colvin	Prohibition	37,609		0
	Aiken	Socialist Labor	12,729		0
1940	**Roosevelt**	Democrat	27,241,939	54.7	449
	Willkie	Republican	22,327,226	44.8	82
	Thomas	Soeialist	116,796		**0**
	Browder	Communist	48,789		**0**
	Babson	Prohibition	58,600	0.5	0
	Aiken	Socialist Labor	14,861		**0**
		Misc.	413		**0**

米國大統領

〔註〕本表は Samuel E. Morrison and Henry S. Commager, The Growth of American Republic, pp. 663-665. の附表に據つたものである。太字は大統領當選者を示す。1940 年の分は著者に於て補足した。但し本文中に記載した數字とは多少異るものがあることを諒知され度い。

附錄第五　聯邦議會に於ける多數黨（第三十九議會——第七十八議會）

議會	年	大統領（黨派）	上院	下院
第三十九	一八六五—一八六七	ジョンソン（共和）	共和黨	共和黨
第四十	一八六七—一八六九	〃	〃	〃
第四十一	一八六九—一八七一	グラント（共和）	〃	〃
第四十二	一八七一—一八七三	〃	〃	〃
第四十三	一八七三—一八七五	〃	〃	共和黨
第四十四	一八七五—一八七七	〃	〃	民主黨
第四十五	一八七七—一八七九	ヘイズ（共和）	共和黨	民主黨
第四十六	一八七九—一八八一	〃	民主黨	〃
第四十七	一八八一—一八八三	ガーフイールド（共和）アーサー（共和）	共和黨	共和黨
第四十八	一八八三—一八八五	〃	民主黨三七、共和黨三七、無所屬一、缺員一	民主黨
第四十九	一八八五—一八八七	クリーヴランド（民主）	共和黨	民主黨
第五十	一八八七—一八八九	〃	〃	〃
第五十一	一八八九—一八九一	ハリソン（共和）	共和黨	共和黨
第五十二	一八九一—一八九三	〃	〃	民主黨

附錄第五　聯邦議會に於ける多數黨

米國大統領

第五十三	一八九三——一八九五	クリーヴランド(民主)	民主黒	民主黨
第五十四	一八九五——一八九七	〃	共和黨	共和黨
第五十五	一八九七——一八九九	マツキンレイ(共和)	共和黨	共和黨
第五十六	一八九九——一九〇一	〃	〃	〃
第五十七	一九〇一——一九〇三	マツキンレイ(共和)	共和黨	共和黨
第五十八	一九〇三——一九〇五	ローズヴェルト 共和)	〃	〃
第五十九	一九〇五——一九〇七	ローズヴェルト(共和)	共和黨	共和黨
第六十	一九〇七——一九〇九	〃	〃	〃
第六十一	一九〇九——一九一一	タフト(共和)	共和黨	共和黨
第六十二	一九一一——一九一三	〃	〃	民主黨
第六十三	一九一三——一九一五	ウイルソン(民主)	民主黨	民主黨
第六十四	一九一五——一九一七	〃	〃	〃
第六十五	一九一七——一九一九	〃	〃	共和黨
第六十六	一九一九——一九二一	ハーディング(共和)	共和黨	共和黨
第六十七	一九二一——一九二三	〃	〃	〃
第六十八	一九二三——一九二五	クーリッヂ(共和)	共和黨	共和黨
第六十九	一九二五——一九二七	〃	〃	共和黨
第七十	一九二七——一九二九	クーリッヂ(共和)	共和黨四八、民主黨四七、無所屬一	〃
第七十一	一九二九——一九三一	フーヴア(共和)	共和黨	共和黨
第七十二	一九三一——一九三三	〃	共和黨四八、民主黨四七、無所屬一	民主黨
第七十三	一九三三——一九三四	ローズヴェルト(民主)	民主黨	〃
第七十四	一九三五——一九三六	〃	〃	〃
第七十五	一九三七——一九三八	〃	〃	〃
第七十六	一九三九——一九四〇	〃	〃	〃
第七十七	一九四一——一九四二	〃	〃	〃
第七十八	一九四三——一九四四	〃	〃	〃

註、本表は Morrison and Commager, Growth of American Rupublic, p. 661. の附表に據つたものである。

聯邦議會は一議會を二箇年とし、必要の期間だけ開會するのであるが、從來は憲法の規定により毎年十二月第一月曜日を始期とし、奇數年の十二月に開かれる第一會期 (First Session) は翌年に亘つて長い間開かれてゐたので、之を長期議會 (Long Session) と呼び、偶數年の十二月に開かれる第二會期 (Second Session) はその年の十一月に選擧が行はれ、舊議員の任期が翌年の三月四日に終了するので、議會も三月四日で終り會期が短いので、短期議會 (Short Session) と呼ばれてゐた。所謂「落選議員の議會」(Lame Duck Session) と稱するのはこの短期議會を指して言つたものであつた。然るに一九三三年修正憲法第二十條の成立するに及び、新議會は奇數年の一月に開かれ遲くも其の年の十二月までに一旦休會し、更に、翌年（選擧の行はれ

附錄第五　聯邦議會に於ける多數黨

る年、卽ち偶數年）の一月續開して十二月までに閉會するので、長期、短期の呼稱は自然消滅することになつた。隨つてローズヴエルト政權以後の議會は事實上、三箇年に跨ることはないので（但し議員の任期は一月三日正午まで續く）著者に於て分り易いやうに訂正した。

因に最近の第七十六議會乃至第七十八議會に於ける政黨別議員内譯は次の如くである。

		第七十六議會		第七十七議會		第七十八議會	
上院	民主黨	六九	民主黨	六六	民主黨	五七
	共和黨	二三	共和黨	二八	共和黨	三八
	農民勞働黨	二	進歩黨	一	進歩黨	一
	無所屬	一	無所屬	一		
下院	民主黨	二六二	民主黨	二六八	民主黨	二二二
	共和黨	一六九	共和黨	一六二	共和黨	二〇八
	進歩黨	二	進歩黨	三	進歩黨	三
	農民勞働黨	一	米國勞働黨	一	勞働黨(ロ)	一
	米國勞働黨(イ)	一	無所屬	一	缺員	一

(イ) American Labor Party.

(ロ) 昭和十八年一月六日ブエノスアイレス發同盟電報に據つたもので明確を缺く。

附錄第六　米國憲法

目次

第一條　立法部（聯邦議會）……二四七
第二條　行政部（大統領及び副大統領）……二五四
第三條　司法部（聯邦裁判所）……二五六
第四條　州と州並に聯邦との關係……二五八
第五條　憲法の改正……二五九
第六條　國債、國法の優越、官吏の誓約……二五九
第七條　憲法の効力發生……二六〇
修正第一條　宗教、言論、出版の自由、請願の權利……二六一
修正第二條　武器携帶の權利……二六一
修正第三條　兵士の民家宿泊……二六一
修正第四條　捜索、逮捕、押收の令狀……二六一
修正第五條　刑事事件に對する手續……二六一
修正第六條　同……二六二
修正第七條　民事事件に對する陪審裁判……二六二

修正第八條　過重なる處罰……二六三
修正第九條　列擧されざる人民の權利……二六三
修正第十條　州に留保されたる權利……二六三
修正第十一條　州に對する訴訟……二六四
修正第十二條　大統領及び副大統領の選擧……二六四
修正第十三條　奴隷……二六五
修正第十四條　市民權、下院議員の割當、政治上の無能力、國債……二六五
修正第十五條　參政權……二六六
修正第十六條　所得稅……二六七
修正第十七條　上院議員……二六七
修正第十八條　禁酒規定……二六八
修正第十九條　婦人參政權……二六八
修正第二十條　議會の開會期日並に大統領、副大統領、議員の就任日の變更……二六八
修正第二十一條　禁酒規定の修正……二六九

我等合衆國ノ人民ハ一層完全ナル聯邦ヲ組織シ、正義ヲ樹立シ、國内ノ靜謐ヲ保障シ、國防ニ備ヘ、一般ノ福祉ヲ增進シ、我等並ニ我等ノ子孫ニ自由ノ祝福ヲ確保スルノ目的ヲ以テ、玆ニ「アメリカ」合衆國ノ爲メニ本憲法ヲ制定ス。

第一條

第一款　本憲法ニヨリ賦與セラレタル一切ノ立法權ハ、上院及ビ下院ヨリ成ル合衆國議會ニ屬ス。

第二款　㈠下院ハ二年毎ニ各州人民ニヨリ選擧セラルル議員ヲ以テ組織ス。各州ノ選擧人ハ其ノ州立法部ノ議員數多キ方ノ一院（註、實際には州立法部の下院に該當する）ノ選擧人タル資格ヲ有スルコトヲ要ス。

㈡年齡二十五歲ニ達セズ、七年以上合衆國市民トシテ經過セズ、且選擧セラレシトキ其ノ州ノ住民ニアラザルモノハ下院議員タルコトヲ得ズ。

㈢下院議員及ビ直接稅ハ聯邦ニ加入セル各州ノ間ニ、其ノ人口數ニ比例シテ配分ス。各州ノ人口數ハ年期服役者ヲ含ミ、課稅セラレザル原住民（インディアンズ）ヲ除キタル自由人ノ總數ニ、自由人以外ノ總テノ人數ノ五分ノ三ヲ加ヘテ之ヲ算出ス。（註、修正第十四條第二款及び修正第十六條により改正せらる。）人口ノ算出ハ合衆國議會ノ最初ノ集會ヨリ三年以内ニ之ヲ實施シ、其ノ後ハ十箇年毎ニ法律ノ定ムル方法ニ從ヒテ之ヲ行フ。下院議員ノ數ハ人口三萬人ニ對シ一人ノ割合ヲ超ユルコトヲ得ザレドモ、各州ハ少クトモ一名ノ議員ヲ有スルコトヲ要ス。但シ右ノ算出ノ爲サルル迄「ニュー・ハムプシア」州ハ三名、「マサチユセツツ」州ハ八名、「ロード・アイランド」州ハ一名、「コネチカット」州ハ五名、「ニュー・ヨーク」州ハ六名、「ニュー・ジャーシー」州ハ四名、「ペンシルヴアニア」州ハ八名、「デラウエア」州ハ

一名、「ヴアジニア」州ハ十名、「ノース・カロライナ」州ハ五名、「サウス・カロライナ」州ハ五名、「ジョージア」州ハ三名ヲ夫々選出スル權利ヲ有ス。

㈣州ノ代表ニ缺員ヲ生ジタル場合ハ、其ノ州ノ行政長官ハ其ノ補缺ノタメニ選擧命令ヲ發スベシ。

㈤下院ハ其ノ議長及ビ其他ノ役員ヲ選任シ彈劾ノ專權ヲ有ス。

第三款　㈠合衆國上院ハ各州立法部ニヨリ二名宛選擧セラルル任期六年ノ上院議員ヨリ成リ、各議員ハ一票ノ投票權ヲ有ス。（註、修正第十七條により改正せらる。）

㈡第一回選擧ノ結果、上院議員集會シタルトキハ直ニ之ヲナルベク均等ノ三部ニ分割スベシ。然シテ第一部ノ議員ハ第二年ノ終リニ、第二部ノ議員ハ第四年ノ終リニ、第三部ノ議員ハ第六年ノ終リニ夫々退職シ、以テ議員ノ三分ノ一ヲ二年毎ニ改選セシム。「若シ州立法部ノ閉會中、辭職其ノ他ノ理由ニヨリ缺員ヲ生ジタル場合ハ、其ノ州ノ行政部ハ、立法部ガ次ノ開會ニヨリ缺員ノ補充ヲ行フ迄、臨時議員ノ任命ヲ爲スコトヲ得。」（註、括弧内は修正第十七條により改正せらる。）

㈢年齡三十歲ニ達セズ、九年以上合衆國市民トシテ經過セズ、且選擧セラレシトキ其ノ州ノ住民ニアラザルモノハ上院議員タルコトヲ得ズ。

㈣合衆國ノ副大統領ハ上院議長タルベシ。但シ贊否同數ノ場合ノ外投票權ヲ有セズ。

㈤上院ハ議長以外ノ他ノ役員ヲ選任シ、副大統領ガ缺席シ、若クハ合衆國大統領ノ職務ヲ執行スル場合ニハ臨時議長ヲ選任ス。

㈥上院ハ總テノ彈劾ヲ審理スル專權ヲ有ス。議員ガコノ審理ヲ行フ場合ハ宣誓又ハ確約ヲ爲スコトヲ要ス。合衆國大統領ヲ審理スルトキハ大審院長ヲ以テ議長トス。然シテ何人モ出席議員三分ノ二ノ同意アルニアラザレバ、有罪ノ判決ヲ與ヘラルルコトナシ。

㈦彈劾事件ノ判決ハ免職及ビ名譽、信任若クハ報酬ヲ伴フ合衆國ノ官職ニ就任、在職スル資格ヲ剝奪スルコト以外ニ及ブコトヲ得ズ。但シ有罪ノ判決ヲ受ケタルモノト雖モ、別ニ法律ノ規定ニヨリ起訴、審問、判決、處罰ヲ受クルコトヲ免レズ。

第四款　㈠上院議員及ビ下院議員ノ選擧ヲ行フ時期、場所、方法ハ各州ノ立法部ニ於テ之ヲ定ム。但シ合衆國議會ハ上院議員選擧ノ場所以外ノ事項ニ關シテハ、何時ニテモ法律ヲ以テ其ノ規則ヲ制定シ、若クハ之ヲ變更スルコトヲ得。

㈡合衆國議會ハ毎年少クトモ一回集會スベシ。其ノ開會ノ期日ハ法律ニ別段ノ定メナキ限リ、十二月第一月曜日トス。（註、修正第二十條第二款により改正せらる。）

第五款　㈠各議院ハ所屬議員ノ選擧、選擧報告及ビ資格ヲ審査ス。各議院ノ議事ヲ行フニ必要ナ定足數ハ其ノ議員ノ過半數トス。定足數ニ達セザル少數議員ハ日々休會スルコトヲ得ベク、且各議院ニ於テ定メタル方法並ニ罰則ニ從ヒ缺席議員ノ出席ヲ强制スルコトヲ得。

㈡各議院ハ議事規則ヲ設ケ秩序ヲ紊ル議員ヲ懲罰ニ附シ、議員三分ノ二ノ同意ヲ以テ議員ヲ除名スルコトヲ得。

㈢各議院ハ議事錄ヲ調整シ、秘密ヲ要スルモノト認メラレタルモノノ外隨時之ヲ公表スベシ。各院議員ノ贊否ハ議題ノ如何ヲ問ハズ、出席議員五分ノ一ノ請求アルトキハ之ヲ議事錄ニ記載スベシ。

㈣合衆國議會ノ開期中ハ、各院ハ他院ノ同意ヲ得ズシテ三日以上休會シ、若クハ其ノ議場ヲ兩院ノ開會中ノ場所以外ニ移スコトヲ得ズ。

第六款　㈠上院議員及ビ下院議員ハ其ノ勤務ニ對シテ法律ヲ以テ確定セラレ、且合衆國國庫ヨリ支出セラルル報酬ヲ受ク。兩院ノ議員ハ叛逆罪、重罪及ビ公安ヲ害スル罪ニヨルノ外、開期中ノ議院ニ出席中、又ハ其ノ往復ノ途上ニ於テ逮捕セラレザル特權ヲ有ス。議員ハマタ其ノ院内ニ於ケル演說若クハ討論ニ對シテ、他ノ場所ニ於テ審問ヲ受クルコトナシ。

㈡上院議員及ビ下院議員ハ其ノ在任期間中ハ、任期中ニ新設又ハ增俸セラレタル合衆國ノ文官ニ任命セラルルコトヲ得ズ。又合衆國ノ官職ヲ奉ズルモノハ其ノ在職中、兩院ノ執レノ議員トモ成ルコトヲ得ズ。

第七款　㈠歲入徵收ニ關スル總テノ法律案ハ下院ニ於テ最初ニ提議セラルベシ。但シ上院ハ之ニ對シ修正ヲ提議シ、又ハ修正ノ上同意シ得ルコト他ノ法律案ト同ジ。

㈡上院及ビ下院ヲ通過シタル總テノ法律案ハ、法律トナルニ先ダチ、之ヲ合衆國大統領ニ提出スベシ。大統領同意スレバ之ニ署名シ、然ラザル場合ハ之ニ異議書ヲ添付シテ、發議シタル議院ニ返付スベシ。返付ヲ受ケタル議院ハ異議ノ全部ヲ議事錄ニ記載シ、之ヲ再議ニ附スベク、再議ノ結果三分ノ二ノ多數ヲ以テ該案ノ通過ヲ可決シタルトキハ、之ヲ異議書ト共ニ他ノ一院ニ廻付スベシ。他ノ一院ニ於テモ同一ノ方法ヲ以テ再議ニ附シ、三分ノ二ノ多數ヲ以テ之ヲ可決シタル場合ハ、該案ハ法律トナルモノトス。然レドモ總テ之等ノ場合ニ於ケル兩院ノ表決ハ、贊否ノ聲明ニヨツテ之ヲ行ヒ、法律案ニ對シ贊否ノ表決ヲ爲シタル議員ノ氏名ハ、夫々其ノ議院ノ議事錄ニ記入セラルベシ。若シ法律案ヲ大統領ニ提出シタル日ヨリ十日以內（日曜日ヲ除ク）ニ返付セラレザルトキハ、其ノ法律案ハ大統領ガ署名シタル場合ト同樣法律トナル。但シ合衆國議會ノ閉會ニヨリ法律案ヲ返付スルコト能ハザル場合ハ此ノ限リニアラズ。

㈢兩院ノ同意ヲ必要トスル總テノ命令、決議若クハ表決（休會ニ關スルモノヲ除ク）ハ之ヲ合衆國大統領ニ提出スベシ。之ガ効力發生ノ爲メニハ大統領ノ同意ヲ必要トシ、若シ其ノ同意ヲ得ザルトキハ、法律案ノ場合ト同樣ノ規則並ニ制限ニ從ヒ、上院及ビ下院ノ三分ノ二ニヨリ再ビ之ヲ可決スルコトヲ要ス。

第八款　合衆國議會ハ左ノ權限ヲ有ス。

㈠合衆國ノ國債ヲ償還シ、國防並ニ一般ノ福祉ノ爲メニ租稅、間接稅、輸入稅、消費稅ヲ賦課徵收スルコト。但シ總テノ間接稅、輸入稅、消費稅ハ全國ヲ通ジ劃一ナルコトヲ要ス。（註、修正第十六條によりこの權限は擴大された。）

㈡合衆國ノ信用ニ基キ國債ヲ起スコト。

㈢外國トノ通商、並ニ各州間及ビ原住民（インディアン）種族トノ通商ヲ規律スルコト。

㈣合衆國全體ヲ通ジテ共通ナル歸化ノ規則及ビ破產ニ關スル法律ヲ制定スルコト。

㈤貨幣ヲ鑄造シ、其ノ價格及ビ外國貨幣ノ價格ヲ規律シ、度量衡ノ標準ヲ定ムルコト。

㈥合衆國ノ證券及ビ通貨ノ僞造ニ關スル罰則ヲ定ムルコト。

㈦郵便局及ビ郵便道路ヲ設クルコト。

㈧著作者及ビ發明者ヲシテ一定ノ期間、其ノ著作並ニ發明ニ關スル權利ヲ專有セシメ、以テ學術及ビ有用ナル技藝ノ進步ヲ助長スルコト。

㈨最高裁判所ノ下ニ下級裁判所ヲ組織スルコト。

㈩公海ニ於テ行ハレタル海賊行爲及ビ重罪並ニ國際法ニ對スル犯罪ヲ定義シ、之ガ處罰ヲ定ムルコト。

(11)戰ヲ宣シ、捕獲免許狀ヲ附與シ、陸上及ビ海上ニ於ケル捕獲ニ關スル規則ヲ設ケルコト。

(当)軍隊ヲ徴集シ、之ヲ維持スルコト。但シコノ目的ノ爲メニスル歳出ノ豫算ハ二年以上ノ期間ニ亙ルコトヲ得ズ。

(当)海軍ヲ設ケ、之ヲ維持スルコト。

(当)陸海軍ノ統轄及ビ規律ニ關スル法規ヲ定ムルコト。

(当)聯邦ノ法律ノ執行、内亂ノ鎮定、侵略ノ防止ノ爲メニ行フ民兵召集ノ規定ヲ設クルコト。

(当)民兵ノ編成、裝備、訓練並ニ合衆國ノ軍務ニ服スルコトアルベキ一部ノ民兵ノ統轄ニ關スル規定ヲ設クルコト。但シ民兵ニ關シ士官ヲ任命シ、且合衆國議會ノ定ムル規律ニ從ヒ訓練ヲ行フノ權ハ之ヲ各州ニ留保ス。

(当)或ル州ガ讓渡シ合衆國議會ガ之ヲ受理シテ合衆國政府ノ所在地トナリタル地區（十哩平方ヲ超エズ）ニ對シ、一切ノ事項ニ付キ立法ノ專權ヲ行使スルコト、並ニ要塞、武器庫、造兵廠、造船所其ノ他必要ナル建造物ヲ設クル爲メ其ノ州立法部ノ同意ヲ得テ土地ヲ購入セル場合、之等ノ總テノ地域ニ對シ同樣ノ專權ヲ行使スルコト。

(当)前記ノ諸權限並ニ本憲法ニヨリ、合衆國政府、其ノ官廳又ハ其ノ官吏ニ附與セラレタル他ノ總テノ權限ヲ行使スルニ必要且適當ナル一切ノ法律ヲ設クルコト。

第九款　(一)現在ノ各州ノ何レカガ入國ヲ適當ト認メタル人々ノ移住又ハ輸入ハ、一八〇八年以前ニ於テ合衆國議會ハ之ヲ禁止スルコトヲ得ズ。但シ其ノ輸入ニ對シテ一人ニ付キ十弗以下ノ租稅又ハ關稅ヲ課スルコトヲ得。（註、本項は各州に奴隷輸入の自由を認めたる暫定的規定である。）

(二)人身保護律（ハビアス・コーパス）ノ特權ハ叛亂又ハ侵略ニ際シ、公共ノ安寧ノ爲メニ必要ナル場合ノ外、之ヲ停止セラルルコトナシ。

(三)權利剝奪法（ビル・オブ・アテインダー）（註、法文中に特定人を指名して裁判によらずして之を處罰すること。）又ハ遡及處罰法（エクス・ポスト・ファクト・ロウ）ハ之ヲ制定スルコトヲ得ズ。

(四)人頭稅其他ノ直接稅ハ先ニ定メタル（註、第二款第三項）人口調査又ハ算出ニ基ク割合ニヨルニアラザレバ之ヲ賦課スルコトヲ得ズ。（註、修正第十六條により改正せらる。）

(五)各州ヨリ輸出セラルル物品ニ對シテハ、租稅又ハ關稅ヲ課スルコトヲ得ズ。

(六)通商又ハ徵稅ニ關スル規定ニヨリテ、一州ノ港灣ニ對シ他州ノ港灣以上ノ特典ヲ與フベカラズ。又一州ニ出入スルコトヲ目的トスル船舶ハ、他州ニ於テ入港、出港又ハ關稅ノ支拂ヲ强制セラルルコトナシ。

(七)國庫ヨリノ支出ハ總テ法律ノ定ムル歳出豫算ニ依ルニアラザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ。一切ノ公金ノ收支ニ關スル公式ノ決算書ハ隨時之ヲ公表スベシ。

(八)合衆國ハ貴族ノ稱號ヲ授與スベカラズ。合衆國政府ノ下ニ於テ俸給ヲ受ケ、若クハ信任ニヨリ官職ヲ奉ズルモノハ、合衆國議會ノ同意ヲ得ルニアラザレバ、國王、公侯又ハ外國ヨリ如何ナル贈與、俸祿、官職、稱號ヲモ受クルコトヲ得ズ。

第十款　(一)各州ハ條約、同盟若クハ聯合ヲ締結シ、捕獲免許狀ヲ附與シ、貨幣ヲ鑄造シ、信用證券ヲ發行シ、金銀貨以外ノモノヲ以テ債務辨濟ノ法貨トシ、權利剝奪法、遡及處罰法若クハ契約上ノ義務ヲ害スルガ如キ法律ヲ制定シ貴族ノ稱號ヲ附與スルコトヲ得ズ。

(二)各州ハ其ノ檢查法施行ノ爲メ絕對的ニ必要ナル場合ノ外、合衆國議會ノ同意ナクシテ、輸入品又ハ輸出品ニ對シ如何ナル輸入稅又ハ輸出稅モ之ヲ課スルコトヲ得ズ。然シテ州ガ其ノ輸出入品ニ對シテ賦課スル輸出入稅ノ純收入ハ、總テ合衆國國庫ノ用途ニ充當スベク、總テ此ノ種ノ法律ハ合衆國議會ノ修正及ビ監督ニ服スルモノトス。

(三)各州ハ合衆國議會ノ同意ヲ得ズシテ噸稅ヲ賦課シ、平時ニ於テ軍隊又ハ軍艦ヲ備ヘ、他州又ハ外國ト協定(アグリーメント)若クハ協約(コンパクト)ヲ結ビ、若クハ現實ニ侵略ヲ蒙ルカ、又ハ猶豫シ難キ急迫ノ危險アル場合ノ外、戰爭行爲ヲ爲スコトヲ得ズ。

第二一條

第一款　(一)行政權ハ「アメリカ」合衆國大統領ニ之ヲ附與ス。大統領ノ任期ハ四年ニシテ、同一任期ノ副大統領ト共ニ左ノ方法ニヨリテ選擧セラルルモノトス。

(二)各州ハ其ノ州立法部ノ定ムル方法ニヨリ、其ノ州ヨリ合衆國議會ニ選出シ得ベキ上院議員及ビ下院議員ノ總數ト同數ノ選擧人(エレクターズ)ヲ任命スベシ。但シ上院議員、下院議員又ハ合衆國政府ノ下ニ於テ、信任ニヨリ若クハ俸給ヲ受ケテ職ヲ奉ズルモノハ、選擧人ニ任命セラルルコトヲ得ズ。

(三)選擧人ハ夫々各自ノ州ニ會合シ、無記名投票ニヨリ二名ヲ選擧スベシ。但シ少クトモ其ノ中ノ一人ハ、選擧人ト同一ノ州ノ住民ニアラザルコトヲ要ス。選擧人ハ得票者及ビ各得票數ノ表ヲ作成シ、之ニ署名シ、證明ヲ附シタル上、封印ヲ施シ、上院議長ニ宛テ合衆國政府ノ所在地ニ送達スベシ。上院議長ハ上院議員及ビ下院議員立會ヒノ下ニ、總テノ證明書ヲ開封シ、其ノ投票ヲ計算ス。其ノ結果、最多數ヲ得タル者ノ得票數ガ任命セラレタル選擧人總數ノ過半數ニ當ルトキハ、其ノ者大統領ニ當選ス。若シ過半數ヲ得タル者二名以上ニ及ビ、且其ノ得票同點ナルトキハ、下院ハ無記名投票ニヨリテ、其ノ中ノ一人ヲ大統領ニ選任スベシ。又若シ過半數ヲ得タル者ナキトキハ、下院ハ右表中ノ最高點者五名ノ中ヨリ、同樣ノ方法ニヨリ大統領ヲ選任スベシ。但シ此ノ方法ニ依ル大統領選擧ハ、州ヲ單位トシテ投票シ、各州代表ハ合シテ一票ノ投票權ヲ有スルモノトス。之ニ對スル定足數ハ、總州ノ三分ノ二ヨリ出席スル一名若クハ一名以上ノ議員ヨリ成リ、當選ニハ總州ノ過半數ノ得票ヲ必要トス。何レノ場合ニ於テモ、大統領ノ選任後、次位ニ擧選人ノ投票ノ最多數ヲ得タルモノヲ副大統領トス。若シ同數ノ投票ヲ得タルモノ二人以上アルトキハ、上院ハ無記名投票ニヨリ、其ノ中ノ一人ヲ副大統領ニ選擧スベシ。」(註、括弧内は修正第十二條により廢止せらる。)

(四)合衆國議會ハ選擧人選任ノ時期、並ニ選擧人ノ投票スベキ日ヲ定ムルコトヲ得。但シコノ期日ハ合衆國ヲ通ジテ同一ナルコトヲ要ス。

(四)何人モ出生ニ依ル合衆國市民タルカ、本憲法成立ノ時ニ、合衆國ノ市民タルニアラザレバ大統領ニ選任セラルルコトヲ得ズ。尙年齡三十五歲ニ達セズ、且合衆國ノ住民トシテ十四年ヲ經過セザルモノモ亦其ノ職ニ選任セラルルコトヲ得ズ。

(五)大統領ノ免職、死亡、辭職又ハ其ノ職務、權限ヲ遂行スル能力ヲ失ヒタル場合ハ、其ノ職務、權限ハ副大統領之ヲ繼承ス。合衆國議會ハ法律ヲ以テ、大統領及ビ副大統領ノ兩者ガ免職、死亡、辭職又ハ無能力ノ場合ヲ規定シ、此ノ場合ニ於テ、大統領ノ職務ヲ執行スベキ官吏ヲ指定スルコトヲ得。斯ル官吏ハ右ノ無能力ガ去ルカ、又ハ大統領ガ選任セラルル迄、其ノ職務ヲ行フ。(註、一八八六年の法律は各省長官の繼承順序を定めてゐる。)

(六)大統領ハ其ノ勤務ニ對シ、定時ニ報酬ヲ受クベク、其ノ額ハ任期中增減セラルルコトナシ。然シテ大統領ハ此ノ期間中合衆國又ハ州ヨリ、他ノ如何ナル報酬ヲモ受クルコトヲ得ズ。

(七)大統領ハ其ノ職務ノ遂行ヲ開始スルニ先ダチ、左ノ宣誓又ハ確約ヲ爲スコトヲ要ス。

「余ハ合衆國大統領ノ職務ヲ忠實ニ遂行シ、且全力ヲ盡シテ合衆國憲法ヲ保全シ、擁護シ、防衛スベキコトヲ嚴肅ニ宣誓(又ハ確約)ス。」

第二款　㈠大統領ハ合衆國ノ陸海軍並ニ合衆國ノ勤務ニ現ニ召集中ノ各州民兵ノ總司令官ナリトス。大統領ハ行政各省ノ長官ヨリ、其ノ所管事務ニ付キ、文書ニヨリテ意見ヲ徵スルコトヲ得。大統領ハ又合衆國ニ對スル犯罪ニツキ彈劾ノ場合ヲ除キ、刑ノ執行ヲ猶豫シ又ハ赦免ヲ行フノ權ヲ有ス。

㈡大統領ハ上院ノ助言及ビ同意ヲ得テ條約ヲ締結スルノ權ヲ有ス。但シ此ノ場合ニハ上院ニ於ケル出席議員三分ノ二ノ同意アルコトヲ要ス。大統領ハ又全權大使其ノ他ノ外交使節、領事、最高裁判所判事並ニ本憲法中別段ノ規定ナク、且法律ヲ以テ設置セラルベキ他ノ總テノ合衆國官吏ヲ指名シ、上院ノ助言及ビ同意ヲ得テ之ヲ任命ス。但シ合衆國議會ハ法律ヲ以テ、適當ト認ムル下級官吏ノ任命權ヲ大統領一人ニ、又ハ裁判所若クハ行政各省ノ長官ニ附與スルコトヲ得。

㈢大統領ハ上院ノ閉會中ニ生ズル一切ノ缺員ヲ補充スルノ權ヲ有ス。但シ其ノ辭令（コミッション）ハ次ノ會期ノ終リニ於テ消滅ス。

第三款　大統領ハ合衆國議會ニ對シ、隨時聯邦ノ狀態ニ付キ情報ヲ與ヘ、且必要ニシテ得策ナリト認メタル議案ノ審議ヲ勸告スベシ。

大統領ハ非常ノ場合ニ兩院又ハ一院ヲ召集シ、閉會ノ時期ニ關シ兩院ノ意見一致ヲ見ザルトキハ、自ラ適當ト認ムル時期マデ之ヲ停會セシムルコトヲ得。大統領ハ全權大使其ノ他ノ外交使節ヲ受理シ、法律ノ忠實ナル執行ヲ監視シ、且合衆國ノ總テノ官吏ニ辭令ヲ交付ス。

第四款　大統領、副大統領及ビ合衆國ノ總テノ文官ハ叛逆罪、收賄罪又ハ其ノ他ノ重罪及ビ輕罪（ミスデイミーナ）ニ對スル彈劾並ニ有罪ノ判決ニ依リテ其ノ職ヲ免ゼラル。

第三條

第一款　合衆國ノ司法權ハ一ノ最高裁判所及ビ合衆國議會ガ隨時制定シ設立シ得ベキ下級裁判所ニ附與セラル。最高裁判所及ビ下級裁判所ノ判事ハ不都合ノ行爲ナキ限リ、其ノ職ヲ免ゼラルルコトナシ。其ノ職ヲ免ゼラルルコトナク、且其ノ勤務ニ對シ定時ニ報酬ヲ受ク。然シテ其ノ額ハ在職中減ゼラルルコトナシ。

第二款　㈠司法權ハ本憲法、合衆國ノ法律及ビ合衆國ノ權限ニ依リ既ニ締結セラレ又ハ將來締結セラルベキ條約ニ基キテ發生スル普通法並ニ衡平法上ノ總テノ事件、全權大使其ノ他ノ外交使節及ビ領事ニ關スル總テノ事件、海事裁判及ビ海上管轄ニ關スル總テノ事件、合衆國ガ一方ノ當事者タル訴訟、二州又ハ二州以上ノ州ノ間ノ訴訟、一州ト他州ノ市民トノ間ノ訴訟（註、この一項は修正第十一條により禁止せらる。）相異ル州ノ市民間ノ訴訟、相異ル州ヨリ賦與セラレタル土地ニ關スル同一市民間ノ訴訟及ビ一州又ハ其ノ市民ト外國又ハ其ノ市民若クハ臣民トノ間ノ訴訟ニ及ブモノトス。

㈡全權大使其ノ他ノ外交使節及ビ領事ニ關スル總テノ事件及ビ一州ガ一方ノ當事者タル總テノ事件ハ、最高裁判所ニ於テ第一審管轄權ヲ有ス。前述セル他ノ一切ノ事件ニ付テハ、最高裁判所ハ合衆國議會ノ定ムル除外例並ニ法規ニ從ヒ、法律並ニ事實ニ關シ控訴審管轄權ヲ有ス。

㈢彈劾ノ場合ヲ除キ、總テノ犯罪ノ審理ハ陪審ニ依ル。斯ル審理ハ犯罪ノ行ハレタル州ニ於テ之ヲ行ヒ、犯罪地ガ何レノ州ニモ屬セザルトキハ、合衆國議會ガ法律ヲ以テ指定スル場所ニ於テ之ヲ行フ。

第三款　㈠合衆國ニ對スル叛逆罪ハ、合衆國ニ對シ戰端ヲ開キ、又ハ敵ニ與シテ之ヲ幇助供恤スル行爲ニ限ル。何人モ同一ノ犯罪ニ對シ、二人ノ證人ニヨリテ證明セラルルカ、若クハ公開ノ法廷ニ於テ自白シタル場合ノ外、叛逆罪ノ宣告ヲ受クルコトナシ。

(二)合衆國議會ハ叛逆罪ノ刑罰ヲ宣告スル權ヲ有ス。但シ叛逆罪ニ基ク權利ノ剝奪ヘ、血統汚損（註、之ハ處罰を受けたる者より繼承する一切の權利を認めざることを言ふ。）、又ハ處罰ヲ受ケタルモノノ生存中ヲ除キ、財產沒收ヲ行フニ至ラズ。

第四條

第一款　各州ハ他州ノ法令、記錄、裁判手續ニ對シ、充分ナル信賴及ビ信用ヲ與フルコトヲ要ス。然シテ合衆國議會ハ之等ノ法律、記錄及ビ裁判手續ヲ證明スベキ方法並ニ其ノ效力ニ付キ、一般法ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得。

第二款　(一)各州ノ市民ハ他ノ何レノ州ニ於テモ其ノ市民ノ有スル總テノ特權及ビ免除ヲ享有スル權利ヲ有ス。（註、修正第十四條により擴張せらる。）

(二)一州ニ於テ叛逆罪、重罪若クハ其ノ他ノ罪ニ依リ告發セラレタルトキハ、其ノ逃亡セル州ノ行政官ノ請求ニ依リ、其ノ犯罪ノ裁判管轄權ヲ移ス爲メニ之ガ引渡シヲ爲スベシ。

(三)何人モ一州ニ於テ、其ノ法律ノ下ニ服役又ハ勞働ニ從フ義務アルモノハ、他州ニ逃亡スルコトニ依リ、其ノ州ノ法律又ハ規則ニ依ツテ右ノ服役又ハ勞働ヲ免除セラルルモノニアラズ。且右ノ服役又ハ勞働ヲ課スル權利ヲ有スル當事者ノ請求アルトキハ引渡サルベキモノトス。（註、本項は奴隸所有者を保護する目的を以て設けられた規定であるが、修正第十三條により廢止せらる。）

第三款　(一)新ナル州ハ合衆國議會ノ承認ニ依リテ聯邦ニ加入ヲ許サル。但シ既存ノ州ノ管轄內ニ新シキ州ヲ組織若クハ設立スルコトヲ得ズ。又合衆國議會並ニ關係諸州ノ立法部ノ同意ヲ得ルニアラザレバ、二箇以上ノ州又ハ其ノ一部分ノ合併ニ依リテ州ヲ組織スルコトヲ得ズ。

(二)合衆國議會ハ合衆國ノ准州若クハ其ノ所有物ヲ處分シ、且之ニ必要ナル總テノ規則ヲ制定スルノ權ヲ有ス。然シテ本憲法ノ如何ナル規定モ、合衆國若クハ特定ノ一州ノ有スル權利ヲ害スルモノト解スベカラズ。

第四款　合衆國ハ本聯邦內ノ各州ニ共和政體ヲ保障シ、各州ヲ侵略ヨリ防護シ、州內ノ暴動ニ對シ州立法部若クハ行政部（立法部ヲ召集スルコト不可能ノ場合）ノ請求ニ應ジテ之ヲ保護ス。

第五條

合衆國議會ハ兩院ノ三分ノ二ガ必要ト認ムルトキハ、本憲法ニ對スル修正ヲ發議シ、又三分ノ二ノ州立法部ノ請求アルトキハ、修正提議ノ爲メニ協議會ヲ召集スベシ。何レノ場合ニ於テモ、其ノ修正ガ四分ノ三ノ州立法部若クハ四分ノ三ノ州協議會ニ依リ承認セラルルトキハ、凡ユル意義ニ於テ本憲法ノ一部トシテ效力ヲ發生ス。其ノ承認ハ右ノ二方法ノ中何レニテモ合衆國議會ノ選定スルトコロニ依ル。「但シ一八〇八年以前ニ於テ爲サルベキ修正ニ於テハ、第一條第九款第一項及ビ第四項ノ規定ヲ變更スルコトヲ得ズ。」（註、括弧內は暫定的規定である。）又各州ハ其ノ同意ナクシテ上院ニ於ケル均等ノ投票權ヲ奪ハルルコトナシ。

第六條

(一)本憲法制定以前ニ契約サレタル債務並ニ締結セラレタル約定ハ、總テ本憲法ノ下ニ於テモ聯合ノ下ニ於ケルト同ジク、合衆國ニ對シ效力ヲ有ス。（註、修正第十四條によりて擴張せらる。）

(二)本憲法及ビ之ニ依リテ制定セラルベキ法律、並ニ合衆國ノ權限ニ依リ、既ニ締結セラレ若クハ將來締結セラルベキ總テノ條約ハ、國家ノ最高法タルベシ。各州ノ判事ハ之ニヨリ、各州ノ憲法又ハ法律ニ反對ノ規定アル場合ト雖

モ拘束セラルベシ。

㈢前記ノ上院議員及ビ下院議員、各州立法部ノ議員並ニ合衆國及ビ各州ノ總テノ行政官並ニ司法官ハ宣誓又ハ確約ニ依リ本憲法ヲ支持スル義務ヲ負フ。但シ宗教上ノ宣誓（テスト）ヲ以テ合衆國ノ官職又ハ公職ニ就ク資格タラシムルコトヲ得ズ。

第七條

本憲法ハ九箇ノ州ノ協議會ノ承認アルトキヘ、承認セル諸州間ニ於テ確定セラレタルモノト認ム。

紀元一七八七年、「アメリカ」合衆國獨立第十二年九月十七日、出席各州滿場一致ノ同意ヲ以テ、協議會ニ於テ之ヲ制定ス。依ツテ其ノ證明ノ爲メニ我等玆ニ署名ス。

議長兼ヴアジニア代表　ジョージ・ワシントン

ジョン・ラングドン、ニコラス・ギルマン　ニュー・ハムプシア

ナザニエル・ゴラム、ルーフアス・キング　マサチユセツツ

ウイリアム・サムユエル・ジョンソン、ロジヤー・シヤーマン　コネチカツト

アレキサンダー・ハミルトン　ニユー・ヨーク

ウイリアム・リヴイングストン、デヴイツド・ブリーアリ、ウイリアム・パターソン、ジョナサン・デートン　ニユー・ジヤーシー

ベンジヤミン・フランクリン、トマス・ミフリン、ロバート・モリス、ジョージ・クライマー、トマス・フイツツシモンズ、ジヤレド・インガソル、ジエームス・ウイルソン、グヴヌーア・モリス　ペンシルヴアニア

デラウエア　ジョージ・リード、ガニング・ベツドフオード(Jr)、ジョン・デイキンソン、リチヤード・バセツト、チエコツプ・ブルーム

メリーランド　ジエームス・マクヘンリー、ダニエル・オヴ・セント・トマス・ジエニフア、ダニエル・カロル

ヴアジニア　ジョン・ブレーア、ジエームス・マヂソン(Jr)

ノース・カロライナ　ウイリアム・ブラウント、リチヤード・ドツプス・スペイト、ヒユー・ウイリアムソン

サウス・カロライナ　ジョン・ラトレツヂ、チヤールス・コーツウオス・ピンクニイ、ピアース・バトラー

ジョージア　ウイリアム・フイユー、エブラハム・ボードウイン

書記　ウイリアム・ジヤクソン　證明ス

合衆國憲法修正箇條

原憲法第五條ノ規定ニ從ヒ、合衆國議會ニ於テ發議シ、各州ノ立法部若クハ協議會ニ於テ承認セラレタル「アメリカ」合衆國憲法ノ追加並ニ修正箇條（註、この最初の十箇條の修正は一七八九年の第一議會に於て發議せられ、一七九一年十一月三日各州立法部の承認を得て成立したもので事實上原憲法の一部である。その内容は所謂「權利の章典」と稱せられるも

のである。）

第一條

合衆國議會ハ法律ヲ以テ宗教ヲ國定シ、宗教上ノ自由ヲ禁止シ、言論及ビ出版ノ自由ヲ制限シ、人民ノ平和ニ集會シ、苦難ノ救濟ヲ政府ニ請願スル權利ヲ侵スコトヲ得ズ。

第二條

紀律アル民兵ハ自由國家（フリー・ステート）ノ安寧ニ必要ナルヲ以テ、人民ノ武器ヲ保持シ且之ヲ携帶スル權利ハ之ヲ侵害スルコトヲ得ズ。

第三條

平時ニ於テハ、所有者ノ承諾ナクシテ、兵士ヲ其ノ家宅ニ宿營セシムルコトヲ得ズ。又戰時ニ於テモ、法律ノ規定ニヨルニアラザレバ、之ヲ宿營セシムルコトヲ得ズ。

第四條

不合理ナル捜索、逮捕、押收ニ對シ、身體、家宅、書類、財産ノ安全ヲ保障サルル人民ノ權利ハ之ヲ侵害スルコトヲ得ズ。令狀ハ宣誓若クハ確約ニ依リテ支持セラルル信ズベキ事由ニ基キ、且捜索スベキ場所、逮捕スベキ人、押收スベキ物件ヲ特ニ指定スルニアラザレバ之ヲ發スルコトヲ得ズ。

第五條

何人モ大陪審（グランド・ジュリー）官ノ申告又ハ起訴ニ依ルニアラザレバ、死刑又ハ其ノ他ノ自由剝奪（インファーマス・クライム）ノ刑ニ當ル罪ニ對シ責ヲ負ハシメラルルコトナシ。但シ陸海軍、又ハ戰時若クハ公共ノ危險ニ際シ現ニ服役中ノ民兵ノ間ニ起リタル事件ニ付テハ此ノ限リニアラズ。何人モ同一ノ罪過ニツキ、再度生命及ビ身體ノ危險ニ臨マシメラルルコトナシ。何人モ刑事事件ニ於テ、自己ニ不利益ナル證人タルコトヲ强制セラレ、又ハ正當ナル法律上ノ手續ニ依ラズシテ生命、自由、又ハ財産ヲ奪ハレ、若クハ正當ナル賠償ヲ受ケズシテ、私有財産ヲ公用ノ爲ニ徵收セラルルコトナシ。

第六條

總テノ刑事上ノ訴追ニ際シ、被告人ハ犯行アリタル州又ハ地區（ディストリクト）ノ公平ナル陪審官ニヨリ、迅速ナル公開裁判ヲ受クルノ權利ヲ有ス。但シ其ノ地區ハ豫メ法律ニ依リテ確定セラレタルモノナルコトヲ要ス。被告人ハ又被告事件ノ性質並ニ原因ニ付キ、告知ヲ受ケ、自己ニ不利ナル證人トノ對審ヲ求メ、自己ニ有利ナル證人ヲ得ルタメニ强制手續ヲトリ、且自己ヲ辯護スルタメニ、辯護人ノ援助ヲ受クルノ權ヲ有ス。

第七條

普通法上ノ訴訟ニシテ、係爭價格二十弗ヲ超ユル場合ハ、陪審裁判ヲ受クルノ權利ヲ認メラルベシ。陪審官ニ依リ審理セラレタル事實ハ、普通法ノ規定ニ依ルノ外、合衆國ノ何レノ裁判所ニ於テモ再審ニ附セラルルコトナシ。

第八章

過大ナル保釋金ヲ要求シ、又ハ過重ナル罰金若クハ慘酷ニシテ異常ナル刑罰ヲ科スルコトヲ得ズ。

第九條

本憲法中ニ特定ノ權利ヲ列擧セル事實ヲ以テ、人民ノ保有スル他ノ權利ヲ否認シ、又ハ輕視スルモノト解スベカラズ。

第十條

本憲法ニ依リ合衆國ニ委任セラレズ、且州ニ對シ禁止セラレザル權限ハ、之ヲ夫々州及ビ人民ニ留保ス。

第十一條

合衆國ノ司法權ハ合衆國ノ一州ニ對シ、他州ノ市民又ハ外國ノ市民若クハ臣民ニ依リテ開始又ハ提起セラレタル普通法若クハ衡平法上ノ訴訟ニ及ブモノト解スベカラズ。

（註、本條は一七九四年三月提議、一七九八年一月八日成立の旨公示せらる。）

等十二條

㈠選擧人ハ夫々各自ノ州ニ會合シ、無記名投票ニ依リテ大統領及ビ副大統領ヲ選擧スベシ。但シ此ノ二人ノ中、少クトモ一人ハ選擧人ト同一ノ州ノ住民ニアラザルコトヲ要ス。選擧人ハ其ノ投票用紙ニ、大統領トシテ投票スル人ヲ指名シ、別箇ノ投票用紙ニ、副大統領トシテ投票スル人ヲ指名スベシ。然シテ選擧人ハ大統領トシテ投票ヲ受ケタル總テノ者ト、副大統領トシテ投票ヲ受ケタル總テノ者トヲ、其ノ得票數ト共ニ各別ニ表ニ作成シ、之ニ署名シ、證明ヲ附シタル上、封印ヲ施シテ、上院議長ニ宛テ、合衆國政府ノ所在地ニ送達スベシ。上院議長ハ上院議員及ビ下院議員立會ヒノ下ニ、總テノ證明書ヲ開封シ、其ノ得票ヲ計算ス。其ノ結果、大統領トシテ最大ノ投票ヲ得タルモノノ票數ガ、任命セラレタル選擧人總數ノ過半數ニ當ルトキハ、其ノ者大統領ニ當選ス。若シ右ノ過半數ヲ得タル者無キトキハ、下院ハ大統領トシテ投票セラレタル者ノ表中、最高點者三名以內ノ中ヨリ無記名投票ヲ以テ大統領ヲ選任スベシ。但シ此ノ方法ニ依ル大統領選擧ハ州ヲ單位トシテ投票シ、各州代表ハ合シテ一票ノ投票權ヲ有スルモノトス。之ニ對スル定足數ハ、總州ノ三分ノ二ヨリ出席スル一名若クハ一名以上ノ議員ヨリ成リ、當選ニハ總州ノ過半數ノ得票ヲ必要トス。若シ下院ガ右ノ選任權ノ發生ヲ見タル場合ニ、次ノ三月四日（註、修正第二十條により一月二十日に改正せらる。）迄ニ大統領ヲ選任セザルトキハ、副大統領ハ大統領ノ死亡、其ノ他憲法上ノ不能力ヲ生ジタル場合ト同ジク大統領ノ職務ヲ執行ス。

㈡副大統領トシテ投票ノ最多數ヲ得タル者ノ得票數ガ、任命セラレタル選擧人總數ノ過半數ニ當ルトキハ、其ノ者副大統領ニ當選ス。若シ右ノ過半數ヲ得タル者ナキトキハ、上院ハ其ノ人名表中最高點者二名ノ中ヨリ副大統領ヲ選任ス。此ノ場合ハ上院議員總數ノ三分ノ二ヲ以テ定足數トシ、當選ニハ總數ノ過半數ノ得票ヲ必要トス。但シ憲法上大統領ノ職ニ就任スル資格無キ者ハ、合衆國副大統領ノ職ニ就任スルコトヲ得ズ。（註、本條は一八〇三年十二月提議、一九〇四年九月二十五日成立の旨公示せらる。憲法第二條第一款第三項に代はるものである。）

第十三條

第一款　奴隸又ハ强制的勞役（インヴォランタリー・サーヴィチュード）ハ犯罪ニ對スル刑罰トシテ、適法ニ宣告ヲ受ケタル場合ヲ除キ、合衆國或ハ其ノ管轄ニ屬スル何レノ場所ニモ存在スベカラズ。

第二款　合衆國議會ハ適當ナル立法ニ依リ本條ヲ施行スルノ權ヲ有ス。

（註、本條は一八六五年二月提議、同年十二月十八日成立の旨公示せらる。）

第十四條

第一款　合衆國ニ於テ出生又ハ歸化シテ其ノ管轄權ニ服スル者ハ、總テ合衆國及ビ其ノ居住スル州ノ市民タリ。何レノ州モ合衆國市民ノ特權又ハ免除ヲ毀損スル法律ヲ制定又ハ施行シ、正當ナル法律上ノ手續ニ依ラズシテ人ノ生命、自由又ハ財產ヲ奪ヒ、若クハ其ノ管轄內ニ在ル者ニ對シテ、法律ノ平等ナル保護ヲ拒ムコトヲ得ズ。

第二款　下院議員ノ數ハ課稅セラレザル原住民（インディアンス）ヲ除キタル各州ノ人口ヲ計算シ、其ノ數ニ比例シテ夫々各州間ニ之ヲ

配分ス。然レドモ合衆國大統領及ビ副大統領ノ選擧人、合衆國議會ノ下院議員、州ノ行政官及ビ司法官又ハ州立法部議員ノ選擧ニ對シ、何レカノ州ガ年齡二十一歲以上ノ合衆國市民タル自州ノ男子住民ノ投票權ヲ、叛亂ノ援助其ノ他ノ犯罪ニ依ルニアラズシテ、拒否又ハ制限スル場合ハ、其ノ州ヨリ選出スベキ下院議員數ハ、斯ル男子市民ノ數ト其ノ州ニ於ケル年齡二十一歲以上ノ男子市民ノ總數トノ割合ニ比例シテ減少セラルベシ。

第三款　合衆國議會ノ議員、合衆國官吏、州立法部議員又ハ州ノ行政官若クハ司法官トシテ合衆國憲法ノ支持ヲ宣誓シタル者ニシテ、合衆國ニ對スル暴動又ハ叛亂ニ加擔シ、又ハ其ノ敵ヲ幇助若クハ供恤シタル者ハ合衆國議會ノ兩院議員、大統領及ビ副大統領ノ選擧人、合衆國及ビ州ノ文武官ニ任ゼラルルコトヲ得ズ。但シ議會ハ各院ノ三分ノ二ノ投票ヲ以テ斯ル不能力ヲ除去スルコトヲ得。

第四款　暴動又ハ叛亂鎭定ノ勤務ニ對スル恩給及ビ賜金支拂ノタメニ起サレタル負債ヲ含ム法律ニ依リテ認メラレタル合衆國々債ノ効力ハ之ヲ爭フコトヲ得ズ。然レドモ合衆國ハ叛亂ノ幇助ノタメニ起サレタル負債若クハ義務又ハ奴隷ノ喪失若クハ解放ニ依リテ生ゼル請求ニ對シテハ、合衆國又ハ州ハ之ヲ負擔若クハ支辨スルコトナシ。總テ斯ル負債、義務及ビ請求ハ違法ニシテ無効トス。

第五款　合衆國議會ハ適當ナル法律ノ規定ニ依リ本條ヲ施行スルノ權ヲ有ス。

（註、本條ハ一八六六年六月提議、一八六八年七月二十八日成立の旨公示せらる。）

第十五條

第一款　合衆國市民ノ投票權ハ人種、體色、過去ニ於ケル服役ノ狀態（註、奴隷を指す。）ニ基キテ、合衆國又ハ州ニ依リ拒絕若クハ制限ヲ受クルコトナシ。

第二款　合衆國議會ハ適當ナル法律ノ規定ニ依リ本條ヲ施行スルノ權ヲ有ス。

（註、本條ハ一八六九年二月提議、一八七〇年三月三十日成立の旨公示せらる。因に修正第十三條乃至第十五條は南北戰爭の結果によるものである。）

第十六條

合衆國議會ハ如何ナル源泉ヨリ得ラルル所得ニ對シテモ、各州間ニ分賦スルコトナク、且國勢調査其ノ他ノ算定ニ準據スルコトナク、租稅ヲ賦課徵收スルノ權ヲ有ス。

（註、本條ハ一九〇九年七月提議、一九一三年二月二十五日成立の旨公示せらる。）

第十七條

㈠合衆國上院ハ各州ヨリ二名宛、六年ノ任期ヲ以テ、其ノ州ノ人民ニ依リ選擧セラルル上院議員ヨリ成リ、上院議員ハ各一票ヲ有ス。各州ニ於ケル選擧人ハ、其ノ州立法部ノ議員數多キ方ノ一院ノ選擧人タル資格ヲ有スルコトヲ要ス。

㈡上院ニ於ケル州ノ代表ニ缺員ヲ生ジタルトキハ、其ノ州ノ行政部ハ之ガ補缺ノタメニ選擧命令ヲ發スベシ。但シ州立法部ハ人民ガ該立法部ノ定ムル方法ニ依リ補缺選擧ヲ行フ迄、其ノ州ノ行政部ニ對シ、臨時ノ任命ヲ行フ權ヲ附與スルコトヲ得。

㈢本修正ハ之ガ憲法ノ一部トシテ効力ヲ發生スル以前ニ選擧セラレタル上院議員ノ選擧又ハ任期ニ影響ヲ與フルモノト解スベカラズ。

（註、本條ハ一九一二年五月提議、一九一三年五月三十一日成立の旨公示せらる。之は憲法第一條第三款第一項及び第二項の一

部に代はるものである。）

第十八條

第一款　本條ノ承認ヨリ一年ヲ經タル後ハ、合衆國及ビ其ノ管轄權ニ屬スル總テノ領土ニ於テ、飲用ノ目的ヲ以テ、酒精飲料ヲ醸造、販賣又ハ運搬シ、若クハ其ノ輸入又ハ輸出ヲ行フコトヲ禁ズ。

第二款　合衆國議會及ビ各州ハ適當ナル立法ニ依リ、本條ヲ施行スベキ共同（コンカレント・パワー）ノ權限ヲ有ス。

第三款　本條ハ合衆國議會ヨリ之ヲ各州ニ提議シタル日ヨリ七年以內ニ於テ、憲法ノ規定ニ從ヒ、各州立法部ニ依リ、憲法ノ修正トシテ承認セラルルニアラザレバ、其ノ効力ヲ生ゼズ。

（註、本條は一九一七年十二月提議、一九一九年一月二十九日成立●旨公示せられたが、一九三三年十二月成立の修正第二十一條に依り廢止せられた。）

第十九條

第一款　合衆國市民ノ投票權ハ性ノ區別ニ基キテ、合衆國又ハ州ニ依リ拒否又ハ制限セラルルコトナシ。

第二款　合衆國議會ハ適當ナル立法ニ依リ、本條ヲ施行スルノ權ヲ有ス。

（註、本條は一九一九年六月提議、一九二〇年八月二十六日成立の旨公示せらる。）

第二十條

第一款　大統領及ビ副大統領ノ任期ハ、本條ガ承認ヲ得ザルモノトスル場合ニ其ノ任期ノ終了スベキ年ノ一月二十日正午ニ於テ、上院議員及ビ下院議員ノ任期ハ、同ジク斯ル年ノ一月三日正午ニ於テ終了シ、同時ニ後任者ノ任期ノ開始ヲ見ルモノトス。

第二款　合衆國議會ハ少クトモ、毎年一回集會スベシ。其ノ開會ノ時日ハ、法律ニ別段ノ定メナキ限リ、一月三日ノ正午トス。

第三款　大統領ノ任期ノ始期ト定メラレタルトキニ於テ、大統領當選者（プレジデント・エレクト）ノ死亡セル場合ハ、副大統領當選者（ヴァイス・プレジデント・エレクト）大統領タルベシ。若シ大統領ガ其ノ任期ノ始期ト定メラレタルトキ迄ニ選任セラレザルカ、又ハ大統領當選者ガ就任（クオリファイ）シ得ザル場合ハ副大統領當選者ハ大統領ノ就任シ得ル迄、大統領ノ職務ヲ執行ス。合衆國議會ハ大統領當選者及ビ副大統領當選者ガ共ニ就任シ得ザル場合ニ付キ、法律ヲ以テ規定シ、此ノ場合、大統領ノ職務ヲ執行スベキ者又ハ斯ル者ノ選定方法ヲ指定スルコトヲ得。然シテ斯ル者ハ大統領又ハ副大統領ガ就任シ得ルニ至ル迄、其ノ職務ヲ執行スベシ。

第四款　合衆國議會ハ下院ニ大統領ノ選任權ノ發生シタルトキ大統領ヲ選任スベキ者ノ中ニ死亡者ノアリタル場合、並ニ上院ニ副大統領ノ選任權ノ發生シタルトキ副大統領ヲ選任スベキ者ノ中ニ死亡者ノアリタル場合ニ付キ、法律ヲ以テ規定スルコトヲ得。

第五款　本條第一款及ビ第二款ハ本條承認後ノ最初ノ十月十五日ニ其ノ効力ヲ發スベキモノトス。

第六款　本條ハ之ヲ提議シタル日ヨリ七年以內ニ、四分ノ三ノ州立法部ニ依リ、憲法ノ修正トシテ承認セラルルニアラザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ。

（註、本條は一九三二年三月提議、一九三三年十月十五日成立の旨公示せらる。）

第二十一條

第一款　合衆國憲法修正第十八條ハ之ヲ廢止ス。

第二款　合衆國ノ州、准州（テリトリー）又ハ屬領（ポゼッション）ニ對シ、其ノ地ノ法律ニ反シテ、酒精飲料ヲ配給又ハ使用スル爲メ、之ヲ搬入若クハ輸入スルコトヲ禁ズ。

第三款　本條ハ之ヲ提議シタル日ヨリ七年以内ニ憲法ニ規定セラルル如ク、各州ニ於ケル協議會ニ依リ、憲法ノ修正トシテ承認セラルルニアラザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ。

（註、本條は一九三三年二月提議せられ、同年十二月五日成立の旨公示せらる。）

尙一九二四年第六十八議會を通過した少年勞働修正箇條（Child Labor Amendment）は一九三九年末までに二十八州の承認を受けたが、所要の四分の三の州（三十六州）に達しないので、未だ成立するに至らない筈である。然し一九二一年の大審院が「承認ハ提案後、合理的ナル期間内ニ於テ行ハルベキモノトス」と判決してゐることに注意しなければならない。本修正條項は次の二款より成つてゐる。

第一款　合衆國議會ハ年齢十八歳以下ノ幼年者ノ勞働ヲ制限シ、規定シ、並ニ禁止スルノ權ヲ有ス。

第二款　州法ノ實施ガ合衆國議會ニ依リテ制定セラルル立法ヲ有効ナラシムルニ必要ナル限度ニ於テ停止セラルル場合ヲ除キ、各州ノ權限ハ本條ニ依リテ侵害ヲ受クルモノニアラズ。

（註）本憲法邦譯は高木氏、藤原氏、藤井氏等の譯文を參考とした。

索　引

ア

アーサー　70. 100. 104. 106. 124. 136. 227.
アダムス(エルヴア)　63.
アダムス(ジョン)　25. 32. 69. 93—94. 96. 97. 132. 136. 148. 158. 214. 218. 226.
アダムス(ジョン・クインシー)　69. 96-97. 126. 158. 175. 184. 226.
アダムス(チヤールス)　176.
アラスカ　42. 44.
アンダーウツド　176.
アンチ・メーソニツク黨　35.

イ

一般投票＝ポピユラー・ボート
院外運動者＝ロビイスト
イングルウツド　193.
印刷局　142.

ウ（ヴを含む）

ヴアンデンバーグ　48. 61. 62.
ヴアン・ビューレン　69. 126. 136. 167. 226.
ヴイラ　167.
ウイルソン(ウツドロー)　5. 7. 27. 30. 46. 48. 60. 64. 70. 88. 106. 113. 117. 123. 124. 127-128. 133. 156. 158. 160. 161. 164. 166. 167. 168. 173. 177. 183. 184. 192. 197. 200. 202. 214. 216. 218. 223. 225. 226. 227. 230.
ウイルソン(ジエームス)　17. 18. 20. 26. 119. 169. 170.
ウイルソン(ヘンリー)　136.
ウイルキー　61. 62. 68. 74. 88-91.
ウエード　108.
ウエブスター　35. 174.
ヴエラ・クルース　197.
ヴエルサイユ條約　173. 178.
ウエルタ　167.
ウオール街　69. 100.
ヴオルステツド法　209.
ウオーレス　63. 125. 130. 131. 207.
ウオーレン　147. 157.
ウオツトソン　151.
ウツド　48.

エ

エイケン　65. 89-91.
英米勞働組合合同委員會　205.
エルズワース　148. 158.
エレクター＝大統領選擧人
エレクトラル・カウント・アクト＝選擧人計算法
エレクトラル・コレッヂ＝大統領選擧團體
エレクトラル・コミツシヨン・アクト　86.
エレクトラル・ボート　82-83.
沿岸防備隊　140.

オ

オーヴアーマン法　202
オールドリツチ　126.
オブライアン　61.
オマホニイ　63.
オレンヂ　65.

カ

カーチス 134. 136.
ガーナー 47. 63. 131. 134. 136.
ガーフィールド 29. 70. 104. 106. 108. 123. 128. 145. 226.
カーン 132.
海運勞働局 142.
海軍作戰部長 190. 191. 192. 195. 201.
海軍長官 109. 118. 119. 121. 122. 124. 150. 191. 201. 208.
海軍聯盟 54.
海事委員會 116. 142. 206.
海兵團 140.
會計檢査院 141.
會計檢査院長 160.
會計檢査院次長 160.
會則委員會 52.
外銀買上法 56.
外國資產管理局 202. 205.
外油管理局 205.
下級官吏 139–140. 162.
下院議員選擧區協議會 45.
下院議長 108. 118. 135. 181.
合衆國國防促進法 184. 232.
合衆國議會＝聯邦議會
合衆國地方檢事 138.
合衆國職業紹介所 202.
合衆國裁判所執行官 138. 139. 144.
合衆國鐵道管理局 200. 201.
合衆國特別法律顧問 142.
カツシング 146. 147.
カツパー 62.
ガネツト 61. 62.
カランサ 167. 168.
カリー 166.
カリビア海 183. 193.
假條約 182.
カルフーン 35. 136.
官吏任期法 105. 159–160.
關稅委員會 142.
關稅裁判所 155.
關稅及特許控訴院 155.
ガン嬙和會議 175.

キ

議會附屬圖書館長 139.
ギテイ 145.
疑問の州＝ダウトフル・フテート
記錄局 142.
キヤビネツト・システム 11.
ギヤラツプ 74. 186.
ギヤラテイーン 175. 177.
行政機構改革法 202.
行政命令 116—117. 194.
行政文官 140. 142.
共產黨 65. 77. 91.
共同決議 160. 167. 222. 224.
拒否敎書 160. 214. 225. 228.
緊急船隊會社 200. 201.
緊急事務管理局 203. 206.
キング 191.
禁酒黨 65. 77. 91.
金屬貯藏會社 203. 206.
金門萬國博覽會委員會 141.

ク

空軍 195.
クーリッヂ 27. 70. 101. 104. 133. 134. 136. 147. 157. 160. 211. 214. 224. 227. 230.
クラーク 158.
クラシフアイド・サーヴイス 143.
グラント 23. 27. 29. 70. 86. 112. 160. 184. 192. 221. 223. 227.
クリーヴランド 25. 27. 68. 84. 88. 124. 184. 193. 199. 227. 230.
グリーン 146. 147.
グリーンバック黨 64. 86.
クリントン 136. 150.
クルーガー 65.
グレイ(エドワード) 127.
グレイ(ジョージ) 175.
クレイ 96. 159. 175.
グレシアム 124.
グロスマン 210.
クロフオード 96.

ケ

經濟戰爭局 204. 206.
計算係 93.
ゲリー 42. 135. 136. 170. 196.
ゲリーマンダーリング 42.
憲法會議 3. 8. 17. 18. 19. 20. 21. 26. 27. 31. 118. 119. 135. 169–170. 179. 189. 196.
牽制均衡の法 10.
檢事總長 107. 109. 118. 119. 120. 121. 122. 147. 210. 216. 226.

コ

コーエン(ウオルター) 157.
コーエン(ベンジヤミン) 130.
コーカス＝國會豫選會
高級官吏 138. 139.
航空機局 202.
コーコラン 130.
公聽會 125.
合同決議＝共同決議
候補者名簿 82.
項目拒否權 221. 223.
國會議事堂 100.
國會豫選會 34. 35.
國家航空諮問委員會 142.
國家產業復興法 117. 153.
國家資源企劃局 202.
國家勞働關係局 142.
國家勞働關係法 56.
國家調停局 142.
國防會議 141. 200. 201. 203. 206.
國防敎書 214. 216.
國防工場會社 204. 206.
國防資材供給會社 204. 206.
國防資材優先配給委員會 204.
國防諮問委員會 201. 203. 204. 206.
國防石油調整局 204. 206.
國防生產管理局 204.
國防促進法＝合衆國國防促進法
國防住宅會社 203. 206.
國防住宅局 204. 206.
國防調査委員會 203. 206.
國防調停局 204.
國防通信委員會 204. 206.
國民行政官 18.
國民共和黨 35.
國務參議院 118.
國務長官 92. 109. 119. 121. 122. 123–124. 132. 171.
國立博物館 142.
告別の辭 28
コックス 60.

五人委員會 205.
護謨貯藏會社 203. 206.
孤立主義 186.
コルフアックス 136.
コルビイ 124.
コロンビア區 40. 44. 138. 140. 145. 209.
コンヴエンション•システム 47.
コングレショナル•ガヴアメント 11.
コンクリング 29. 145.

サ

サアジエント 147.
サード•ターム•トラヂション 28–30.
在鄉軍人局 142.
裁判所構成法 119.
財務長官 109. 118. 119. 121. 122. 124. 132. 209.
細目委員會 18. 26. 118. 169.
再割當法 42.
作戰部長＝海軍作戰部長
產業別組織會議 74.
サント•ドミンゴ 180. 182. 184. 193.
三分の二法 60.
參謀總長 190. 192. 195. 201.

シ （ヂを含む）

シーワード 123.
ジエイ 96. 97. 148. 151. 181.
ジエームス 62.
ジェフアーソン 27. 28. 32. 54. 69. 94. 96. 97. 111. 120. 123. 126. 132. 136. 149. 158. 165. 214. 220. 226.
ジエネラル•チケット•システム 82–83. 99.
ジエネラル•フエヴアリット 62.
資格審査委員會 51. 52.
資本發行委員會 200. 201.
市民防衛局 204. 206.
指名候補 67.
社會黨 65. 77. 91.
社會主義勞働黨 65. 92.
社會保障法 56.
シヤーマン（ジエームス） 136.
シヤーマン（ロヂヤー） 135.
シヤーマン•トラスト禁止法 58. 216.
ジヤクソン（アンドリユー） 27. 35. 69. 96. 106. 122. 123. 146. 147. 167. 227.
ジヤクソン（ロバート） 154.
ジュネー 165.
州委員會 45. 59. 77.
州協議會 35. 45. 47.
州權主義 3.
州の性質 2–3. 8.
州の權限 3–7. 8–9.
州立法部（州議會） 14–15. 81. 87. 218.
州知事 13–14. 49. 75. 87. 92. 218.
州副知事 14. 131.
州務長官 14. 92.
州檢事總長 14.
州監査官 14.
州財務官 14.
州際商業委員會 138. 141. 206.
首都公園及都市計畫委員會 142.
巡回控訴院 155. 212.
巡回裁判所 153.
准州 40. 209.
准州知事 138.
準立法的官吏 161–162.
上院外交委員會 171. 175.
上院議員選擧委員會 76.
上院議長 85. 92. 105. 118. 131. 133. 135. 136. 172.
上院臨時議長 107–108. 135.
上院司法委員會 153. 222.
上院選擧費調査委員會 77. 78.
上院の儀禮 144–146.
證券及取引所委員會 142.
商業裁判所 153.
商務長官 109. 121. 122.
常設機關設定委員會 52.
情報局 203.
情報委員會 202.
小住宅局 141.
職員補償委員會 141.
食料管理局 200. 201.
食料供給委員會 205.
食料保存法 200.
ジョンズ 63.
ジョンソン（アンドリユー） 70. 104. 105. 108. 146. 147. 159–160. 211. 222. 227. 230.
ジョンソン（ハイラム） 48. 74.
ジョンソン（リチヤード） 136.
ジョンソン法 185.
資料統計局 203.
人身保護令狀 194.
人事連絡局 203.
人民黨 64.
進步黨 30. 64. 76.

ス

樞密院 118. 119.
スコツト 190.
スターク 190.
スタントン 105. 160.
スタンベリー 146. 147.
スチブンソン 136.
スチムソン 124. 150. 184.
スチユアート 42.
ステツセン 50. 60.
ストーリ 156.
ストーン 154. 156.
スプリンガー 25.
スプレーグ 61.
スポイルズ•システム＝官職制度
スミス 37. 43. 68. 74.
スムート 228.

セ

政綱 35. 46. 53. 54–59.
政綱及決議委員會 52–53.
政黨の變遷 66.
政府案 232.
誓約代議員團 46.
全國委員會 35. 45. 51. 52. 75–77.
全國商業會議所 54.
全國製造業者協會 88. 208.
全國豫選會 46.
全候補者名簿制度＝ジエネラル•チケット•システム
全州代議員 38–40. 45.
前大戰出征軍人團 54. 229.
前大戰戰蹟委員會 141.
選擧委員長 73. 74.
選擧委員會 86.
選擧管理局 85.
選擧敎本 73.
選擧區制度 82–83. 99.
選擧區代議員 38–39. 45.

選擧人計算法 87. 98.
選擧費 75-79.
選擧報告 85. 87.
選拔徵兵法 185. 200.
戰時海運局 205. 206.
戰時金融會社 200. 201.
戰時產業局 200. 201.
戰時情報局 205.
戰時人的資源委員會 205. 206. 208.
戰時生產局 204. 205. 206. 207.
戰時貿易局 200.
戰時勞働局 200. 201.
戰時勞働政策局 202.
セント・クレーア 215.
善隣政策 183.

ソ

總司令官 115. 186. 188. 191. 192.
租稅上告局 141.
ソリッド・サウス 85.

タ

ダーク・ホース 62.
第三院＝ロビイスト
第三期不出馬の傳統＝サード・ターム・トラヂション
大審院(聯邦) 7. 86. 106. 111. 112. 117. 147-149. 153. 154. 155. 156. 161. 162. 210. 211. 212. 221. 222. 226.
大審院長 100. 104. 118. 148. 154. 155. 156.
大赦令 211.
大統領繼承法 107-109.
大統領選擧人 6. 32-33. 38. 39. 67. 81-99.
大統領選擧團體 32. 98.
大統領選擧の有權者と棄權率 88.
大統領事務局 23. 24. 140. 202. 203. 206. 217.
大統領當選者 97-98. 101. 109.
大統領豫選會 45. 46. 48.
大陸會議 2.
代議員團 38. 59. 61.
對敵通商法 200.
タイデングス 63.
タイラー 69. 103. 104. 146. 147. 227.
ダイレクト・ヴイトー 225. 227. 228. 229.
ダフトフル・ステート 67. 68.
タグウエル 130.
ダグラス 88.
タフト(ウイリアム) 30. 64. 70. 113. 124. 126. 129. 161. 178. 182. 223. 227. 230.
タフト(ロバート) 61. 62.
タニー 106. 146. 147.
タマニー 97.
ダラス 136.
彈劾 95. 104. 105. 106. 108. 157. 209. 210.

チ

中間選擧 42.
中立法 185. 218.
駐在委員 42.
チエース 105.
地方試驗局 143.
チヤツプマン 211.
直接拒否＝ダイレクト・ヴイトー
直接豫選會 45.
チルデイン 84-85.
チンカム 184.

ツ

追加條項＝ライダー
通常軍法會議 162.

テ

デイ 177.
デイストリクト・システム＝選擧區制度
テイラー 69. 104. 190. 226.
デヴイス(カツシユマン) 175.
デヴイス(ジヨン) 60. 179.
デヴイス(デーヴイツド) 86.
鐵道退職局 142.
テネツシー河流域管理局 142.
デユーイー 47. 61. 62.
テリトリー＝准州

ト

黨員會議 34. 45.
同時決議 107. 160. 221. 222. 224.
ドーズ 134. 136. 147. 217.
トーマス 65. 89-91.
トーマス修正條項 56.
ドノヴアン 166.
奴隸解放令 191.
トムキンズ 136.

ナ

ナイ 186.
內務長官 109. 118. 121. 122.
南部聯邦 191.

ニ

ニカラグア 182.
ニユーセス河 197.
ニユー・デイル 12. 55-59. 74. 153.
紐育博覽會委員會 142.

ネ

ネルソン 205. 207.
年次敎書 214.
燃料保存法 200.
燃料管理局 200. 201.

ノ

農事局 54.
農民勞働黨 76.
農務長官 109. 121. 122.
ノックス(フランク) 48. 124. 150.
ノックス(ヘンリー) 120. 172.
ノリス 126. 145. 149.

ハ

バー 32. 94. 96. 97. 111. 112. 136.
パーカー 53. 148. 149-150.
パーキンス(フランセス) 124. 130.
パーキンス(ミロ) 207.
パークレー 64. 232.
パーシング 189. 192.
ハーデイ 145.
ハーデイング 48. 70. 101. 104. 123. 135. 154. 156. 167. 174. 176. 214. 217. 230.
パートン 158.
パーリメンタリー・システム 11.
パール 130.
パーンズ 154.
陪席判事 148. 154.

ハヴアナ 197.
ハウス 127. 166. 176. 179.
ハウストン 37.
白堊館＝ホワイト・ハウス
白娼法 7.
パターソン(ウイリアム) 20. 148.
パターソン(グローヴ) 61.
ハツチ法 53. 78.
パトラー 20. 170. 196.
巴奈馬運河地帶 44. 142. 167.
パブコック 112.
ハミルトン(アレキサンダー) 18. 20. 54. 96. 120. 143. 151. 157. 196.
ハミルトン(ジョン) 150.
ハムリン 136.
ハリソン(ウイリアム) 21. 70. 84. 104. 144. 226.
ハリソン(ベンジヤミン) 69. 84. 144. 227.
ハル 125.
ハワイ 42. 44. 58. 198.
鄱陽湖航行權 193.
ハンフリー 161.
汎米政策 184.

ヒ

ピアース 69. 184. 227.
非交戰國としての戰爭 186.
ヒューズ 123. 149. 154. 176.
ピンクニー 18. 21. 32. 96. 97. 169. 196.

フ

フアーレー 63. 155.
フイツシユ 186.
フイツツシモン 20.
フイラデルフイヤ 2. 3. 36-37. 60.
フイリツピン 42. 44. 194.
フイルモア 69. 104. 136. 226.
フーヴア 20. 48. 61. 62. 67. 101. 126. 184. 208. 209. 214. 218. 227. 228. 230.
フエヴアリット・ソン 62.
フエツセンデン 146.
フエデラリスト 143. 151. 169.
フエデラル・ホール 100.
フオーチユン誌 74.
フオード 65.
フオール 168.
副總司令官 192.
副大統領の地位 103-110. 130-135.
副大統領當選者 97-98. 109.
武器貸與計畫局 204. 206.
武器貸與法＝合衆國國防促進法
ブキヤナン 70. 113. 126. 227.
物價統制局 204. 206. 207.
ブツシユフイールド 62.
婦人投票者聯盟 124.
フライ 175.
プライマリー・システム 47.
ブライアン 30. 67. 68. 123. 132. 179.
ブラウダー 65. 89-91.
ブラウン對ウオーカー事件 209.
ブラック 154.
ブラット(ウイリアム) 191.
ブラット(トーマス) 145.
フランクフアーター 130. 154.
フランクリン 21. 23. 119.
佛蘭西大統領 32. 33.
ブリス 176.
ブリッヂス 62.
ブリット 130.
フリン 74.
ブル・ムース黨 30.
ブレーン 68. 88. 123.
ブレーン・トラスト 127. 129-130.
プレシデンシヤル・システム 11. 129.
ブレツキンリツヂ 88. 136.
ブレナーハセット 112.
フレモント 67.
ブルマン寢臺車會社 193.
文官委員會 138. 140. 141. 142-143.
文官任用法 140. 145.

ヘ

ヘイ 171. 179. 183.
米加共同防衞委員會 203. 206.
米國第一委員會 186.
米國輿論研究所 74.
米國勞働總同盟 54.
米洲共同防衞 184.
米洲通商文化調整局 203. 206.
米墨共同防衞委員會 205. 206.
ヘイズ(ウイル) 154.
ヘイズ(ラザーフオード) 70. 84-86. 100. 227.
兵站軍 195.
ペタン 33.
ペプソン 65. 89-91.
ペヤード 175.
ベル 88.
ベルンシユトルフ 165.
ヘンショウ 146. 147.
ヘンダーソン 207.
ヘンドリックス 108.
ペンドルトン 128.
ペンドルトン法 145.

ホ

ホイーラー(ウイリアム) 136.
ホイーラー(バートン) 186.
ホイック黨 190.
ホーア 175. 176.
ポーク 69. 173-174. 190. 197. 216. 227.
ポーター 146. 147.
ポート・リコ 42. 44. 194.
ホームズ 156.
ホーレツク 61.
防衞水域 198.
方針演說 51. 52.
法律顧問 210.
北米航空會社 193.
ポケツト・ヴイトー 225. 226. 227. 228. 229.
ホバート 136.
ホバン 24.
ホプキンス 166.
ポピユラー・ボート 82-83. 98-99.
ボラー 48. 126.
ホワイト 176.
ホワイト・ハウス 24. 25. 100. 202.

マ

マーシヤル(ジョン) 6. 111. 120. 148-149.
マーシヤル(ジョーヂ) 191.
マーシヤル(トーマス) 133. 136.
マーチン 50. 62. 74.
マーフイー 154.
マイアミ・インデイアン 215.
マイヤーズ對合衆國事件 160. 161-162.

マカロック對メリーランド州事件 6. 8.
マクナイダー 62.
マクナット 63. 208.
マクナリー 62. 63.
マクヘンリー 20.
マクレイノルズ 154.
マクレラン 192. 195.
マッキンレイ 21. 27. 29. 70. 104. 124. 167. 171. 175. 176. 183. 192. 197. 227.
マックアーサー 190.
マックレイ 172.
マツコーマツク 232.
マツコール 179.
マヂソン 27. 69. 119. 126. 151. 158. 169. 175. 177. 220. 227.

ミ

未濟事務委員會 26.
民兵 4. 115. 188.

ム

ムーア 177.
ムーアマン 65.
無制限國家非常時狀態の宣言 186.

メ

メイヨー 197.
命令權 12. 116. 200.
メイン號 197.
メーソン 27. 118. 196.
メヂアー・フラクション・メソード 41.

モ

モーゲンソー 130.
モートン 136.
モーリス(グーヴアヌーア) 118. 119. 172.
モーリス(ロバート) 20.
モリー 130.
門戶開放政策 183.
モンロー 25. 27. 69. 126. 158. 193. 216. 227. 229.
モンロー主義 55. 183. 216.

ユ

郵務總監 121. 122. 139. 154.
ユニオン黨 77. 78. 91.
ユニツト・ルール 59.

ヨ

要償裁判所 155. 161.
豫算教書 214. 216.
豫算局 202. 217.
豫算會計法 217.
豫備選擧＝大統領豫選會
豫備代議員 40.

ラ

ライダー 223.
ライト 179.
ラガーデイア 63.
ラツシユモーア山國家紀念事業委員會 142.
ラツセル(ジョナサン) 175.
ラツセル(ベンジヤミン) 42.
ラフオレツト(Sr.) 76. 145.
ラフオレツト(Jr.) 29.
ランシング 127-128. 165. 176.
ランドルフ 17. 18. 120.
ランドン 49. 67.

リ

リーイ 192.
リード(デーヴイツド) 176. 229.
リード(スタンレイ) 154.
リヴイングストン 100.
リオ・グランデ河 197.
陸軍長官 109. 116. 118. 119. 121. 122. 124. 132. 150. 173. 191. 201. 208.
陸上軍 195.
リコール 14.
リトヴイノフ 167.
兩院(合同)委員會 19. 222.
屬官制度 123. 159.
リンカーン 27. 87-88. 104. 113. 123. 125. 152. 190. 192. 194. 199. 227. 229.
リンドバーグ 186.
臨時 會 115. 217-218. 219.

ル

ルイス 74.
ルート 123. 176. 182.
ルシタニア號 165.
ルビン 130.

レ

レイド 177.
レイナー 182.
聯合 2.
聯合規約 2. 169. 170.
聯合議會 2. 169.
聯邦議會の構成及選擧 40-43.
聯邦行政官 18.
聯邦裁判所の構成 12. 153. 155.
聯邦事業局 123. 141.
聯邦政府の權限 3-8,
聯邦通商委員會 141. 161.
聯邦通信委員會 141.
聯邦動力委員會 141. 151.
聯邦保障局 123. 141. 206.
聯邦預金保險會社 141.
レンスター公 24.

ロ

ローズヴエルト(フランクリン) 6. 7. 12. 25. 27. 30. 47. 48. 52. 54. 60. 63. 74. 89-91. 101-102. 113. 116. 124. 125. 131. 150. 153. 154. 155. 156. 161. 167. 181. 183. 184. 186. 190. 193. 198. 202. 203. 208. 214. 218. 223. 227. 229. 230. 232.
ローズヴエルト(セオドア) 7. 27. 29. 30. 52. 64. 70. 104. 113. 123. 124. 132. 167. 171. 182. 197-198. 216. 227. 230.
勞働長官 109. 121. 122. 124.
ロウデイン 48.
ローゼンマン 130.
ロツヂ 176.
ロナーガン 77.
ロバート 154.

昭和十八年六月十五日印刷
昭和十八年六月十八日發行
（二、〇〇〇部印刷）

定價四圓

著者　家永正章（いえなが まさあき）
發行人　三樹樹三　東京市小石川區丸山町三〇
印刷人　中川二郎　東京市芝區南佐久間町一ノ七
印刷所　研文社（東東二二〇）　東京市芝區南佐久間町一ノ七

出版會承認
あ 390372 號

印　檢

領統大國米

發行所　東京市麹町區丸ノ内二ノ十二（振替東京五五一八三番　電話丸ノ内四六六四番）
社團法人　日本外政協會
（出版會會員番號二二二〇三八）

配給元　東京市神田區淡路町二ノ九　日本出版配給株式會社

960
23
0
23
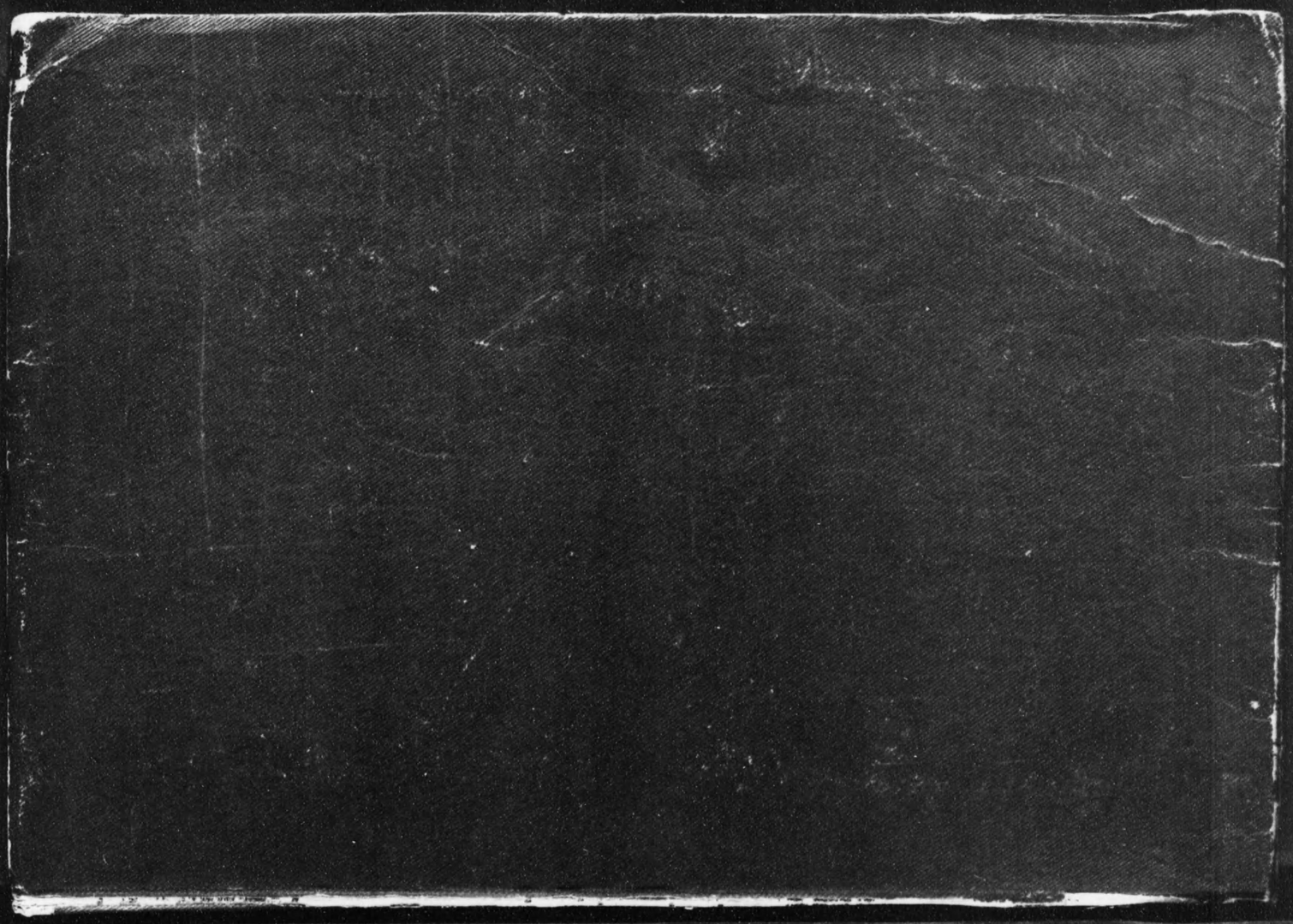
18年 7月22日